

# 平成17事業年度に係る業務の実績に関する報告書

平成18年6月

国立大学法人  
小樽商科大学

**○ 大学の概要**

(1) 現況

① 大学名

国立大学法人小樽商科大学

② 所在地

北海道小樽市緑3丁目5番21号

③ 役員の状況

秋山義昭（学長）（平成16年4月1日～平成18年3月31日）

理事数（非常勤を含む） 3名

監事数（非常勤を含む） 2名

④ 学部等の構成

商学部  
商学研究科

⑤ 学生数及び教職員数（平成17年5月1日現在）

学生数	商学部	合計	
		2,518人	(うち留学生 34人)
(昼間コース)	経済学科	482人	
	商学科	528人	
	企業法学科	378人	
	社会情報学科	260人	
	商業教員養成課程	2人	
	教育課程	500人	
(夜間主コース)	経済学科	66人	
	商学科	78人	
	企業法学科	72人	
	社会情報学科	98人	
	教育課程	54人	
商学研究科	合計	109人	(うち留学生 12人)
	経営管理専攻（修士課程）	15人	
	現代商学専攻（修士課程）	17人	
	アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）	77人	
教員数		134人	
職員数		71人	

(2) 大学の基本的な目標等

小樽商科大学は、経済社会の発展と地域社会の活性化に貢献し、延いては文化・人類の発展に寄与し得る研究と人材の育成を推進することを使命として、実学重視の伝統と商科系単科大学としての特徴を活かし、一層の個性化を図るために、以下の目標を設定する。

1 教育の分野

- (1) 徹底した少人数主義によるきめ細かな教育の実施
- (2) 実学を重視した教育の実施
- (3) 広い視野と国際的感覚を育てるための国際交流事業の充実

2 研究の分野

- (1) 基礎研究とそれを踏まえた応用的・実学的研究の重視
- (2) 1学部を広範な専門分野を包摂する単科大学の特性を活かした総合的・学際的研究の推進

3 社会貢献の分野

- (1) 地域社会の活性化に資する産学官連携事業の展開
- (2) 経済社会の要請に応え得る高度な専門的知識を有する職業人の育成

4 本学の特徴－「実学」の伝統を受け継いだ教育－

「経済学」、「商学」、「法学」、「情報科学」、「言語文化」、「人文・自然」という幅広い学問分野の講義やゼミが揃っているため、自分の専門分野を深めると同時に、これらの多彩な分野から科目を選択し、幅広い知識を修得することができる。また、単に所定の学問分野の知識を頭に入れるだけではなく、専門ゼミ、基礎ゼミによって、議論する力、文章を書く力、発表する力等の積極的に発信する力を養い、それぞれの学問分野の知識を組み合わせ実践的に活用する能力を修得することができる。この専門能力と幅広い知識を使いこなす能力の双方を修得する学問が「実学」である。

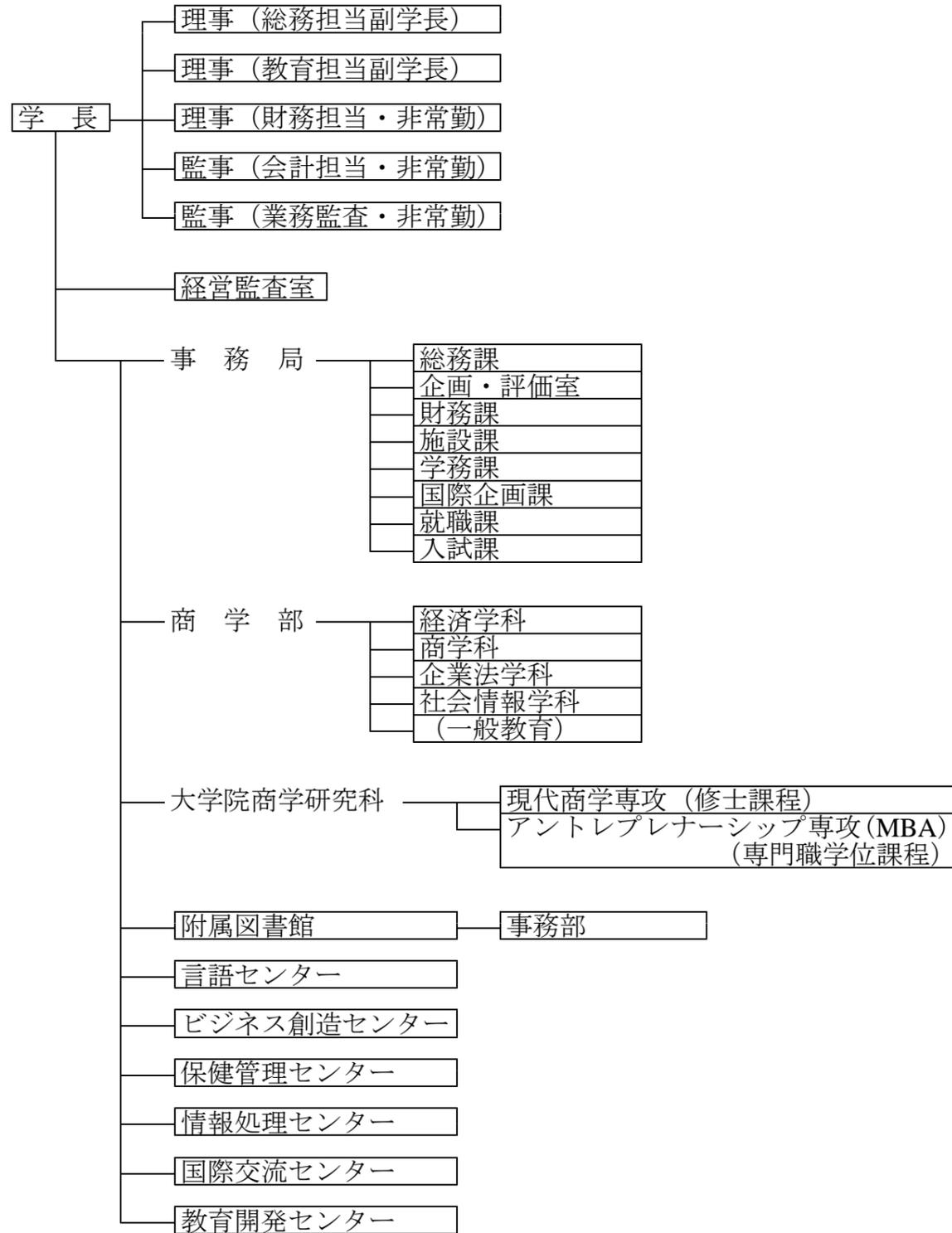
なお、この実学を基礎にして、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、ロシア語、朝鮮語の7外国語及び短期留学生プログラムの英語による経済学及び商学の授業科目を開講し、グローバルな時代に対応するための実践的なスキルを身に付けさせる、もう一つの伝統を受け継いだ教育を実施している。

大学院商学研究科は、現代商学専攻（修士課程）及びアントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）の2専攻を設置している。現代商学専攻では、社会の多様な方面で活躍し得る高度な専門的知識・能力を有する人材の育成を目的として、特定のテーマについて自らの専門性を高めるために研究を深めて修士論文に結実させる教育を実施し、アントレプレナーシップ専攻は、自らの専門性を軸に、マーケティング、組織、戦略、会計等の知識・スキルを統合し、経営分析能力やビジネスプランニング能力を持つMBAホルダーを育成し、テーマ研究型と職業人養成型の双方の専攻を持つ研究科である。

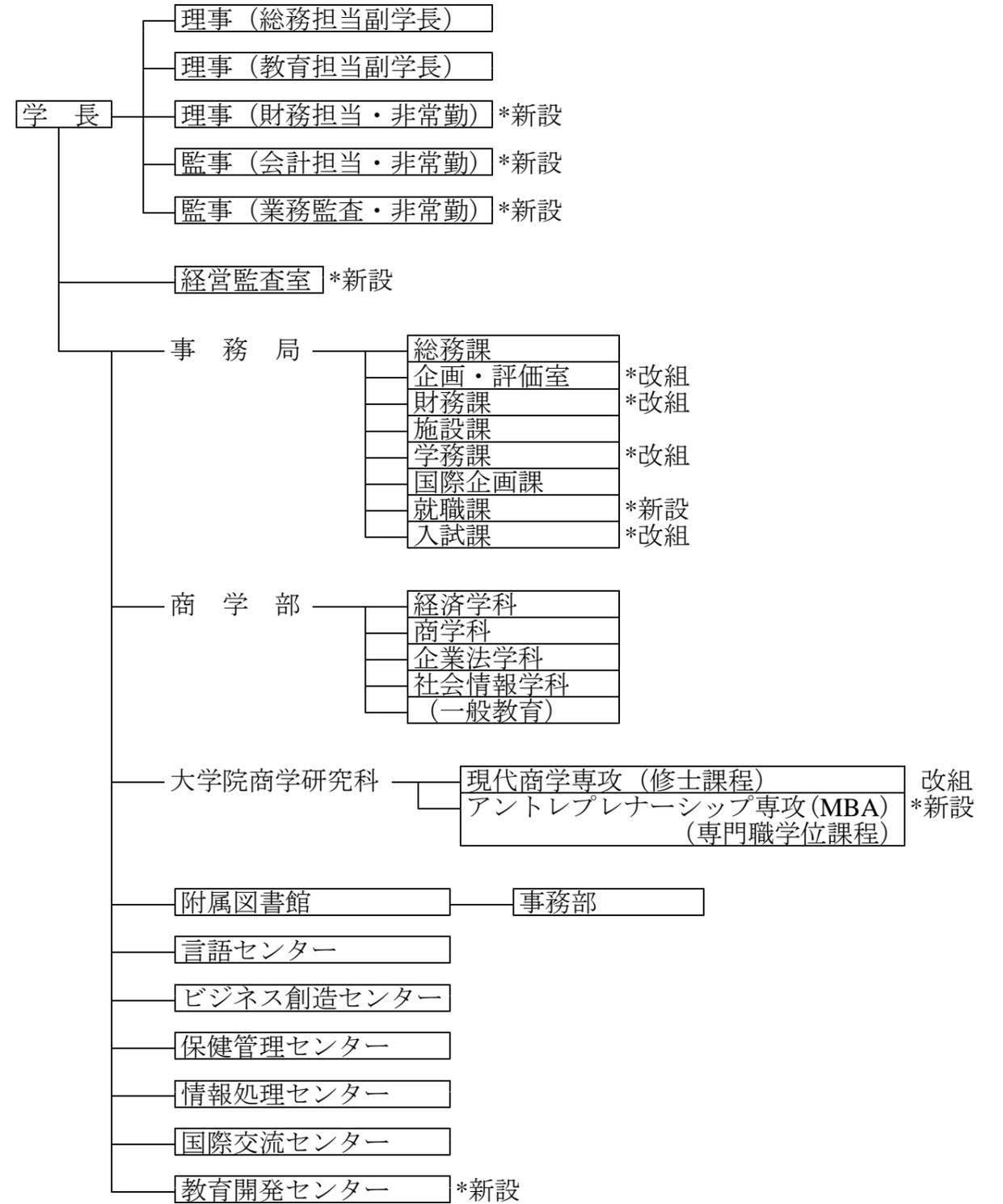
国立大学法人小樽商科大学

大学の機構図

平成17年度



平成16年度



全体的な状況

1. 項目別の状況等を踏まえつつ、平成17年度の業務の実施状況を総括

○学長のリーダーシップの下、機動的・戦略的な大学運営を目指した取り組み

大学院商学研究科博士後期課程設置の取り組み

- (1) 北海道経済の活性化に寄与するマネジメント人材の育成を目的とし、現在の修士課程から、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分する博士課程の設置について、平成19年4月設置を目指し準備している。

小樽商科大学同窓会（緑丘会）との連携の取り組み

- (2) 小樽商科大学同窓会（緑丘会）から本学へ総額24,000千円の助成が行われ、教員の海外への長期、短期派遣を行う海外派遣事業、事務職員の短期語学研修を行う事務系職員研修事業、語学・交換留学及び留学生との交流を行う国際交流事業、教員・学生の教育研究の助成を行う学術振興事業等に助成を行っている。
- (3) 小樽商科大学同窓会（緑丘会）と共同で、「緑丘企業等セミナー」を開催し、約200企業等から参加費一社3万円合計約600万円を徴収して、本学の就職支援事業に充てた。
- (4) 小樽商科大学同窓会（緑丘会）の支援を得て、緑丘会「就職活動支援融資」を制度化した。融資対象者は卒業後緑丘会会員となる者で、融資限度額は一人10万円まで。
- (5) 小樽商科大学同窓会（緑丘会）と共同で公務員を目指す学生のために、合格に必要な最重要科目を主とした有料による「公務員受験対策講座」2コース（2年次生向15ヶ月コース及び3年次生向6ヶ月コース）を札幌サテライトに開講し、本学学生から納入された受講料の一部が本学に還元された。
- (6) 本学担当教員と同窓会との連携のもとに、様々な分野で活躍している14名の本学卒業生を講師に迎えて、「総合科目Ⅱ（エバーグリーン講座、2単位）」を開講した。平成17年度は326名が履修した。

地域の公立私立大学等との連携・支援の取り組み

- (7) 北海道東海大学並びに札幌医科大学の2大学との間において、文理融合型連携協力に関する大学間協定を締結した。これは、所属教職員の交流を通じて、相互の知見の理解と産学官連携活動に必要な情報を共有し、2大学が有するシーズと本学が有するビジネス創造の知見を融合させることを目的とする。

教員配置の適正化を検討する取り組み

- (8) ワーキンググループを設置して、教員組織のありかた、教育の実施体制、支援体制に関して当面直面する諸課題について検討を行い、成案をまとめた。

広報戦略策定の取り組み

- (9) 広報を一元的に担当する事務組織である広報担当部門は、学生、教職員、一般市民、卒業生それぞれを対象として、広報誌、ホームページ等広報全般に対するアンケート調査及び集計を行い、広報委員会は、集計結果を調査分析し、基本的な広報戦略を策定した。

健康科学系施設整備の取り組み

- (10) 体育館の改築工事において、施設の有効利用を図るため、共同利用できるスペースとしての多目的室を設計に取り込み、教育、研究、生涯教育、公開講座などの有効利用を図った。

学生の経済支援への取り組み

- (11) 本学学生の経済支援策として、本学のメインバンクである北洋銀行と本学の間で、低金利（年、1.875%）の教育ローンに関する協定を締結した。

研究実施体制等の取り組み

- (12) ビジネス創造センター（CBC）の下に「北洋銀行企業再生寄附研究部門」を設置し、北洋銀行より客員教授1名が着任し、企業再生に関する研究に着手した。

- (13) 教員の研究活動全般を網羅するための「研究者情報データベース」を構築した。

その他の取り組み

- (14) 日本経済新聞社との共催で第1回日経ビジネスクリエーション塾を開催した。「地域と大学の連携」をテーマに、経済界、学界で活躍する本学OB4名をパネリストに迎え、約250名の参加者を得て行われた。

- (15) 本学の存在をアピールし、知名度を高めるため、地元の酒造会社、農家、広告会社と連携して商大グッズを開発した。名称を一般公募した結果、「小樽緑丘（日本酒）」、「商大饅頭（酒饅頭）」として商品販売した。

○国民や社会に対する説明責任を重視した社会に開かれた大学運営を目指した取り組み

高大連携に関する取り組み

- (1) 札幌・旭川においてポスターセッションを中心とした大学説明会（オープンユニバーシティ）、大学を開放して進学説明会を行うオープンキャンパス、高校に出向く出前講義、本学紹介のための高校訪問（進学説明会等）を実施した。

ア 大学説明会（オープンユニバーシティ）は、札幌で195名、旭川では32名が参加し、オープンキャンパスには、817名が参加した。

イ 出前講義は15高校で行い、高校訪問は北海道・北海道外で42高校、進学説明会は出版社及び高校主催で24回開催した。

ウ 18の高校からの本学への訪問があった。

- (2) 札幌市内の高校で1～3年生45人に対し、5日間の夏期連続講義を行った。

- (3) 札幌市内の2つの高校と協力し社会科学に関する入門書として、平成16年度は「わかる経営学」を、平成17年度には「美しい経済学」及び「守る！企業法学」の3冊の入門書を発行した。

- (4) 本学に入学実績のある高校（200校）に、PRのため大学案内用DVD及び3冊の入門書を配付した。

- (5) 教育開発センター学部・大学院教育開発部門インターンシップ専門部会において、平成10年度からのインターンシップを自己点検し、報告書原案「本学のインターンシップと今後のあり方」を作成した。

施設の開放に関する取り組み

- (6) 施設有効利用及び地域社会への貢献の観点から、平成17年4月から札幌サテライトの講義室等について学外貸出を開始し、併せて、学外利用者の利便性の向上を図るため、利用状況や設備等の詳細（部屋見取図、備品一覧、AV機器操作マニュアル）をデータ化しホームページ上に公開した。

- (7) 施設有効利用及び地域社会への貢献の観点から、改装後の体育館について、学外利用者の利便性の向上を図るため、利用状況をホームページ上に公開した。

地域連携・地域貢献に関する取り組み

- (8) 本学と地域との連携・協力関係の発展を目的として開催している「一日教授会」の場において、教室や体育施設の学外貸出について市民への広報を行った。
- (9) 本学教員の社会貢献対応事項について調査するために、各教員の社会貢献対応事項について情報収集を行い、「小樽商大教員社会連携のための教員ディレクトリー」として取り纏め、本学ホームページに掲載し、積極的に外に向けて広報する体制を整えた。
- (10) 既存の「小樽商科大学・北海道地域連携協議会」のあり方を検討し、北海道、札幌市、小樽市の3自治体に、新たに札幌商工会議所、小樽商工会議所、北海道中小企業家同友会を構成員に加え、名称を「小樽商科大学地域連携協議会」に変更した。平成18年2月に「第3回小樽商科大学地域連携協議会」を開催し、連携事業として「小樽商科大学地域貢献セミナー」を、「大学の地域貢献活動—大学も地元を元気にする」というテーマのもとで開催した。
- (11) 「街の振興と活性化」をテーマとして、「一日教授会」を開催した。市民、市内経済界、市関係者、学生、教職員等約170名が参加し、市長、小樽商工会議所副会頭、本学卒業生により、それぞれの立場から大学に対する提言をしてもらい、「小樽の活性化のために大学が何をすべきか」を市民とともに考え、意見交換を行った。
- (12) 平成17年9月に「第1回地域共同研究センター定期情報交換会」(メンバー：小樽商科大学ビジネス創造センター、福島大学地域創造支援センター、滋賀大学産業共同研究センター及び地域連携センター、特別参加：岩手大学地域連携推進センター、札幌医科大学(産学連携センター仮称・準備中)、北海道東海大学地域連携研究センター)を開催した。
2. 中期計画の全体的な進捗状況、各項目別の状況のポイント、各項目に横断的な事項の実施状況など
- (1) 中期計画は、全体的には概ね計画どおりに進捗している。
- (2) 「Ⅰ 大学の教育研究等の質の向上」におけるポイントは以下のとおりである。
- ア 毎年、入試広報・広大連携事業計画を立て、大学説明会、高校訪問、模擬講義等を精力的に行った。その他、高校での5日間の連続講義、高校生向けの社会科学の入門書(3冊)を発行するなどユニークな活動も行った。
- イ 教育課程では、高校から大学への接続教育を目的とする科目群について見直しを行い、全学協力をより可能とするために各科目の意義づけや再編を行った。
- ウ FD活動の拠点である教育開発センターに研究部門(教育方法の研究・開発)を新設し、助手1名、事務補佐員1名を配置して充実を図った。
- エ キャリア教育、就職支援について、同窓会(緑丘会)と連携し、エバークリーン講座、緑丘企業等セミナー、公務員対策講座等を展開した。
- オ 商学研究科現代商学専攻の「商学コース」に言語センター教員が担当する英語関連科目を設置し、「国際商学コース」に改組した。同コースでは、英語専修免許取得を希望する学生のために社会人特別選抜を導入し、1名の学生が入学した。
- カ 国立大学法人12大学経済学部・経営学部(本学の他に、福島大学、埼玉大学、横浜国立大学、富山大学、信州大学、滋賀大学、和歌山大学、山口大学、香川大学、長崎大学、大分大学)間における「社会人大学院学生転入学制度」を導入し、社会人学生転入学選抜要項、検定料・入学料の不徴収制度を整備した。

- キ 早期卒業制度(3年間で卒業)及び大学院(修士課程又は専門職学位課程、2年間)を組み合わせたシステムとして「学部・大学院(修士課程及び専門職学位課程)5年一貫教育プログラム」を作成した。
- ク 商学研究科アントレプレナーシップ専攻に、企業等組織からの推薦入試制度を導入し、平成18年度入試から実施した。組織から5名が推薦され3名が合格した。
- ケ 北海道東海大学並びに札幌医科大学と文理融合型連携協力に関する大学間協定を締結し、共同研究を開始した。
- (3) 「Ⅱ 業務運営の改善、効率化」におけるポイントは以下のとおりである。
- ア 学長が大学全体の戦略的見地から「予算編成方針」を策定し、その方針に基づき予算編成するとともに、大学総予算における全ての事業経費は、各事業部門からの要求を予算編成方針により査定・配分する方法により実施した。
- イ 学長裁量経費(学長裁量経費、学長政策経費)については、学長が補正予算財源として位置付け、「年度計画を達成するための緊急に実施すべき取り組み」、「大学の活性化に大きく貢献するための組織的かつ特色ある取り組み」、「施設等の補修で、緊急に実施すべき取り組み」に重点的に配分する「補正予算編成方針」を策定した。
- ウ 毎年、教育研究評議会において学内の委員会等から活動状況や課題を報告させ、学内教育研究組織の見直し、改革に必要な情報を集約している。平成17年度は、教育開発センターに研究部門を設置し、助手1名と事務補佐員1名を配置した。
- エ 学長、理事、事務局長による連絡協議会を毎週開催し、学内の様々な業務や課題について連絡調整を行っている。
- オ 広報、就職、ビジネス創造センター(CBC)等において外部の有識者を積極的に登用している。
- カ 監査の実施手続に関する指針や、監査結果に対する評価基準を具体的に示した「内部監査手順書」を作成し、本学の内部監査方法の充実を図った。
- (4) 「Ⅲ 財務内容の改善」におけるポイントは以下のとおりである。
- ア 外部資金獲得に関する基本情報の発信のため、企業等と大学における研究協力制度についての解説と各制度の受け入れ実績を掲載した「産学連携マニュアル」を作成した。
- イ 本学教員の社会貢献対応事項について、各教員から情報収集を行い、「小樽商大教員社会連携のための教員ディレクトリー」として取り纏め、本学ホームページに掲載し、積極的に外に向けて広報する体制を整えた。
- ウ 知的財産の管理という観点から、知的財産の機関帰属・機関管理を定めた「国立大学法人小樽商科大学職務発明等規程」を制定した。
- エ 知的財産の取扱いに関する方針を定め、知的財産の創作の促進、研究成果の普及を図り、社会に貢献するために「国立大学法人小樽商科大学知的財産ポリシー」を作成し、外部資金の獲得に繋がる体制を整備した。
- オ 科学研究費補助金の申請件数増加のために、外部資金獲得ワーキンググループで組織的に取り組んだ結果、申請率は45.4%となり目標の45%を超えた。
- (5) 「Ⅳ 自己点検・評価及び情報提供」におけるポイントは以下のとおりである。
- ア 研究評価については、「研究評価実施要項」を作成し、自己点検・評価の実施体制を構築した。評価は、平成18年度に実施することとした。
- イ 教育評価については、平成18年度に、「教育評価実施要項」を作成し実施することとした。

ウ 一般市民，卒業生それぞれを対象として，広報誌，ホームページ等広報全般に対するアンケート調査及び集計を行い，広報委員会は，集計結果を調査分析し，基本的な広報戦略を策定した。

(6) 「V その他の業務運営に関する重要な事項」におけるポイントは以下のとおりである。

ア 緊急度の高い危機事象の教職員用マニュアルとして，災害マニュアル（火災，爆発，地震・水害・台風等），事故マニュアル（毒劇物），疾病マニュアル（食中毒・感染症），事件マニュアル（不審者侵入），事故・事件マニュアル（国際交流・海外派遣等）を整備した。

イ 教職員・学生に対して防火訓練（救急救命訓練を含む）を実施した。

ウ 学生に対しては，学生生活支援セミナー（交通安全・交通マナー，悪徳商法撃退等，救急救命教室）を実施した。

オ 施設有効利用及び地域社会への貢献の観点から，平成17年4月から札幌サテライトの学外貸出を開始し，利用状況や設備等の詳細（部屋見取図，備品一覧，AV機器操作マニュアル）をホームページ上に公開した。

○従前の業務実績の評価結果についての対応状況

(1) 執行部（学長，理事，事務局長）において，必要に応じ学長補佐を配置することが，学長が行う企画・立案，執行を補佐する体制として十分かどうか分析した結果，本学は小規模大学であり，両理事（副学長兼務），事務局長が学内の各種主要な委員会の委員長又は構成員となって効率的な学内運営を行っていることから，必要とする課題に応じて適切な教員を学長補佐に任じ，学長補佐の下に課題別検討組織を設ける現行の方法で特に問題はないとの結論を得た。

ア 財政面を点検・調査するため「財政問題担当学長補佐」として教授2名，助教授1名を任命した。点検・調査の結果，「財政問題に関する報告書」をとりまとめて学長に提言した。

イ ペーパーレス化等現行業務の実態を見直し，一層の合理化，効率化を図るため「業務改善担当学長補佐」として教授1名を任命した。検討の結果，平成18年度から教授会資料の一部を紙媒体から電子媒体により実施した。なお検討を継続している。

(2) 「第1期中期計画期間中における財政計画」を策定した。計画の内容は，今後の厳しい収入予算を現実的に見込んだ上で，支出予算の事項別にどのように推移させるかを整理したものであり，平成17年12月の閣議決定で要請されている人件費削減方法についても盛り込んだ。

(3) 外部資金の導入について，更に次のように積極的な取組を行った。

ア 外部資金獲得に関する基本情報の発信のため，企業等と大学における研究協力制度についての解説と各制度の受け入れ実績を掲載した「産学連携マニュアル」を作成し，ホームページに掲載した。

イ 本学教員の社会貢献対応事項について，各教員から情報収集を行い，「小樽商大教員社会連携のための教員ディレクトリー」として取り纏め，本学ホームページに掲載し，積極的に外に向けて広報する体制を整えた。

ウ 知的財産の管理という観点から，知的財産の機関帰属・機関管理を定めた「国立大学法人小樽商科大学職務発明等規程」を制定した。

エ 知的財産の取扱いに関する方針を定め，もって知的財産の創作の促進，研究成果の普及を図り，社会に貢献することを目的とする「国立大学法人小樽商科大学知的財産ポリシー」を作成し，ホームページ上で公開し，外部資金の獲得に繋がる体制を整備した。

オ 科学研究費補助金の申請件数増加のために，外部資金獲得ワーキンググループで組織的に取り組んだ結果，申請率は45.4%となり目標の45%を超えた。

カ 外部資金の獲得状況については，共同研究8件4,010千円（16年度3件800千円），受託研究2件72,371千円（16年度4件39,697千円），委託事業4件9,775千円（16年度1件3,150千円），寄附金56件42,091千円（16年度32件31,761千円）となった。

(4) 自己点検・評価項目の見直しと積極的な取り組み

ア 大学評価実施規程を改正して評価項目を見直し選定した。

イ 研究評価実施要項を作成し，平成18年度前期に研究評価を実施する。

ウ 教育評価実施要項を平成18年度中に作成し，後期に教育評価を実施する。

項目別の状況

I 大学の教育研究等の質の向上  
1 教育に関する目標  
(1) 教育の成果に関する目標

中期目標	① 学士課程 深い専門的知識を身につけ、同時に広い視野を持ち、己の歴史観を養い、豊かな教養と倫理観に基づく識見と行動力を培い、現代社会の複合的、国際的な問題の解決に貢献し、社会の各分野において指導的役割を果たすことのできる品格ある人材の育成を図る。 ② 大学院課程 従来の研究者養成の基礎としての役割にとどまらず、現代社会の諸分野において貢献しうる高度な専門的職業人の育成を図る。
------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	備考
【1】 I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置 ① 学士課程 ア. 教養教育の成果に関する具体的目標の設定 課題を発見し自ら思考・行動することのできる能力、他者との会話能力、異文化を理解する能力等を育成する。	【1-1】 ① 「知の基礎」系科目の内容について成案を得、学則改正を行う。	基礎科目（知の基礎系）の見直しを行い、高校から大学への接続を目的とする科目群として再確認し、授業計画も立てやすくするために以下のように科目の再編統合を行った。 ア 昼間コースにおいて、大学で学ぶことの意義をとらえる科目に再編するため、「学問原論」と「総合科目Ⅰ」を合わせて「総合科目Ⅰ」、社会科学の導入を目的とした科目に再編するため「現代社会の諸問題Ⅰ・Ⅱ」を合わせて「総合科目Ⅱ」、キャリア・デザインを考えさせることを目的とした科目として、「総合科目Ⅱ（エバーグリーン講座）」を「総合科目Ⅲ」とした。 イ 夜間主コースにおいて、昼間コースと同様に「学問原論」と「総合科目Ⅰ」を合わせて「総合科目Ⅰ」、「現代社会の諸問題」を「総合科目Ⅱ」とした。 ウ 昼間・夜間主コースの教員免許状取得希望者のために、教職共通科目に3・4年次配当の「情報機器概論」を設置した。	
	【1-2】 ② シラバス・オリエンテーション等を通じて、学生に教養教育の重要性を認識させ、基礎科目、外国語科目等について幅広い履修を促す。	新入生オリエンテーションにおいて、教養教育の重要性及び教育課程全般にわたる説明を行った。 また、平成17年度のシラバスの見直しを行い、授業目標のより一層の明確化、単位制・科目の構成について具体的な記述を加えた。なお、オフィスアワーの記載の徹底等記載内容の充実を図り、シラバスに掲載した。 知の基礎系科目の見直しを行い、総合科目Ⅰ・Ⅱの科目の運用については教育開発センターがテーマ、担当者について担当した。 新入生を対象に、シカゴ大学教授ノーマ・フィールド氏を招いて「冒険の質－4年間いかに過ごしてきたか－」をテーマとして、講演会を開催した。	
	【1-3】 ③ 交換留学、外国人留学生の受入等を通じた国際交流を促進する。	平成17年度外国人留学生の受入は77名である。 交換留学における受入学生は24名、派遣学生は23名である。 語学留学における派遣学生は12名である。 北海道経済連合会主催の「道内留学生との視察、意見交換会」を9月に実施し、市内の4小学校において「総合的な学習の時間」と連携し、留学生との交流を実施した。 平成17年8月に秋田大学の留学生（31名）が本学を訪問し、本学留学生との交流会を開催した。 また、平成17年7月にJICA研修に留学生（15名）を受入れた。	

<p><b>【2】</b> イ. 卒業後の進路等に関する具体的目標の設定 a. 経済, 行政, 教育, 文化等社会の各分野の発展に貢献できる人材を育成する。</p>	<p><b>【2-1】</b> ① 教育課程及び教育方法に関する年度計画の実施を通じて人材育成のための環境の充実に努める。</p> <p><b>【2-2】</b> ② 本学出身の中学・高校教諭の研究会(教職研究会)に, 教員を目指す現役学生を参加させる。</p> <p><b>【2-3】</b> ③ 交換留学, 外国人留学生の受入等を通じた教育の国際交流を実施する。</p> <p><b>【2-4】</b> ④ 就職課を中心として, 学生に対する就職支援を強化する。</p>	<p>『I, 1, (2)「教育内容等に関する目標を達成するための措置」①イ及び①ウの「計画の進捗状況等」【18】から【37】参照』</p> <p>平成17年12月に本学の教員, 本学を卒業し教職に就いた卒業生, 在学中で教職を目指す学生による研究会「教職研究会」を本学で開催した。全体では当日参加も含めると約50名が参加し, 教育現場の勤務実態, 教員の採用状況に関しての意見交換が行われた。</p> <p>平成17年度外国人留学生の受入は77名である。 交換留学における受入学生は24名, 派遣学生は23名である。 語学留学における派遣学生は12名である。 北海道経済連合会主催の「道内留学生との視察, 意見交換会」を9月に実施し, 市内の4小学校において「総合的な学習の時間」と連携し, 留学生との交流を実施した。 平成17年8月に秋田大学の留学生(31名)が本学を訪問し, 本学留学生との交流会を開催した。 また, 平成17年7月にJICA研修に留学生(15名)を受入れた。</p> <p>就職を希望する学生に対して, キャリアガイダンス, 公務員受験対策講座等の就職支援を強化した。 『I, 1, (4)「学生への支援に関する目標を達成するための措置」①カ及びキの「計画の進捗状況等」【78】、【79】参照』</p>	
<p><b>【3】</b> b. 北海道における経済社会の活性化及び発展に貢献できる人材を育成する。</p>	<p><b>【3-1】</b> 平成16年度の課外活動の支援方策の検討を踏まえ, 地域社会における学生の正課外活動を積極的に支援する方策の実施を図る。</p>	<p>学生の正課外活動を支援するための「小樽商科大学グリーンヒル・プロジェクト」の要項を作成し, 学生に公募した結果, 「グリーンヒルネットワーク(商大の学生, 卒業生, 教員等のネットワークを構築することを目的)」のプロジェクトに支援を行った。(「附属資料編」P69参照)</p>	
<p><b>【4】</b> c. 大学院において専門的な研究を目指す人材を育成する。</p>	<p><b>【4-1】</b> シラバス, ホームページ等で制度の周知を図る。</p>	<p>早期卒業制度(3年間で卒業)及び大学院(修士課程又は専門職学位課程, 2年間)を組み合わせたシステムとして「学部・大学院(修士課程及び専門職学位課程)5年一貫教育プログラム」を作成し, 本学大学院の両専攻に進学することを可能とし, 平成17年度シラバス及びホームページに掲載した。(「附属資料編」P69参照) 学部・大学院(修士課程及び専門職学位課程)5年一貫教育プログラムに係る入試制度を整備すると共に, 入学料及び検定料についても徴収しない制度を整備した。</p>	
<p><b>【5】</b> ウ. 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策 a. 教育の成果に関する自己点検評価及び外部評価を実施する。</p>	<p><b>【5-1】</b> (平成18年度から実施のため, 平成17年度は年度計画なし)</p>		
<p><b>【6】</b> b. 卒業生, 地域及び卒業生の就職先等から評価を得るシステムを作る。</p>	<p><b>【6-1】</b> (平成18年度から実施のため, 平成17年度は年度計画なし)</p>		

<p>【7】 ② 大学院課程 ア. 修了後の進路等に関する具体的目標の設定 a. 新規事業を創造し、既存企業の変革を担う人材を育成する。</p>	<p>【7-1】 【大学院商学研究科専門職学位課程アントレプレナーシップ専攻】 新規事業を創造し、既存事業の革新を行い、組織改革を実行しうる人材を育成する。</p>	<p>【大学院商学研究科専門職学位課程アントレプレナーシップ専攻】 平成17年4月に1年生が39名入学し、1,2年生あわせて77名が在籍、アントレプレナーシップ専攻ホームページやシラバス等に、新規事業を創造し、既存事業の革新を行い、組織改革を実行しうる人材を育成するという、教育目的をシラバス等で周知し、実施している。</p>	
<p>【8】 b. 専門的知識に基づき、地域経済振興政策を担う自治体職員等を育成する。</p>	<p>【8-1】 【大学院商学研究科専門職学位課程アントレプレナーシップ専攻】 組織変革のできる自治体職員を育成する。</p>	<p>【大学院商学研究科専門職学位課程アントレプレナーシップ専攻】 平成17年4月現在、1,2年次生あわせて6名の自治体職員が在籍し、組織変革のできる自治体職員を育成するという、教育目的をシラバス等で周知し実施している。</p>	
<p>【9】 c. 他大学大学院博士課程へ進学できる人材を育成する。</p>	<p>【9-1】 【大学院商学研究科修士課程現代商学専攻】 各コースの履修モデルを学生に示し、統計学や学術英語に関する科目について、履修するよう指導を行い、研究者として必要な素養を身につけさせる。</p>	<p>【大学院商学研究科修士課程現代商学専攻】 「経済学コース」、「国際商学コース」、「企業法学コース」、「応用社会情報コース」において、学生の履修計画に資する「履修モデル」を設定した。平成17年度8名修了し、その内1名が博士後期課程に進学（京都大学大学院）した。</p>	
<p>【10】 d. 地域文化の担い手となる人材を育成する。</p>	<p>【10-1】 【大学院商学研究科修士課程現代商学専攻】 英語専修免許の課程認定により、英語関連科目の昼夜開講を実施し、現職教員の受け入れを図る。</p>	<p>【大学院商学研究科修士課程現代商学専攻】 平成17年度国際商学コースに現職教員（社会人）が1名入学し、夜間の講義時間帯である6,7講目に英語関連科目を配置し、札幌サテライトで授業が受けられるよう配慮した。</p>	
<p>【11】 イ. 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策 a. 教育の成果に関する自己点検評価及び外部評価を実施する。</p>	<p>【11-1】 【大学院商学研究科専門職学位課程アントレプレナーシップ専攻】 ① 授業改善のアンケートを実施し、成績評価と合わせて自己点検評価を行い、外部評価を検討する。 アントレプレナーシップ専攻は全ての科目が半期で修了するため、各期の前半で問題点を把握するためのアンケートを実施し、それに基づいて改善を行い、後半に改善の成果を問うアンケートを実施する。 ② 授業改善の成果を次の半期に引き継ぐためのシステムを作成し、教育の成果を継承する。</p>	<p>【大学院商学研究科専門職学位課程アントレプレナーシップ専攻】 ① 基本科目6科目（経営戦略、組織と人的資源管理、コーポレート・ファイナンス、企業会計の基礎、調査研究とデータ解析の技法、情報の処理と活用）について、問題点を把握するためのアンケートを実施し、改善の成果を問うアンケートは、12月と1月に実施した。ビジネス・スクール間の相互評価は今後検討することとなった。 ② FD研修会を9月に実施し、前期授業評価アンケートの集計及び分析を行った。なお、分析による成果は、FD活動報告書「ヘルメスの翼に（第3集）」に掲載した。</p>	
<p>【12】 b. 修了生、地域及び修了生の就職先等から評価を得るシステムを作る。</p>	<p>【12-1】 (平成18年度から実施のため、平成17年度は年度計画なし)</p>		

I 大学の教育研究等の質の向上  
1 教育に関する目標  
(2) 教育内容等に関する目標

中期目標	<p>①学士課程</p> <p>ア. アドミッション・ポリシーに関する基本方針</p> <p>a. 社会科学や人文科学等を学ぶために必要な基本的知識を身につけ、自己の能力や適性を高める意欲を持った学生を受け入れる。</p> <p>b. 異なった文化、異なった人生経験をもった人々との交流が教育に果たす役割を重視し、社会人、留学生等を積極的に受け入れる。</p> <p>イ. 教育課程に関する基本方針</p> <p>実践的・国際的商学教育の理念に基づき、教育課程を実現するために、以下のことに努める。</p> <p>a. 教養教育及び専門教育のための4年間一貫したカリキュラムの確立</p> <p>b. 少人数教育を重視した教育課程の充実</p> <p>c. 専門4学科と人文・社会・自然・言語の各分野の教育を有機的に関連させた商科系単科大学にふさわしい教育課程の確立</p> <p>d. 働きながら学ぶ人々のための、夜間主コースの教育課程の改革</p> <p>e. 大学院との連携の促進</p> <p>f. 実学を重視した教育課程の充実</p> <p>ウ. 教育方法に関する基本方針</p> <p>a. 教育課程や個々の授業の特性に合致した授業形態、学習指導方法を研究し、実施する。</p> <p>b. 学生の学力や資質に見合った授業形態や教授法を採用することによって講義の充実を図る。</p> <p>エ. 成績評価等に関する基本方針</p> <p>a. 学生の卒業時の質の確保を図るため、成績評価基準の明示と厳格な運用を行い、有効性のある成績評価を実施する。</p> <p>②大学院課程</p> <p>ア. アドミッション・ポリシーに関する基本方針</p> <p>a. 豊かな教養と倫理観を備えた高度専門職業人としてのビジネスリーダーを目指す者</p> <p>b. 専門的知識に基づき、地域の国際化や文化振興の実践を目指す者</p> <p>c. 社会科学諸分野の研究を深め、学術の発展に貢献する者を広く受け入れる。</p> <p>イ. 教育課程に関する基本方針</p> <p>実践的・国際的商学教育の理念に基づき、MBAを授与できる高度専門職業人教育のための教育課程を整備するとともに、研究型大学院の教育課程の充実を図る。</p> <p>ウ. 教育方法に関する基本方針</p> <p>a. 高度専門職業人教育においては、社会人の履修に配慮し、MBAにふさわしい実践的な教育方法を開発する。</p> <p>b. 研究型大学院においては、言語センターや一般教育系を含めた本学の多様な教育資源を活用した教育方法を開発する。</p> <p>エ. 成績評価等に関する基本方針</p> <p>大学院学生の修了時の質の確保を図るため、成績評価基準の明示と厳格な運用を行い、有効性のある成績評価を実施する。</p>
------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	備考
<p>【13】 (2)教育内容等に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 学士課程</p> <p>ア. アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策</p> <p>a. 高校教員との恒常的な情報交換、大学の授業の高校生への開放及び大学説明会の開催等を通じた高大連携を積極的に推進し、アドミッション・ポリシーを周知するとともに高校側との意思疎通を図る。</p>	<p>【13-1】</p> <p>平成16年度入試広報・高大連携に関する検討結果に基づき、平成17年度の入試広報・高大連携の事業計画を策定し、実施する。</p>	<p>入学試験委員会入試広報・高大連携専門部会を4月に開催し、平成16年度検討結果に基づき平成17年度事業計画を策定した。これに従って、札幌・旭川においてポスターセッションを中心とした大学説明会（オープンユニバーシティ）、大学を開放して行う進学説明会であるオープンキャンパス、高校に向く出前講義、本学紹介のための高校訪問（進学説明会等）を実施した。</p> <p>大学説明会（オープンユニバーシティ）に、札幌では195名、旭川32名、が参加し、オープンキャンパスには、817名が参加した。また、出前講義は15高校で行い、高校訪問は北海道・北海道外で42高校、進学説明会は出版社及び高校主催で24回開催し、本学へは18高校からの訪問があった。</p> <p>また、札幌市内の高校で1～3年生45人に対し、5日間の夏期連続講義を行い、2高校と協力し社会科学に関する入門書として、平成16年度には「わかる経営学」、平成17年度には「美しい経済学」、「守る！企業法学」の3冊を発行した。</p> <p>なお、本学に入学実績のある高校（200校）に大学案内用DVD及び3冊の入門書を配布し、PRを行った。</p>	

<p>【14】 b. 高大連携の企画・実施のための体制を充実する。</p>	<p>【14-1】 平成16年度の入試広報・高大連携に関する検討結果に基づき、平成17年度事業計画を策定し、実施する。</p>	<p>入学試験委員会入試広報・高大連携専門部会において、平成16年度の検討結果に基づき平成17年度事業計画を策定し実施した。(【13】に記載のとおり) 入学試験委員会入試広報・高大連携専門部会で、平成16年度の検討結果を、最終報告書「入試広報・高大連携専門部会活動報告書」としてまとめた。(「附属資料編」P70～85参照) 受験産業から講師を招聘し、入試担当教職員を対象に、入試セミナー「少子化時代における学生募集戦略」を実施した。(「附属資料編」P86～88参照)</p>	
<p>【15】 c. 入学者選抜方法の研究のための専門的な組織を充実させ、入学者選抜方法の点検評価及び改善の取り組みを促進する。</p>	<p>【15-1】 平成16年度の入学者選抜方法研究の総括の検討結果に基づき、平成17年度入試の選抜結果の分析及び成績調査を実施する。</p>	<p>平成16年度の「入学者選抜方法研究報告書」(平成17年度発行)においては、これまでの内容を見直し、本学における入学試験の変遷、一般選抜受験者の併願大学状況等を追加し、過去5年間(平成12年度から平成16年度)の入試データ及び平成14年度入学者の3年間の成績調査を行った。 平成17年度入試の選抜結果については、データを分析し、平成15年度入学者の3年間の成績調査と併せて、平成18年度に報告することとした。</p>	
<p>【16】 d. 社会人、留学生に対するアドミッション・ポリシーの周知、入試情報の提供及び日本における就職支援等を積極的に展開し、受験生の増加に努める。</p>	<p>【16-1】 ① 平成16年度の入試広報のあり方の検討結果に基づき、社会人及び留学生に対する入試広報活動を実施する。  【16-2】 ② 「企業訪問」「学内企業セミナー」等で、外国人留学生の採用依頼に一層努めると共に留学生自らの就職活動をより活発化させるための働きかけを強める。 ③ 札幌商工会議所主催「道内企業と中国人留学生との交流会」に就職を希望する中国人留学生を全員参加させ、就職内定に繋げる。</p>	<p>① 入学試験委員会入試広報・高大連携専門部会で、平成17年度の実施事業として、留学生については、国内の日本語学校約200校に大学案内及び私費外国人留学生募集要項を送付し、PRを行い、入試に関する事項について中国語のサイトを作成した。また、外国人学生のための進学説明会(横浜市)に参加し、留学生の受け入れ体制等について説明した。社会人については、ホームページにおいて入試に関する情報の充実を図った。  ② 一般学生と同様に就職支援を行い、「企業訪問」「学内企業セミナー」等で、外国人留学生の採用依頼に積極的に努め、企業説明会等、積極的に留学生の参加を呼び掛けた。 ③ 札幌商工会議所が主催する「道内企業と中国人留学生との交流会」に、就職内定に繋がるよう、就職を希望する中国人留学生を会員登録させ、ほぼ全員参加した。 平成17年度は、外国籍学生(大学院生を含む)の卒業年次生が14名おり、その中で就職を希望する学生が7名、そのうち6名が就職した。内定率85.7%となった。</p>	
<p>【17】 e. 上記事項を機動的・専門的に運営するため、教員・事務職員で構成する専門組織の設置について検討する。</p>	<p>【17-1】 入試広報及び入学者選抜に関する専門的な事務職員を育成するため、予備校等の受験産業の講師を招聘し、研修を実施する。</p>	<p>受験産業から講師を招聘し、入試委員会委員、入学者選抜方法研究部会員、入試広報・高大連携部会委員及び広報関係職員を対象に、入試セミナー「少子化時代における学生募集戦略」を実施し、入試広報及び入学者選抜方法の改善に関する研修を行った。(「附属資料編」P86～88参照)</p>	
<p>【18】 イ. 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策 a. 専門科目を1年次から配置することにより、基礎から応用に至る学習を可能とし、教養科目については、1年次からの導入・3～4年次での発展を保障する体系化したカリキュラムの編成(いわゆるくさび型)を一層推進する。</p>	<p>【18-1】 昼間コースにおいては、各学科の専門教育を基礎に、関連する科目を結合した履修モデルを提示する。</p>	<p>効果的かつ計画的な学習をすることに役立てるため、各学科(経済、商学、企業法、社会情報、専門共通)から示された、コース横断的な合計七つの履修モデルをシラバスに掲載した。(「附属資料編」P89～92参照)</p>	

<p><b>【19】</b> b. 少人数による授業科目の充実及び少人数による授業法の改善のための検討を進める。</p>	<p><b>【19-1】</b> ① 平成16年度授業時間割を分析し、適正に配置できる科目数等の検討を行う。 ② 本学の時間割編成、授業方法等について検証を行い、演習科目では対話型形式の授業を徹底し、個々の学習到達に応じた授業運営をするための工夫について検討する。 ③ 基礎ゼミナールの教育目的、方法論、運営方法について成果を得、基礎ゼミナールを運営する。 ④ 研究指導教員相互の連携を図るための全学的な組織の構築について検討する。</p>	<p>① 教務委員会において、受講者が多い科目は同時間割枠、複数クラスで開講する等の検討を行い、今後、時間割WGを設置して更に検討を行うこととなった。 ② 語学（英語）では、基礎・発展・標準の各クラスにわけ、学習到達に応じた授業を行った。 全教員に対して「対話型あるいは双方向授業、情報機器又は視聴覚機器の使用」等について、シラバスに記載するよう指示し、記載することとした。 ③ 教務委員会において、「知の基礎系WG」答申に基づき審議を行い、基礎ゼミナールの開講数を従来より増やして26とし、全学で協力して実施するとともに以下のような共通の教育目標を設定し担当教員に周知した。 (1) 図書館での各種文献や資料の検索と利用の仕方。 (2) 情報処理センターの利用とパソコンやインターネットの活用法。 (3) 文献を読み、また、人の話を聞いて、その内容を理解すること。 (4) 論理的にものを考え、人前で明瞭に意見を述べること。 (5) 教員が指定した書式に従って、正確で分かりやすくレポートやレジュメを作成すること。 ④ 教育開発センター学部・大学院現代商学専攻教育開発部門のFD専門部会において、研究指導教員相互の連携を図るための全学的な組織の構築について検討を行った。</p>	
<p><b>【20】</b> c. 1年次の学生のために、大学で学問をするための基礎的な知的技法を教授する導入科目の充実を図る。</p>	<p><b>【20-1】</b> 「知の基礎」系科目の内容について成案を得、学則改正を行う。</p>	<p>基礎科目（知の基礎系）の見直しを行い、高校から大学への接続を目的とする科目群として再確認し、授業計画も立てやすくするため以下のように科目の再編統合を行った。 ア 昼間コースにおいて、大学で学ぶことの意義をとらえる科目に再編するため、「学問原論」と「総合科目Ⅰ」を合わせて「総合科目Ⅰ」、社会科学の導入を目的とした科目に再編するため「現代社会の諸問題Ⅰ・Ⅱ」を合わせて「総合科目Ⅱ」、キャリア・デザインを考えさせることを目的とした科目として、「総合科目Ⅱ（エバーグリーン講座）」を「総合科目Ⅲ」とした。 イ 夜間主コースにおいて、昼間コースと同様に「学問原論」と「総合科目Ⅰ」を合わせて「総合科目Ⅰ」、「現代社会の諸問題」を「総合科目Ⅱ」とした。 ウ 昼間・夜間主コースの教員免許状取得希望者のために、教職共通科目に3・4年次配当の「情報機器概論」を設置した。</p>	
<p><b>【21】</b> d. 履修モデル等により、学科の垣根を越えた履修を促進する。</p>	<p><b>【21-1】</b> ① 昼間コースにおいては、各学科の専門教育を基礎に、関連する科目を結合した履修モデルを提示する。 ② 平成17年度当初に配付するシラバスに本学の教育目的、教育課程の特徴、教育方法、履修モデル等を明示し、学生の効果的な履修計画を支援する。</p>	<p>① 効果的かつ計画的な学習をすることに役立つため、各学科（経済、商学、企業法、社会情報、専門共通）から示された、コース横断的な合計七つの履修モデルをシラバスに掲載した。（「附属資料編」P89～92参照） ② 平成17年度シラバスの記載事項に「本学の教育目的」「学生受入方針」「教育の特徴」「教育課程（カリキュラム）の特徴」を追加した。</p>	
<p><b>【22】</b> e. 夜間主コースは、学科の区別のない「総合コース」を検討する。</p>	<p><b>【22-1】</b> シラバス、ホームページ等で制度の周知を図る。</p>	<p>所属学科を超えて自由に科目選択ができる「総合コース」について、平成17年度シラバス及び社会人、高校生等学外者に対してはホームページに掲載し、周知を図った。</p>	

<p>【23】 f. 3年次早期卒業制度を併用し、学部と大学院の連携を促進するため、5年制学部大学院一貫コースについて検討する。</p>	<p>【23-1】 シラバス、ホームページ等で制度の周知を図る。</p>	<p>早期卒業制度（3年間で卒業）及び大学院（修士課程又は専門職学位課程、2年間）を組み合わせたシステムとして「学部・大学院（修士課程及び専門職学位課程）5年一貫教育プログラム」を作成し、本学大学院の両専攻に進学することを可能とし、平成17年度シラバス及びホームページに掲載した。（「附属資料編」P69参照） 学部・大学院（修士課程及び専門職学位課程）5年一貫教育プログラムに係る入試制度を整備すると共に、入学料及び検定料についても徴収しない制度を整備した。</p>	
<p>【24】 g. 高度な実践性・国際性を備えた教育の導入を促進する。 ・インターンシップを履修する学生の拡大、企業開拓の促進等、制度の拡充発展を図る。</p>	<p>【24-1】 ① 本学独自のインターンシップに受講希望する学生の増加に対応して、更に受入企業等の開拓を図る。 ② 本学実施のインターンシップに加えて、「本学以外の組織等が行う研修等（学外研修）」の導入を検討する。 ③ 「就業体験型」のプログラムに加え、「課題実践型」プログラムモデルの開発を検討する。</p>	<p>① 受入企業については、41社から42社に増加し、受講学生は81名から97名に増加した。また、インターンシッププログラムの事後教育、「学生と受入企業との意見交換会」には、学生66名、企業30名、インターンシップ専門部会委員等11名の総勢107名が参加し実施した。 教育開発センター学部・大学院教育開発部門インターンシップ専門部会において、平成10年度からのインターンシップを自己点検し、報告書原案「本学のインターンシップと今後のあり方」を作成した。 ② 本学独自のインターンシップ・プログラムに加えて、本学以外の企業等が行うインターンシップ（学外研修）を本学におけるインターンシップの履修とみなすこととするため、必要な事項について検討を行い制度化した。 ③ 各受入企業が行った研修プログラムの資料を基に、金融・保険、卸・小売、物流・運輸等のモデルパターン「課題実践型」を作成した。（「附属資料編」P93～95参照）</p>	
<p>【25】 ・エバーグリーン講座等の実社会と密接に関連した科目を積極的に導入する。</p>	<p>【25-1】 本学同窓会との連携のもとに、平成17年度の「エバーグリーン講座（総合科目Ⅱ）」を企画立案する。</p>	<p>本学担当教員と同窓会との連携のもとに、様々な分野で活躍している14名の本学卒業生を講師に迎えて、「総合科目Ⅱ（エバーグリーン講座、2単位）」を開設した。平成17年度は326名が履修した。</p>	
<p>【26】 ・実践的な語学教育を充実させるとともに、留学生も参加する授業の拡充に努め、学生の海外留学、語学研修を積極的に推進し、高度な国際理解力の涵養を図る。</p>	<p>【26-1】 ① 英語の授業を基礎クラス、発展クラス、ネイティブクラスに分けて行う。 ② 留学生が参加する授業について推進を図る。 ③ 学生の海外留学、語学研修を積極的に推進し、高度な国際理解力の涵養を図る。</p>	<p>① 1年次英語において基礎、標準、発展の3レベルに分け、また、ネイティブ教員担当クラスを必修として設けている。 ② 短期留学プログラム協力科目を中心に留学生が参加する授業と研究指導があり、また、外国語のクラスに留学生を参加させ、Practicum（実習）の単位としている。 ③ 海外留学や語学研修での履修を本学外国語の単位として認定するなど積極的に奨励している。平成17年度に語学研修等海外留学に派遣した学生から単位認定の希望があった学生は18名おり、その内外国語の単位として9名の学生に認定した。</p>	
<p>【27】 h. 教育理念に応じた効果的な教育課程を編成するために、必要な範囲で見直しを行う。</p>	<p>【27-1】 「知の基礎」系科目の内容について成案を得、学則改正を行う。</p>	<p>基礎科目（知の基礎系）の見直しを行い、高校から大学への接続を目的とする科目群として再確認し、授業計画も立てやすくするため以下のように科目の再編統合を行った。 ア 昼間コースにおいて、大学で学ぶことの意義をとらえる科目に再編するため、「学問原論」と「総合科目Ⅰ」を合わせて「総合科目Ⅰ」、社会科学の導入を目的とした科目に再編するため「現代社会の諸問題Ⅰ・Ⅱ」を合わせて「総合科目Ⅱ」、キャリア・デザインを考えさせることを目的とした科目として、「総合科目Ⅱ（エバーグリーン講座）」を「総合科目Ⅲ」とした。 イ 夜間主コースにおいて、昼間コースと同様に「学問原論」と「総合科目Ⅰ」を合わせて「総合科目Ⅰ」、「現代社会の諸問題」を「総合科目Ⅱ」とした。 ウ 昼間・夜間主コースの教員免許状取得希望者のために、教職共通科目に3・4年次配当の「情報機器概論」を設置した。</p>	

<p><b>【28】</b> ウ. 授業形態, 学習指導法等に関する具体的方策 a. きめ細かな少人数制指導の徹底 ・講義科目において大人数講義の削減に努め, 演習科目では対話型形式の授業を徹底し, 個々の学習到達度に応じた授業運営を工夫する。</p>	<p><b>【28-1】</b> ① 平成16年度授業時間割を分析し, 適正に配置できる科目数等の検討を行う。 ② 本学の時間割編成, 授業方法等について検証を行い, 演習科目では対話型形式の授業を徹底し, 個々の学習到達度に応じた授業運営をするための工夫について検討する。 ③ 「知の基礎」系科目の内容について成案を得, 学則改正を行う。</p>	<p>① 教務委員会において, 受講者が多い科目は同時間割枠, 複数クラスで開講する等の検討を行った。 ② 語学(英語)では, 基礎・標準・発展の各クラスにわけ, 学習到達に応じた授業を行った。 全教員に対して「対話型あるいは双方向授業, 情報機器又は視聴覚機器の使用」等について, シラバスに記載するよう指示し, 記載することとした。 教務委員会において, 「知の基礎系WG」答申に基づき審議を行い, 基礎ゼミナールの開講数を従来より増やして26とし, 全学で協力して実施するとともに以下のような共通の教育目標を設定し担当教員に周知した。 (1) 図書館での各種文献や資料の検索と利用の仕方。 (2) 情報処理センターの利用とパソコンやインターネットの活用法。 (3) 文献を読み, また, 人の話を聞いて, その内容を理解すること。 (4) 論理的にものを考え, 人前で明瞭に意見を述べること。 (5) 教員が指定した書式に従って, 正確で分かりやすくレポートやレジュメを作成すること。 ③ 基礎科目(知の基礎系)の見直しを行い, 高校から大学への接続を目的とする科目群として再確認し, 授業計画も立てやすくするため以下のように科目の再編統合を行った。 ア 昼間コースにおいて, 大学で学ぶことの意義をとらえる科目に再編するため, 「学問原論」と「総合科目Ⅰ」を合わせて「総合科目Ⅰ」, 社会科学の導入を目的とした科目に再編するため「現代社会の諸問題Ⅰ・Ⅱ」を合わせて「総合科目Ⅱ」, キャリア・デザインを考えさせることを目的とした科目として, 「総合科目Ⅱ(エバーグリーン講座)」を「総合科目Ⅲ」とした。 イ 夜間主コースにおいて, 昼間コースと同様に「学問原論」と「総合科目Ⅰ」を合わせて「総合科目Ⅰ」, 「現代社会の諸問題」を「総合科目Ⅱ」とした。 ウ 昼間・夜間主コースの教員免許状取得希望者のために, 教職共通科目に3・4年次配当の「情報機器概論」を設置した。</p>	
<p><b>【29】</b> ・基礎ゼミナールの充実を図り, 学生自らの主体的活動を通じた課題探求能力の育成を目指すとともに, 研究指導教員相互の連携を図るための全学的な組織を構築する。</p>	<p><b>【29-1】</b> ① 基礎ゼミナールの教育目的, 方法論, 運営方法について成案を得, 基礎ゼミナールを運営する。 ② 研究指導教員相互の連携を図るための全学的な組織の構築について検討する。</p>	<p>① 教務委員会において, 「知の基礎系WG」答申に基づき審議を行い, 基礎ゼミナールの開講数を従来より増やして26とし, 全学で協力して実施するとともに以下のような共通の教育目標を設定し担当教員に周知した。 (1) 図書館での各種文献や資料の検索と利用の仕方。 (2) 情報処理センターの利用とパソコンやインターネットの活用法。 (3) 文献を読み, また, 人の話を聞いて, その内容を理解すること。 (4) 論理的にものを考え, 人前で明瞭に意見を述べること。 (5) 教員が指定した書式に従って, 正確で分かりやすくレポートやレジュメを作成すること。 ② 教育開発センター学部・大学院現代商学専攻教育開発部門のFD専門部会において, 研究指導教員相互の連携を図るための全学的な組織の構築について検討を行った。</p>	
<p><b>【30】</b> ・研究指導(ゼミナール)に対し, 本学教育の中核としての位置づけを一層強めるとともに, 研究指導教員相互の連携を図るための全学的な組織を構築する。</p>	<p><b>【30-1】</b> ① 研究指導に関する情報提供の現状を点検し, 問題があれば検討する。 ② ゼミナール相互の交流状況を点検し, 問題があれば検討する。</p>	<p>① 教育開発センター学部・大学院現代商学専攻教育開発部門のFD専門部会において, 学生がゼミ所属選択をする場合に必要な情報提供の現状及びゼミナール相互における交流の現状について検討を行った。 ② 学生団体であるゼミナール協議会と連携して, ゼミナール紹介本を作成・配付し, オリエンテーションの充実を図った。</p>	

<p>【31】 ・教員による明確なオフィスアワーの設定や履修指導教員制の整備により、学生に対する履修指導を効果的に推進する。</p>	<p>【31-1】 ① 履修指導の現状を点検し、問題があれば検討する。 ② 「履修指導マニュアル」を導入する。</p>	<p>① 履修指導教員による履修指導の時期及び役割について教務委員会において検討の上、見直しを行い、次のとおり履修指導を行うこととなった。 ア. 1・2年次生後期実施（前期に8単位以上不合格の者を対象。）、 イ. 2年次生前期実施（1年次での修得単位が16単位未満の学生、3年次に進級できなかった学生を対象。）、 ウ. 1～4年次生前期（履修登録を行わなかった者。） ② 「履修指導マニュアル」の内容等について、教務委員会において検討の上作成し、後期から導入した。（「附属資料編」P96～106参照）</p>	
<p>【32】 ・学生の段階的かつ多様な履修と学業のきめ細かな支援を可能とするセメスター制の実施について検討する。</p>	<p>【32-1】 ① 平成16年度に実施した半期開講の検討結果に基づき、セメスター制を実施する場合の問題点を検討する。 ② 後期開始科目の履修の変更を認める方向であり、その履修登録制度を見直す。</p>	<p>① 各学科の基幹科目の一部を4単位から2単位に変更し、平成17年度入学生から対象に半期開講を実施した。 ② 前期に履修登録した後期の科目を、学生自身がWebにより学内のパソコンを利用して変更できるよう制度を見直した。</p>	
<p>【33】 b. 教育に関する情報公開とそのフィードバックの推進 ・シラバスに記載する項目の検討及び内容の精査を行い、学生に対する詳しい授業内容の事前周知に努める。</p>	<p>【33-1】 ① 昼間コースにおいては、各学科の専門教育を基礎に、関連する科目を結合した履修モデルを提示する。 ② 各授業科目のオリエンテーションを、実施結果に基づき、必要に応じて見直しを行い充実・整備していく。</p>	<p>① 効果的かつ計画的な学習をすることに役立つため、各学科（経済、商学、企業法、社会情報、専門共通）から示された、コース横断的な合計七つの履修モデルをシラバスに掲載した。（「附属資料編」P89～92参照） ② 授業科目のオリエンテーションについては、従来、前期の段階で1回の実施をしていたが、平成17年度より前期及び後期において、授業開始から最初の1週間をオリエンテーション期間と位置づけ、各授業科目の第1回目の授業時間を利用して前半と後半に各2回を実施した。 シラバスの記載項目に「本学の教育目的」、「学生受入方針」、「教育の特徴」、「教育課程（カリキュラム）の特徴」を追加した。</p>	
<p>【34】 ・インターネットを用いたシラバスの公開など、シラバスの電子情報化を拡充する。</p>	<p>【34-1】 ホームページに掲載しているシラバスを使いやすさなどで充実する。</p>	<p>学生に対する利便性を考慮し、ホームページへの掲載時期を早めたり、必要なページを見出しからすぐ探したりできるよう改善した。学生以外の外部者にも使いやすくできるように検討した。</p>	
<p>【35】 ・学生の「授業改善のためのアンケート」や授業担当教員からの要望等を活用し、授業改善に生かす取り組みを進める。</p>	<p>【35-1】 授業改善のためのアンケートを実施してその結果を分析し、授業改善の方策を検討して公表する。</p>	<p>教育開発センター学部・大学院現代商学専攻教育開発部門のFD専門部会において、過去3年間の授業改善のためのアンケートのデータを基に分析し、その結果をFD活動報告書「ヘルメスの翼（第3集）」に掲載し公表した。また、平成17年度も引き続き授業改善のためのアンケートを実施（7月及び1月）した。 授業改善の取り組みをテーマとした「授業改善について」と題して、FD講演会を実施した。</p>	
<p>【36】 c. 多様なメディアによる授業科目の提供 ・基本的なAV教育機器を各教室に設置し、多様なメディアを利用した授業を展開する。さらに、本学独自の言語センター、情報処理センターを存分に活用することにより、より高度なAV・コンピュータによる授業支援の拡充を図る。</p>	<p>【36-1】 ① 授業担当教員に対し講義用機器に関するアンケート等を行い、授業に必要なマルチメディア関係機器を必要に応じて段階的に整備する。 ② 言語センターの情報提供・広報活動を段階的に行う。 ③ 講義室のマルチメディア化により、高度な授業支援の推進を図る。 ④ 情報処理センターのホームページを通じて、学生利用者への情報提供を行う。</p>	<p>① 全授業担当教員に対して講義用機器に関する要望のアンケートを10月に実施し、プロジェクターの修理等整備を行った。 ② 言語センターの施設案内のパンフレットを機器更新に伴い更新し、見やすい形に変え広報活動を行った。 ③ 4月から、新しくマルチメディアLLが完成し、活発に利用されている。また、一般教室にも、マルチメディア機器が使いやすくなるようタッチパネル付きの操作卓を準備した。 ④ 利用者に最新の情報を提供するため、ホームページを精査し、毎日更新を行なっている。</p>	

<p>【37】 d. 単位制を実質化するための組織的な取り組み 単位制・履修登録上限制(キャップ制)の意義を教員・学生に周知し、教室外での学習を実質化する講義法を開発する。</p>	<p>【37-1】 ① シラバスなどを通じて単位制・履修登録上限制の意義を周知するとともに、単位制を実質化する講義法について検討する。 ② 単位制を実質化する講義法として、E-learningシステムの開発を進める。</p>	<p>① 4月に実施した新入生オリエンテーション及びシラバス、学園生活の手びきにおいて、単位制及び履修登録上限制の趣旨を周知した。 ② 単位を実質化する講義法であるe-Learningシステムを開発する「研究部門」を教育開発センターに設置し、アントレプレナーシップ専攻で展開しているe-Learningシステムを現代商学専攻及び学部で実施するための開発を進めている。</p>	
<p>【38】 エ. 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 a. 成績評価基準の過度のばらつきを是正するため、成績評価基準を明示し、厳格に運用するとともに、基準を用いて算定された成績評価の情報開示を進める。</p>	<p>【38-1】 平成16年度の検討結果に基づき、成績評価基準の具体的な方法について、検討を行う。</p>	<p>学生の学習の到達度を明示し、学習を促進するために、GPA制度の活用及び成績評価基準について検討し、平成18年度入学生からGPA(5段階評価)を導入することとした。(「附属資料編」P107参照)</p>	
<p>【39】 b. より客観的で厳密な評価を与えるため、現4段階である成績評価の細分化を進め、GPA制度の導入を図る。</p>	<p>【39-1】 平成16年度の検討結果に基づき、GPA制度の導入のための具体的事項を検討する。</p>	<p>学生の学習の到達度を明示し、学習を促進するために、GPA制度の活用及び成績評価基準について検討し、平成18年度入学生からGPA(5段階評価)を導入することとした。(「附属資料編」P107参照)</p>	
<p>【40】 ② 大学院課程 ア. アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策 a. アドミッション・ポリシーに応じた人材を選抜するための入学者選抜方法について、意欲、目的、学力を重視するなど類型化して実施する。</p>	<p>【40-1】 【大学院商学研究科専門職学位課程アントレプレナーシップ専攻】 ① 社会人選抜においては意欲、目的を、一般選抜においては目的、学力を重視した選抜方法を実施する。 ② 5年一貫教育プログラムに属する学生の本専攻への進学に際しては、意欲、目的を確認したうえで個別の指導・ガイダンスを行う。 ③ 企業等派遣・企業等推薦と連動した入学者選抜方法を実施するためのワーキング・グループを中心に、具体的なシステム作りを進める。 ④ 外国人学生の修学支援のために設けられた「留学生学外相談員」制度を外国人志願者に周知させる。 【大学院商学研究科修士課程現代商学専攻】 ⑤ 多様な社会人を受け入れるための社会人特別選抜の導入を検討する。</p>	<p>【大学院商学研究科専門職学位課程アントレプレナーシップ専攻】 ① 社会人には、小論文・口頭試験を、また一般学生には学力試験・面接試験をそれぞれに課すとともに、配点のバランスを考慮した入試を実施した。 ② ビジネススクール説明会開催時に、5年一貫教育プログラムの趣旨等を周知した。 ③ 入学試験委員会で、企業等組織からの推薦入試システムを策定し、平成18年度入試から実施した。組織から推薦される者5名が受験し、3名合格した。 ④ 「留学生学外相談員」制度を学生募集要項に記載し、国際企画課と共同で情報提供を行うなど、制度の周知を図った。(「附属資料編」P108～109参照) 【大学院商学研究科修士課程現代商学専攻】 ⑤ 平成17年度入試から、英語専修免許状を取得しようとする社会人のための特別選抜を実施した。社会人にための特別選抜に2名が受験し、1名合格した。 多様な社会人を受け入れるための体制整備について、教育開発センター学部・大学院現代商学専攻教育開発部門会議のワーキンググループで検討中であり、整備次第、新たな選抜方法の枠組みについて検討を開始する。</p>	

<p>【41】 b. 学力試験においては、TOEFL や経済学検定試験等の客観的な外部試験を活用する。また、留学生向けに英語による出題解答、書類提出を併用する。</p>	<p>【41-1】 ① TOEFL,TOEIC 等の外部試験を実施する。 ② 外国人志願者に対する日本語能力試験等の外部試験の導入を検討する。</p>	<p>【大学院商学研究科専門職学位課程アントレプレナーシップ専攻】 ① 学力試験に、TOEFL, TOEIC 試験の外部試験を導入した。 ② JETRO 等3機関が実施する日本語能力試験等の成績を出願資格とした。 【大学院商学研究科修士課程現代商学専攻】 ① 学力試験に、TOEFL, TOEIC, 経済学検定試験の外部試験を導入した。 ② 入学試験委員会で検討の結果、面接試験で日本語能力が確認できるため、日本語能力試験等を導入する必要はないとの結論に至った。</p>	
<p>【42】 c. 入試広報「大学院案内」の充実、対象別の大学院説明会の開催、主々の広報媒体の活用を通じて、アドミッション・ポリシーの周知を図る。 d. 企業との連携を密にして、志願者の確保に努める。</p>	<p>【42-1】 【大学院商学研究科専門職学位課程アントレプレナーシップ専攻】 ① 大学院入試広報をより効果的に行うため、広告、メディアでの紹介、説明会、産学官共同セミナーなど、積極的に広報戦略の策定と実施に取り組む。 【大学院商学研究科修士課程現代商学専攻】 ② 5年一貫教育プログラムの対象学生を含め、早い年次の学生も大学院入試説明会に参加することを促すための方法を検討する。</p>	<p>【大学院商学研究科専門職学位課程アントレプレナーシップ専攻】 ① 大学院説明会を学内外で7回実施した。北海道との共催による、教育の必要性とその内容をわかりやすく説明する赤れんが MBA フォーラムで2回広報活動を行った。 受験産業が社会人を対象に企画開催した、東京、大阪及び名古屋での説明会に参加しPRを行った。 同窓会を通じて、道内の卒業生にメールでPRを行った。 入学試験委員会で、企業等組織からの推薦入試システムを策定し、平成18年度入試から実施した。組織から推薦される者5名が受験し、3名合格した。 【大学院商学研究科修士課程現代商学専攻】 ② ホームページ、ポスターの内容を工夫することで、PR効果を高めるとともに、大学院入試説明会を5回実施し、参加しやすい体制とした。</p>	
<p>【43】 イ. 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策 a. 高度専門職業人教育の徹底を図るため、従来の「課題解決型総合指導制」を発展させ、またビジネス創造センターに蓄積されたノウハウを活かした実践的カリキュラムを編成し、MBA を授与できる教育課程を構築する。 b. 研究型大学院においては、研究重視のカリキュラムを維持しながら、地域文化振興を担う人材を育成するなど、地域のニーズに即した生涯教育にも対応するカリキュラムを編成する。 c. 上記を実践するために平成16年度を目途に専門職大学院の設置と併せて大学院の改組拡充・整備を図る。</p>	<p>【43-1】 【大学院商学研究科専門職学位課程アントレプレナーシップ専攻】 地域のニーズにも対応したカリキュラムについて、見直しのための検討を行う。 【大学院商学研究科修士課程現代商学専攻】 ① 商学研究のグローバル化に対応した英語を重視した教育課程とするため、「商学コース」を「国際商学コース」に名称を変更する。 ② 英語専修免許の課程認定を受け、昼夜開講を実施して現職教員を受け入れる体制を整備する。 ③ 生涯教育志向の社会人に配慮し、教育課程の見直しについて検討を行う。 ④ 国立大学法人12大学間における「社会人学生転入学制度」の導入を検討する。</p>	<p>【大学院商学研究科専門職学位課程アントレプレナーシップ専攻】 教務委員会のもとにカリキュラム検討ワーキング・グループを発足させ、アンケート等を実施してカリキュラムの見直しのための検討を行った。 【大学院商学研究科修士課程現代商学専攻】 ① 平成17年度より、現代商学専攻「商学コース」に言語センター教員が担当する英語関連科目を設置し、名称を「国際商学コース」に変更した。 ② 平成17年度より、6, 7講目に英語関連科目を配置し、札幌サテライトで授業を展開することにより、現職教員（社会人）の受入に配慮している。 ③ 教育開発センター学部・大学院教育開発部門にWGを設置し、教育課程の見直しについての検討を行っている。 ④ 国立大学法人12大学経済学部・経営学部（本学の他に、福島大学、埼玉大学、横浜国立大学、富山大学、信州大学、滋賀大学、和歌山大学、山口大学、香川大学、長崎大学、大分大学）間における「社会人大学院学生転入学制度」を導入し、社会人学生転入学選抜要項、検定料・入学料の不徴収制度を整備した。（「附属資料編」P110～111参照）</p>	

<p>【44】 ウ. 授業形態, 学習指導法等に関する具体的方策 a. 高度専門職業人教育 (専門職大学院) 社会人の履修に配慮したモジュール型授業形態を採用し, e-Learningにより補足する。ビジネス・プランやインターンシップ等の実践科目を相当数配置するとともに, 通常のクラスにおいても, ケース・メソッドやケース・スタディなど実践的な教育方法を取り入れる。</p>	<p>【44-1】 【大学院商学研究科専門職学位課程アントレプレナーシップ専攻】 ① E-Learningシステムを拡充し, 予復習支援システムのより一層の高度化, ケース教材の充実, データベース整備等を図る。 ② 実践科目の教育システムについて一層の拡充を図るべく検討を進める。 ③ 5年一貫教育プログラムに対応した準備教育システムを整備する。 ④ 研修プログラムに基づき, インターンシップを実施するとともに, 協力企業の開拓, プログラム内容の充実を努める。</p>	<p>【大学院商学研究科専門職学位課程アントレプレナーシップ専攻】 ① e-Learning システムのバージョンアップを行い, 教員に対してはレポート管理に関する機能としてレポートの締切・課題一覧, 学生のプライバシー保護, 成績の入力と公開, 教員専用スペース等, 学生に対しては, レポートに関する機能としてプライバシーの保護, レポート課題と締切の確認, 教員との面談等, 新機能を付加した。 ② アントレプレナーシップ専攻にカリキュラム改善WGを設置し, 実践科目を含めたカリキュラム全体の見直しを開始した。 ③ 「学部・大学院 (修士課程及び専門職学位課程) 5年一貫教育プログラム」におけるアントレプレナーシップ専攻に進学を希望する学部3年次生からの相談に応じるため, 随時受付し, 適切な指導・助言を行うとともに, 同専攻において開講しているビジネスプランもしくはケーススタディの模擬授業を受講させ, 授業の雰囲気を経験する原案を作成した。 ④ シラバスに掲載しているインターンシップの目的と研修プログラムに基づき, 専攻学生の受講希望者2名を協力企業2社へ実習派遣し, 研修結果をビジネスプラン及びリサーチワークショップの2科目を通じて課題解決策の練り上げを行った。派遣先企業の協力もあり, 研修プログラムの充実を図ることができた。</p>	
<p>【45】 b. 研究型大学院 専門4学科を基礎とする研究中心の教育方法に加えて, 言語センター及び一般教育系教員を含めた, 国際化や文化振興に資する人材育成のコースを設置し, 地域の多様なニーズに応える。教育上, 有益と認められる場合には, 専門職大学院との単位互換を認める。</p>	<p>【45-1】 【大学院商学研究科修士課程現代商学専攻】 ① 正・副研究指導教員制を継続し, きめ細かな研究指導を行うとともに修士論文指導における組織的取り組み体制を検討する。 ② 学生のニーズに沿った履修モデルのさらなる改善を検討する。</p>	<p>【大学院商学研究科修士課程現代商学専攻】 正副研究指導教員制を実施した。 修士論文指導の組織的取り組み体制及び履修モデルの検討については, 現在, 教育開発センター学部・大学院教育開発部門で教育課程改善に関する事項を検討しておりその結果を踏まえ対応することとした。</p>	
<p>【46】 エ. 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 a. シラバスを充実させ, FDによる教育方法, 内容の標準化を進め, 評価の公平性, 透明性を高めるとともに, 現行の4段階評価を改め, GPA制度の導入を図る。</p>	<p>【46-1】 5段階評価の実績を踏まえ, 基礎データの検証を行い, GPA活用の検討を行う。</p>	<p>【大学院商学研究科専門職学位課程アントレプレナーシップ専攻】 前期と後期の終了後に5段階の成績評価をもとにGPAを計算し, FD研修会において報告した。 GPAが2.0を目安に成績不振学生に対する履修指導の方針を決定した。 【大学院商学研究科修士課程現代商学専攻】 教育開発センター学部・大学院現代商学専攻教育開発部門のFD専門部会において, 基礎データの検証を行い, GPA活用の検討を行った。</p>	
<p>【47】 b. 研究成果又は研究論文優秀者に対する表彰又は奨学金給付制度の具体化を図る。</p>	<p>【47-1】 関係委員会等と協議の上, 表彰制度, 奨学金給付制度の具体案を作成する。</p>	<p>「学生表彰に関する申合せ」の改正を行い, 大学院における成績優秀者の選考基準を追加した。 学生委員会において, 大学院1年次の学業成績により, 大学院の成績優秀者3名に奨励金を給付する制度案を作成した。</p>	

**I 大学の教育研究等の質の向上**  
**1 教育に関する目標**  
**(3) 教育の実施体制等に関する目標**

<b>中期目標</b>	<p>①教職員の配置に関する基本方針</p> <p>ア. 効果的な教育課程の実施に必要な範囲で、教職員組織及び教育支援体制を検討し、整備する。</p> <p>イ. 必要に応じて大学院学生、研究生等を教育支援者として雇用し、教育サービスの向上及び将来教育者となる人材の育成に努める。</p> <p>②教育環境の整備に関する基本方針</p> <p>ア. 教育設備の活用・整備          本学の特色ある教育の実現とさらなる発展のため、必要な教育設備について重点的・計画的に整備するとともに、その効果的・効率的な利用を図る。</p> <p>イ. 教育に必要な図書館の活用・整備          広い領域にまたがる学生の学習に対する援助を確保し不足図書の実用を進め、貴重図書の保存と閲覧の両立を図る。</p> <p>ウ. 情報処理センターの活用・整備</p> <p>a. 現在の学内情報ネットワークを維持する。</p> <p>b. 今後の需要が見込まれる音声や画像情報等の快適な送受信に対応できるネットワークの大容量高速化を推進する。</p> <p>c. 安定的な情報の収集・発信を保障し、障害時においても迅速な対応ができ、得られた情報を有機的に活用できる環境の整備を目指す。</p> <p>③教育の質の改善のためのシステム等に関する基本方針</p> <p>ア. 学生に対するアンケート調査を行い、教育の質の把握に努め、教育活動にフィードバックするために調査結果を分析する。</p> <p>イ. 教育に関する自己点検評価を行い、学生に対するアンケート調査とともに、評価結果を教育の質の改善につなげる。</p> <p>ウ. 21世紀における実学の探求を基礎とした教育の改善策としてFDを展開する。</p>
-------------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	備考
<p><b>【48】</b>  <b>(3)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</b>  <b>① 適切な教職員の配置等に関する具体的方策</b>          ア. 教員の最適配置を促進するための制度（客員教授制度、任期制等）、教員のジェンダーバランスを改善するために有効な制度、教員の事務負担を軽減するための事務局体制のあり方等を確立するために専門委員会を設け、平成17年度末までに検討を終える。また、教育能力の適正な評価の基準及び評価方法についても実施可能なシステムを検討する。</p>	<p><b>【48-1】</b>          専門委員会の設置を行い、教員の最適配置を促進するための制度（客員教授制度、任期制等）、教員のジェンダーバランスを改善するために有効な制度、教員の事務負担を軽減するための事務局体制のあり方等を確立するために調査・検討し成案を得る。</p>	<p>学長の下に専門委員会（教員配置の適正化WG）を設置し、7回の審議を経て検討案を各学科で検討し、答申をまとめ成案を得た。（「附属資料編」P15～19参照）</p>	
<p><b>【49】</b>          イ. 教育支援者の具体的配置方策          a. 教員が教育活動を行う上で必要となる支援業務を研究・調査する委員会を設け、必要に応じ、事務職員の配置又は教育支援者の雇用を行い、教育環境を整備する。</p>	<p><b>【49-1】</b>          専門委員会の設置を行い、教育環境を点検し、有効な教育支援業務の方策を調査研究する。</p>	<p>専門委員会（教員配置の適正化WG）において、有効な教育支援体制を欠く学科に学科事務サービスを行う支援体制の導入について検討した。学科事務支援は、事務局が行うこととし、具体的な方法について検討を行うこととなった。</p>	

<p>【50】 b. 高度専門職業人教育での実践的教育を効果的に行うため、札幌サテライトに教務及び研究支援のための人員を複数人配置する。また産学官との、より柔軟な人的ネットワークを形成できるよう、客員教員、研究員などを幅広く機動的に配置できるようにする。</p>	<p>【50-1】 客員教員、研究員のためのスペースを札幌サテライト内に確保するよう検討を行う。</p>	<p>札幌サテライト運営委員会で検討した結果、サテライト内に新たなスペースを確保することは難しいため、会議等で使用しない場合で客員教員等が利用したいときは会議室を利用させることで対応することとした。</p>	
<p>【51】 c. 一般院生を可能な限り広く学部TAに採用する。</p>	<p>【51-1】 大学院改革に伴う状況変化を踏まえTAのあり方を再検討し、具体的方策を講ずる。</p>	<p>前年度決定した採用方法「TAの円滑な実施のための当面の対策」を実施し可能な限り学部TAに採用した。</p>	
<p>【52】 ② 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策 ア. 講義用機器マニュアルの拡充及びそれに対する予算措置を行い、多彩なメディアによる授業活性化を支援する。</p>	<p>【52-1】 ① 講義用機器マニュアルを拡充・整備する。 ② 授業担当教員に対し講義用機器に関するアンケート等を行い、授業に必要なマルチメディア関係機器を必要に応じて段階的に整備する。</p>	<p>① 機器の更新等必要に応じて講義用機器マニュアルの拡充・整備を行った。 ② 全授業担当教員に対して講義用機器に関する要望のアンケートを10月に実施し、プロジェクターの修理等整備を行った。</p>	
<p>【53】 イ. 情報ネットワークや情報サービス機器等を活用した授業を進めるための方策について検討する。</p>	<p>【53-1】 平成16年度に実施したネットワーク利用状況調査に基づき、情報ネットワークや情報サービス機器等を活用した授業を実施する際の課題、問題点を検討する。</p>	<p>ネットワーク利用状況調査の結果、学生は教員からの課題を受け提出に至る中で、課題を紙に出力しており、ペーパーレス化が改善されていないことが判明した。情報処理センターにおいては、ペーパーレス化の促進、無駄を省く観点から、紙を有料化することを検討し、プリペイドカードによるプリンタの利用を平成18年4月から試行することとした。</p>	
<p>【54】 ウ. 本学教育の中核をなす研究指導（ゼミナール）の内容充実を図るために、ゼミ室における設備の点検を行い、拡充を図る。</p>	<p>【54-1】 ゼミ室における物品の調査・点検を実施し、老朽化物品の更新・整備を必要に応じて行う。</p>	<p>全授業担当教員に対してゼミ室設備に関する要望のアンケートを10月に実施し、ブラインドの設置及び修理等整備を行った。</p>	
<p>【55】 エ. 教育に必要な図書館の活用・整備に関する具体的方策 a. 期間中に蔵書目録全てにつき、検索のための電子化を完了するとともに、貴重図書について、1年度1万ページを目処として電子化を行い、同時にインターネット配信を行う。</p>	<p>【55-1】 ① 貴重古資料を中心とした未入力図書1万冊の目録所在情報の電子化遡及入力を段階的に行う。 ② 西洋古典の経済学書を中心に貴重資料約3千頁の電子化を図り、インターネット上に段階的に公開する。</p>	<p>① 図書館においてアスベストの含有材料が使用されている箇所が見つかり、アスベスト除去工事実施による、平成17年10月からの閉館に伴って、貴重古資料を別途保管したため、目録所在情報の電子化遡及入力は、約6,400冊にとどまった。 ② 貴重資料の電子化作業は、2月に完成し、3月にホームページ上に公開した。</p>	

<p>【56】 b. 学生用図書予算を確保し、学生用図書の充実を図るとともに、各種予算により、参考図書の充実を図る。</p>	<p>【56-1】 ① 学生用図書、参考図書の充実を図るため、予算確保を図るとともに、授業・シラバス等を考慮した選書の在り方について検討する。 ② 図書館備付け雑誌の見直しについて検討する。</p>	<p>① シラバス掲載図書の充実を図るため、補正予算及び後援会助成事業に係る要求書での要求を行った。 本学と同規模の国立大学に対し授業・シラバス等を考慮した選書の在り方についてアンケート調査を行った。 ② 図書館備付け雑誌の見直しについて前年度から継続して検討を行い、7月の図書館運営委員会において決定承認された。</p>
<p>【57】 c. 日曜祝日・休業期間における開館時間延長の試行を行う。</p>	<p>【57-1】 地域住民を含めた図書館利用者のために、祝日開館の試行を図るとともに、日曜開館を本実施する。</p>	<p>平成17年4月から祝日開館の試行及び日曜開館を本実施したが、図書館においてアスベストの含有材料が使用されている箇所が見つかり、アスベスト除去工事实施に伴い、平成17年10月から平成18年5月まで閉館せざるを得なかった。</p>
<p>【58】 d. 新入生を主たる対象として、図書館利用に関する講習を行うとともに、全学生を対象に、図書館の概要に関する広報を行う。</p>	<p>【58-1】 ① 新入生オリエンテーション・プログラムの一環として、図書館利用案内の実施を検討するとともに、全学生を対象としたライブラリー・ツアーを実施する。 ② 図書館ホームページの各コンテンツの整備・充実を継続して行う。</p>	<p>① 新入生オリエンテーションの中で、図書館利用案内を実施した。前期においてライブラリーツアーを14回及び情報検索講習会を10回実施した。 ② 図書館ホームページに、「よくある質問」、「館内資料配置図」を追加する等、整備・充実を行った。</p>
<p>【59】 e. 障害者・高齢者等の利用に配慮した施設改善を進める。</p>	<p>【59-1】 高齢者等の図書館利用に配慮し、正面玄関階段への手摺りの設置、トイレの改修について段階的に整備する。</p>	<p>図書館のアスベスト除去工事实施に伴い、平成18年度に附属図書館施設の増築・改修計画の基本方針を策定することになり、障害者・高齢者等の利用に配慮した改善策も検討することとなった。</p>
<p>【60】 f. これまで進めてきた地域への開放政策を一層促進する。</p>	<p>【60-1】 ① 小樽市の施設が開催するイベントと連携して、貴重図書の展示会を実施する。 ② 図書館利用のセキュリティ確保のため、入館管理システム及び防犯監視システムの導入について検討する。</p>	<p>① 伊藤整生誕百年記念講演会・シンポジウムに合わせ、平成17年6月に2日間にわたり伊藤整の高商時代とチャタレー裁判関係の展示会を行った。 ② 図書館利用のセキュリティ確保は、書庫入室の際には防犯ベルを携帯することによりおこなうこととし、入館管理システム及び防犯監視システムの導入については、設置場所、機種等の検討を行った。</p>
<p>【61】 オ. 情報処理センターの活用・整備に関する具体的方策 a. 情報処理センター内のみならず、既存の講義室からもネットワークにアクセスが可能となるよう情報コンセント等の整備を行う。</p>	<p>【61-1】 平成16年度実施したネットワーク利用状況調査で要望の多かった無線LANの利用に関して、セキュリティ確保等について検討し、講義室での利用形態を検討する。</p>	<p>無線LANの利用に関して、平成18年2月に更新した情報処理センターシステムの一部で実現可能となり、学内26カ所にアクセスポイントを設置し、研究棟、講義棟等（1～4号館）より無線LANを利用した接続が可能となった。</p>
<p>【62】 b. Web を利用しての情報収集やメール等での情報交換が円滑に行えるよう、利用状況を見ながら、対外回線速度の高速化を図る。</p>	<p>【62-1】 本校と札幌サテライト間の回線の高速化、SINET 接続形態のほかに民間プロバイダとの接続形態を検討する。</p>	<p>平成17年5月から回線契約内容を変更し、本校と札幌サテライト間を現行の回線速度2M/bpsを5M/bpsに増速した。対外接続をSINETの他に、民間プロバイダ（北海道通信網（株）回線速度100M/bps）と接続し、2接続箇所（ネットワーク）の冗長化をはかり、効率のよい回線環境とした。</p>

<p>【63】 c. e-ラーニングを利用する多様な学習形態の実現に向けてハード及びコンテンツ作成のための環境整備を行う。</p>	<p>【63-1】 ① 学外からの利用を想定して、セキュリティを強化した認証機能について検討する。</p> <p>【63-2】 ② 単位制を実質化する講義法として、E-learningシステムの開発を進める。</p>	<p>Web上に掲載する場合の認証機能について、認証局のライセンスを取得することを検討した。</p> <p>教育開発センター研究部門において、アントレプレナーシップ専攻に導入している単位を実質化する講義法のための e-Learning システムを、現代商学専攻へ、さらには学部へ導入するべく検討を開始し、開発のためのサーバーを購入した。</p>	
<p>【64】 d. 情報セキュリティ・ポリシーに基づいた、安全かつ利便性の高いネットワーク環境を実現するための監視・保守体制の強化を行う。</p>	<p>【64-1】 平成16年度のネットワーク利用状況の調査内容を分析し、本学の実情に則した情報セキュリティポリシーを検討し策定する。</p>	<p>情報セキュリティポリシーの骨組を作成し、さらに、詳細な実施手順について検討を行った。</p>	
<p>【65】 ③ 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策 ア. 「授業改善のためのアンケート」調査を毎年実施し、調査結果を分析して教育活動の問題点を把握する。把握した問題点を整理して教育活動の改善策を策定する。</p>	<p>【65-1】 授業改善のためのアンケートを実施し、その結果を分析し、授業改善の方策を検討して公表する。 【大学院商学研究科専門職学位課程アントレプレナーシップ専攻】 ① アンケート調査を実施し、データを蓄積する。 ② データを分析して問題点を把握し、効果的な教育活動について検討する。</p>	<p>【学士課程】 平成17年度前期及び後期に授業改善のためのアンケートを実施した。教育開発センター学部・大学院現代商学専攻教育開発部門のFD専門部会において、過去3年間のデータを基に分析し、その結果をFD活動報告書「ヘルメスの翼に(第3集)」に掲載し公表した。 【大学院商学研究科専門職学位課程アントレプレナーシップ専攻】 ① 各 Semester 終了直前に「授業評価アンケート」を実施し、データを蓄積した。 ② アンケートの集計結果に基づき専攻全体の改善の方向性を示すとともに、各科目ごとの「科目別評価シート」を作成して担当教員に配布した。</p>	
<p>【66】 イ. 教育活動に関する自己点検評価を行い、評価結果を教育の質の改善のためにフィードバックするシステムを検討する。</p>	<p>【66-1】 【大学院商学研究科専門職学位課程アントレプレナーシップ専攻】 学生による「授業評価法」、教員自身による「自己評価法」、同僚教員による「相互評価法」に基づく評価を実施し、教育評価を行い、改善に努める。</p>	<p>【大学院商学研究科専門職学位課程アントレプレナーシップ専攻】 前期に学生による「授業評価アンケート」を実施するとともに、教員の相互評価を行う授業参観を実施した。昨年度実施した「授業評価」と「相互評価」に基づき、教員の自己評価を実施した。</p>	
<p>【67】 ウ. 教育の質と成果に関する外部評価を実施する。</p>	<p>【67-1】 (平成18年度から実施のため、平成17年度は年度計画なし)</p>		
<p>【68】 ④ 教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策 ア. 「授業改善のためのアンケート」調査結果を分析して効果的な教授法を研究する。</p>	<p>【68-1】 授業改善のためのアンケートを実施し、その結果を分析し、授業改善の方策を検討して公表する。 【大学院商学研究科専門職学位課程アントレプレナーシップ専攻】 ① アンケート調査を実施し、データを蓄積する。 ② アンケートの質問項目及び結果の公表等について再検討する。</p>	<p>【学士課程】 平成17年度前期及び後期に授業改善のためのアンケートを実施した。教育開発センター学部・大学院現代商学専攻教育開発部門のFD専門部会において、過去3年間のデータを基に分析し、その結果をFD活動報告書「ヘルメスの翼に(第3集)」に掲載し公表した。 【大学院商学研究科専門職学位課程アントレプレナーシップ専攻】 ① 各 Semester 終了直前に「授業評価アンケート」を実施し、データを蓄積した。 ② アンケートの質問項目を見直し、自由記述欄に「良かった点」「改善すべき点」をそれぞれ5項目記入できるようにした。 アンケートの集計結果の公表方法について検討した。</p>	

<p>【69】 イ. FD 研修・講習会やFD 講演会などのFD 活動を通じて、教授法改善に対する教員の意識の向上を図る。</p>	<p>【69-1】 平成17年度のFD活動方針を策定し、FD研究、FD研修、FD講演会等を実施する。 【大学院商学研究科専門職学位課程アントレプレナーシップ専攻】 教育評価結果に基づいて、各 Semester 終了後にFD研修を実施する。</p>	<p>【学士課程】 教育開発センター学部・大学院現代商学専攻教育開発部門のFD専門部会において、以下の内容の平成17年度の活動方針を策定し実施した。 ア FD研究「成績評価とGPA制度の導入」 イ FD講演会の開催「授業改善について」 ウ 授業改善アンケートの実施 エ 教員相互の授業参観の実施 オ 新任教員研修会の開催 カ FDワークショップ「本学における授業改善の取り組みの効果について」 キ FDコラムの作成 ク 活動報告書の作成 【大学院商学研究科専門職学位課程アントレプレナーシップ専攻】 前期については、9月にFD研修会を実施した。後期については3月に実施した。</p>	
---	---	---	--

I 大学の教育研究等の質の向上  
1 教育に関する目標  
(4) 学生への支援に関する目標

中期目標	①学生への学習支援に関する基本方針 学習に関する環境や相談体制を整え、学習支援を効果的に行う。 ②学生への生活支援に関する基本方針 学生生活に関する環境や相談体制を整え、学生生活支援を効果的に行う。
------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	備考
<b>【70】</b> (4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置 ① 学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策 ア. 大学入学当初に少人数制のオリエンテーションを行い、具体的な履修モデルを策定し、学生への周知徹底を図る。	<b>【70-1】</b> ① 新入生オリエンテーションの他、入学後一定時期を経たからの少人数制のオリエンテーションを実施する。 ② 昼間コースの履修モデルを、シラバス及びホームページに掲載し、オリエンテーションと併せて、学生への周知徹底を図る。	① 入学時の新入生オリエンテーションのほかに、10月の後期授業開始時において、学科説明と履修モデルの説明を中心に少人数のオリエンテーションを実施した。 ② 昼間コースは履修モデルを作成し、開講計画とともにシラバス及びホームページに掲載し、オリエンテーションで履修モデルの説明を行った。	
<b>【71】</b> イ. 履修指導教員（1，2年次生担当）及びゼミ指導教員（3，4年次生担当）が修学指導担当員と密接に連携し、履修方法等も含め、学生との面談を日常的に行うなど修学指導体制の充実を図る。	<b>【71-1】</b> ① 履修指導の現状を点検し、問題があれば検討する。 ② 「履修指導マニュアル」を導入する。	① 履修指導教員による履修指導の時期及び役割について教務委員会において検討、見直しを行い、次のとおり履修指導を行った。 ア) 1・2年次生後期実施（前期に8単位以上不合格の者を対象。） イ) 2年次生前実施（1年次での修得単位が16単位未満の学生、3年次に進級できなかった学生を対象。）、 ウ) 1～4年次生前（履修登録を行わなかった者。） ② 「履修指導マニュアル」の内容等について、教務委員会において検討の上作成し、後期から導入した。（「附属資料編」96～106参照）	
<b>【72】</b> ウ. 平成16年度に履修指導を主としたホームページを立ち上げ、各学科の履修モデルや履修指導教員のオフィスアワー等を掲載して、利用しやすい履修相談システムを確立する。	<b>【72-1】</b> ① 履修指導関係のホームページを充実する。 ② 学生の質問に対する回答をデータとして蓄積し、ホームページのQ&Aを充実する。	① 履修指導教員制度及び履修指導教員の氏名、研究室番号、電話番号をホームページに掲載した。 ② 学生の質問に対する回答をするためのQ&Aのホームページを、4月に更新した。	
<b>【73】</b> ② 生活相談・就職支援等に関する具体的方策 ア. 多様な学生に対応できる相談体制をより一層充実させるとともに、学生が相談しやすい環境を整える。	<b>【73-1】</b> 現在行っている各種相談窓口の内容等を調査分析し、相談体制の見直し及び相談しやすい環境作りについて検討する。	10月に「大学生のためのメンタルヘルス」講演会を開催した折に、相談室に関するアンケート調査を行い、アンケートの内容の分析を行った結果、現在の「学生何でも相談室」には学生を待機させるスペースがないため、現在の場所から広い場所へ移動して学生が相談しやすい環境を整えることとした。 就職支援においては、9月から就職課就職支援室とは別に就職相談室を設置した。	
<b>【74】</b> イ. 学生からのアンケートや学生生活実態調査等を実施し、学生生活支援の改善に向けての施策を講ずる。	<b>【74-1】</b> 調査内容から問題点を抽出し、学生生活支援の施策について検討する。	学内の教職員33名の参加を得て開催した「教職員学生指導研究会」において、平成16年度学生生活実態調査の報告を受けた後、学生生活支援策について検討を行い、実態調査で要望が多かった公務員受験対策講座を10月から札幌サテライトで開催することになった。	

<p>【75】 ウ. 学生生活支援のための各主 セミナーや講演会を実施す る。</p>	<p>【75-1】 実施計画に基づき講演会等を段 階的に実施し、開催結果を検証し て次年度の開催計画立案に反映さ せる。</p>	<p>学生生活支援セミナー実施計画に基づき「商大生のための交通安全・交通マ ナー教室」(約80名参加)、「あなたを狙う悪質商法撃退教室」(約300名参 加)、「大学生のためのメンタルヘルス」(約200名参加)、「救急救命教室」(約 80名参加)を開催し、学生の関心も高く、いずれの回も実践的な内容で、多 数の学生が参加した。</p>	
<p>【76】 エ. 学生の心身の健康を保持す るため、保健管理センター業 務(診療・健康診断・健康精 神相談・健康診断証明・健康 セミナーなど)の充実を図る。</p>	<p>【76-1】 平成16年度実施した内容を検 証し、反省点を踏まえ、下記事項 について実施する。 ① 健康診断受診率の向上及び健 康診断時の健康・病歴調査方法 等について ② 個別指導及びミニ健康ゼミナ ールの実施について ③ ホームページの健康情報など の充実、他機関や他大学との保 健活動上の交流推進について</p>	<p>① 昨年度同様ホームページ及び掲示で健康診断実施日程を学生に周知した。 特に英語版のポスターを国際交流ラウンジ等にも掲示し、留学生への周知の 更なる向上をはかった。その結果、受診率が向上した。 ② 個別指導、ミニゼミナールは次の通り実施した。 1)健康教室「SEXについて考えてみませんか？」 2)「喫煙を防止するパネル展」 3)アルコールパッチテスト 4)体脂肪測定 ③ ホームページはデザインを新しくし見やすくなるように工夫し、さらにリン ク集などを充実させた。保健活動上の交流として「北海道地区大学保健管理 業務職員研修会」、「全国大学保健管理研究集会」等諸会議に出席し、健康情 報として学生に発信してきたヘルシーライフジャーナルを冊子にし配布し た。平成14年度から平成16年度までの保健管理センターの報告書を発行 した。</p>	
<p>【77】 オ. 学生の自主的活動の支援体 制の確立と積極的な方策を講 じ、課外活動の活発化を促す。</p>	<p>【77-1】 学生団体等との検討に基づき、 学生の自主的活動の支援体制につ いて具体案を作成する。</p>	<p>① 毎月1回、「教育担当副学長と学生代表との懇談会」を開催し、その都度 可能な支援策を講じた。 ア)学生の自主的活動の支援として「学園だより」に学生自治会のページを 設けて支援を行った。 イ)地域社会における学生の課外活動を支援するための「小樽商科大学グリー ンヒルプロジェクト」を作成し公募した結果、1件を採択し約15万円 を助成した。(「附属資料編」P69参照) ウ)新しい文化系団体の設立支援、就職活動を支援する学生サークル「キャ リアデザインプロジェクト(CDP)」の設立支援を行った。</p>	
<p>【78】 カ. 職業観の育成やキャリア 教育の充実を図る。</p>	<p>【78-1】 ① 低学年次から職業観、職業意 識の醸成を図るため、「キャリ アガイダンス」を実施する。 ② 職種、業種、業界研究等を行 う「職業概論」的な授業を開講 し、キャリア教育の充実を図る。</p>	<p>① 5月に低学年次生(1,2年次生)へ、働くこと、職業とは何かを主題と して「キャリアガイダンス」及び資格取得方法等を説明する「キャリアアッ プガイダンス」を実施した。 ② キャリア教育の一環として、インターンシッププログラムの事前教育であ る「講義」及び「ビジネス・マナー講習」への参加を呼び掛け、実施した。</p>	
<p>【79】 キ. 同窓会と協力し、就職関連 情報の収集を強化するととも に、就職に係る相談体制の整 備等就職支援の充実を図る。</p>	<p>【79-1】 就職課を中心にして、下記の就 職支援事業・業務の充実を図る。 ① 同窓会の支援・協力を得て、 「学内企業セミナー」の充実・ 発展及び学生に対する「就職活 動融資事業」の制度化を図る。 ② 学内「公務員対策講座」及び 「各種資格取得講座」の開設に ついて検討する。 ③ 就職支援室の拡大・充実につ いて検討する。 ④ 学生ボランティアによる就職 支援活動を援助する。</p>	<p>① 小樽商科大学同窓会(緑丘会)の協力を得て、「緑丘企業等セミナー」を 小樽の他に、札幌(本学札幌サテライト)で開催し内容の充実を図った。緑 丘会の支援を得て緑丘会「就職活動支援融資」を制度化した。 ② 緑丘会との協同事業として「緑丘『公務員受験対策講座』」を10月から 札幌サテライトに開設した。 ③ 就職アドバイザーの相談場所を個室に変更し、拡大・充実を図った。 ④ 学生ボランティア団体「キャリアデザインプロジェクト(CDP)」によ る広報・宣伝や学生相談等の活動を援助した。本学主催のガイダンス・セミ ナーに参画することにより、CDPの存在が学生の中に浸透した。</p>	

<p><b>【80】</b> ③ 経済的支援に関する具体的方策 ア. 現行の経済的支援制度について調査研究を行い、当該制度の迅速かつ的確な情報提供を図るとともに、民間、自治体に働きかけ、支援制度の拡大を促進する。</p>	<p><b>【80-1】</b> 平成16年度の調査研究結果を基に具体案を検討する。</p>	<p>本学学生の経済支援策として、本学のメインバンクである北洋銀行と本学の間で、低金利の教育ローンに関する協定を締結した。（「附属資料編」P112参照） 就職支援事業の一環として、緑丘会賛助会員学生を対象にした緑丘会「就職活動支援融資」（一人10万円まで）を発足させた。（「附属資料編」P113参照）</p>	
<p><b>【81】</b> イ. 外部資金の積極的導入に努めるとともに、本学独自の奨学金制度を検討し、優秀な学生の確保に努める。</p>	<p><b>【81-1】</b> 平成16年度の調査研究結果を基に具体案を検討する。</p>	<p>① 就職支援事業の一環として、緑丘会賛助会員学生を対象にした緑丘会「就職活動支援融資」（一人10万円まで）を発足させた。（「附属資料編」P113参照） ② 学生委員会において、学部・大学院1年次の学業成績により、成績優秀者に奨励金を給付する制度（案）を作成した。</p>	
<p><b>【82】</b> ④ 社会人・留学生等に対する配慮 ア. 図書館、大学会館の開館時間の延長、自習室・ゼミ室の確保等社会人が働きながら学べる環境の整備・充実に努める。</p>	<p><b>【82-1】</b> ① 地域住民を含めた図書館利用者のために、祝日開館の試行を図るとともに、日曜開館を本実施する。 ② 大学会館の開館時間の延長について学生団体等へのアンケートを実施する。</p>	<p>① 平成17年4月から祝日開館の試行及び日曜開館を本実施したが、アスベスト除去工事实施に伴い、平成17年10月から平成18年5月まで閉館した。 ② 学生自治会などの学生団体に対して、大学会館の平日、土曜日の開館時間延長及び日曜・祝日の開館について、アンケート調査を実施した。</p>	
<p><b>【83】</b> イ. 留学生のために、国際交流ラウンジの充実・利用の拡大等の学習環境の整備、日本人学生との交流機会の場の確保、健康・安全面の各種制度についての周知徹底及び個々の留学生に対するきめ細かなサービス提供等の充実に努める。</p>	<p><b>【83-1】</b> ① 平成16年度のニーズ調査を基に国際交流ラウンジの学習環境の整備等について段階的に実施する。 ② 継続してニーズ調査を実施する。 ③ 新入生オリエンテーションやチューター制度の充実に努める。</p>	<p>① ニーズ調査をした結果、パソコン配線の敷き直しを行い、ヘッドフォンを新しい物と交換した。 ② 国際交流ラウンジに関するニーズ調査を1月に実施した。 ③ 平成17年度から留学生向けの説明会を充実させ、教育、生活面を含め情報提供を行った。 チューター制度を充実する一環として、実際に活動しているチューターと留学生に対し、応募の動機、必要とした理由、活動期間、活動内容等のアンケートを行なった。</p>	
<p><b>【84】</b> ウ. 託児所設置を含む、子供を持つ学生が学びやすい環境について検討する。</p>	<p><b>【84-1】</b> 平成16年度に実施したニーズ調査の結果に基づきワーキンググループを設置し、コスト上の観点も考慮に入れて学びやすい環境について再検討する。</p>	<p>ワーキンググループを設置し、検討の結果、託児所設置のニーズは小さくなく、現時点の設置は見送り、授乳施設等の設置について、今後検討することとした。</p>	
<p><b>【85】</b> ⑤ 「学生何でも相談室」の充実 学生への周知徹底、人員の適正な配置等を通じて、学生の学習生活支援等に関する相談窓口としての「学生何でも相談室」の機能の充実に努める。</p>	<p><b>【85-1】</b> 学生の利用状況や相談内容を分析・調査する。</p>	<p>10月に「大学生のためのメンタルヘルス」講演会を開催した折に、相談室に関するアンケート調査を行い、アンケートの内容の分析を行った結果、現在の「学生何でも相談室」には学生を待機させるスペースがないため、現在の場所から広い場所に移動して学生が相談しやすい環境を整えることとした。</p>	

I 大学の教育研究等の質の向上  
 2 研究に関する目標  
 (1) 研究水準及び研究の成果に関する目標

<b>中期目標</b>	① 目指すべき研究の水準に関する基本方針 基礎及び応用に関わる研究を総合的・学際的に行い、産業の興隆と学術文化の発展に貢献する。 ② 成果の社会への還元等に関する基本方針 社会が提起する課題に対して具体的で実践的な処方箋を提供するという方針のもとに、研究成果を地域社会の活性化のために還元する。
-------------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	備考
<p><b>【86】</b>                  2 研究に関する目標を達成するための措置                  (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置                  ① 目指すべき研究の方向性及び大学として重点的に取り組む領域                  本学の研究は以下の3つの方向を目指す。                  ア. 商科系単科大学の特徴を生かした総合的及び学際的研究を進める。                  イ. 社会が提起する諸課題に対し、具体的で実践的な解決策を提供する実学の精神に基づく研究を進める。                  ウ. 以上の研究の基礎となる理論的及び基礎的研究を、人文・社会・自然・言語の諸分野において、国際的な視野のもとに進める。</p>	<p><b>【86-1】</b>                  ① 平成16年度に成案を得た外部研究資金獲得システムの方針に従って外部資金の獲得に努める。</p>	<p>外部資金獲得に関する基本情報の発信のため、企業等と大学における研究協力制度についての解説と各制度の受け入れ実績を掲載した「産学連携マニュアル」を作成し、ホームページに掲載した。(「附属資料編」P117～121参照)                  知的財産の管理という観点から、知的財産の機関帰属・機関管理を定めた「国立大学法人小樽商科大学職務発明等規程」を制定し、併せて、本学の知的財産の取扱いに関する方針等を示した「国立大学法人小樽商科大学知的財産ポリシー」を作成した。(「附属資料編」P114～115参照)                  科学研究費補助金の申請件数増加のために、外部資金獲得WGで組織的に取り組み、学内説明会を実施した結果、申請率は45.4%となり、学内全体で目標とされていた45%を達成した。                  外部資金の獲得状況については、共同研究8件4,010千円(16年度3件800千円)、受託研究2件72,371千円(16年度4件39,697千円)、委託事業4件9,775千円(16年度1件3,150千円)、寄附金56件42,091千円(16年度32件31,761千円)となった。</p>	
<p><b>【87】</b>                  ② 成果の社会への還元に関する具体的方策                  ア. ビジネス創造センターを中心に産学官連携を促進し、北海道経済の活性化及び産業の競争力強化に貢献する。</p>	<p><b>【87-1】</b>                  小樽商科大学・北海道地域連携協議会(本学、北海道、札幌市、小樽市で構成)を基盤に具体的プロジェクトを協議・決定し、各年度実施する。</p>	<p>既存の「小樽商科大学・北海道地域連携協議会」のあり方を検討し、北海道、札幌市、小樽市の3自治体に、新たに札幌商工会議所、小樽商工会議所、北海道中小企業家同友会を構成員に加え、名称を「小樽商科大学地域連携協議会」に変更した。平成18年2月に「第3回小樽商科大学地域連携協議会」を開催し、連携事業として「小樽商科大学地域貢献セミナー」を、「大学の地域貢献活動ー大学も地元を元気にする」というテーマのもとで開催した。</p>	
<p><b>【88】</b>                  イ. 地域の諸団体や自治体の各プロジェクト、各種審議会・委員会に参画し、北海道経済の活性化に貢献する。</p>	<p><b>【88-1】</b>                  対外的な研究活動と位置付けた学外各種委員会への参加を、研究活動情報としてデータベース化することを検討する。</p>	<p>平成16年度に整備した教員の研究活動を自己点検・評価するための指針となる「本学が行う研究評価の在り方」に記載されている『個人別研究活動業績調書』をベースとして「研究者情報データベース」を作成した。                  平成16年度に作成した「本学が行う研究評価の在り方」において、学外各種委員会等への参画を研究評価項目の1つとして位置付け、本年度教員の研究活動全般を網羅するための「研究者情報データベース」に取入れることとし、データベースの構築を開始し、平成18年3月に完成した。</p>	

<p><b>【89】</b> ウ. 社会人大学院生の受け入れ、セミナー・ワークショップ・公開講座等の開催により、大学の資源を地域社会に開放し、地域社会の変革に貢献する。</p>	<p><b>【89-1】</b> ① 夜間主コースの講義を、社会人のための再教育・生涯教育の場として積極的に位置付け、公開講座として社会人に開放する。 ② テーマ別等（語学を含む。）公開講座の充実を図る。 ③ 大学院現代商学専攻においても、社会人特別選抜の導入を検討する。</p>	<p>① 夜間主コースの授業を、社会人のための再教育・生涯学習の場として積極的に位置付け、通常の授業に参加する形の「通常授業公開講座」として、社会人に開放した。その結果、前期科目：15科目に29名、後期科目：11科目に14名、通年科目：10科目に26名、延べ36科目に69名が受講した。 ② 語学の公開講座を次のとおり開講した。 ・ 前期：「外国人による集中英会話（前期）」（受講者数14名）、「外国人による集中中国語会話」（受講者数10名）、「外国人による集中韓国語講座」（受講者数16名）、「外国人による集中ロシア語会話」（受講者数8名）、「外国語としての日本語とその教授法」（受講者数6名） ・ 後期：「外国人による集中英会話（後期）」（受講者数8名） ③ 大学院現代商学専攻において、平成17年度入試から、英語専修免許状を取得しようとする社会人のための特別選抜を実施した。さらに、多様な社会人を受け入れるための体制整備について、教育開発センター学部・大学院現代商学専攻教育開発部門会議のワーキンググループで検討中であり、整備次第、新たな選抜方法の枠組みについて検討を開始する。</p>	
<p><b>【90】</b> ③ 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策 定期的な自己点検評価、外部評価により研究活動の検証を行う体制を平成16年度に整備する。</p>	<p><b>【90-1】</b> ① 整備した体制の下で、研究評価実施のため、研究活動情報のデータベース化について検討する。 ② 研究活動情報以外の大学情報を一元的に管理できる「大学情報データベース」の構築を目指す。</p>	<p>① 平成16年度に整備した教員の研究活動を自己点検・評価するための指針となる「本学が行う研究評価の在り方」に記載されている『個人別研究活動業績調書』をベースとして「研究者情報データベース」を作成した。 ② 研究活動情報以外の大学情報（組織、科目、学生数等）を一元管理するためのデータベースの構築に関しては、教員の研究活動を網羅するための「研究者情報データベース」の運用状況等を考慮して、このデータベースに研究活動情報以外の大学情報（組織、科目、学生数等）を追加するか、学内共通サーバーにこれらの大学情報を管理するフォルダを作成する等の方法を検討している。</p>	

I 大学の教育研究等の質の向上  
 2 研究に関する目標  
 (2) 研究実施体制等の整備に関する目標

<b>中期目標</b>	①研究者等の配置に関する基本方針 効果的な研究の推進及び研究の質の向上に必要な範囲で、研究者の配置、研究組織のありかた、人事制度のありかたを検討し、見直しを行う。 ②研究環境の整備に関する基本方針 効果的な研究の推進及び研究の質の向上に必要な範囲で、研究環境の整備を行う。 ③研究の質の向上のためのシステム等に関する基本方針 教員の研究の質を維持し、向上につなげるためのシステムの確立に向けて全学的に取り組む。
-------------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	備考
<b>【91】</b> (2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 ① 適切な研究者等の配置に関する具体的方策 効果的な研究の推進及び研究の質の向上に必要な制度（客員研究員制度等）を整備する。	<b>【91-1】</b> ① 後援会助成事業において、教員の研究の質の向上のため、海外派遣を行う。 ② 内地研究員制度及び客員研究員制度等の導入について検討を行う。	① 小樽商科大学後援会助成事業において、長期海外派遣1名、短期海外派遣1名を決定した。 ② 内地研究員制度の導入については、「国立大学法人小樽商科大学国内研究員派遣規程」及び「国立大学法人小樽商科大学国内研究員受入規程」を制定し、客員研究員制度の導入については、「国立大学法人小樽商科大学客員研究員受入規程」を制定した。	
<b>【92】</b> ② 研究資金の配分システムに関する具体的方策 ア. 研究のインセンティブを与えるような研究費の配分システムの方針を策定する。	<b>【92-1】</b> 平成16年度に行った教員研究費の傾斜配分の評価項目を見直し、引き続き教員研究費の傾斜配分を行う。	平成16年度に行った教員研究費の傾斜配分の評価項目に、今年度新たに地域社会に対する貢献として高大連携事業における講義担当実績を加えて、引き続き教員研究費の傾斜配分を行った。	
<b>【93】</b> イ. 平成16年度に外部研究資金の獲得のための体制を確立する。	<b>【93-1】</b> (平成16年度実施済みのため、平成17年度は年度計画なし)		
<b>【94】</b> ③ 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策 研究用図書の実質、学情ネットワークシステムの整備等を行う。	<b>【94-1】</b> 図書館における学術用データベースについて、必要な措置を講ずる。	学術用データベースの整備に関する予算措置について、平成16年度に学長裁量経費で確保した予算額を図書館の経常経費に追加計上することにより、年度当初から安定的な整備が可能となった。	
<b>【95】</b> ④ 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策 ア. ビジネス創造センター等既存の産学連携機関を活用し、大学発シーズをもとにした起業支援を推進する。	<b>【95-1】</b> 平成17年度に起業支援に関する体制整備を図る。	文部科学省の制度による産学官連携コーディネーター1名を配置し、企業支援に関する体制強化を図った。知財業務にかかる「リサーチ・アドバイズ業務」を担う非常勤アドバイザー1名を配置した。	

<p>【96】 イ. 産学連携の強化を図るため、学内の規制緩和について検討する。</p>	<p>【96-1】 ① 民間企業の資金等を大学に誘引するため受託研究・共同研究の創出、取得、管理及び活動に係る諸規定の緩和の方針について検討する。 ② 共同研究等について、大学の研究者と企業の実施に対するインセンティブの調和を図るための措置について検討する。</p>	<p>① ビジネス創造センター（CBC）のホームページにおいて、産学連携研究協力制度として共同研究・受託研究の案内を行っている。 ② 平成17年10月に、他大学（北海道大学）及び企業のメンバーを加え、北海道ヘルスケア・マネジメント研究会を立ち上げ、北海道における医療経営等に関しての調査研究を行うこととした。</p>	
<p>【97】 ウ. 大学の知的財産権政策の確立を図るため、機関管理に向けた体制整備を行う。</p>	<p>【97-1】 ① 共同研究等で得られた学内の特許、ノウハウ等の知的財産データベースを構築し、知的財産活用の機関管理の基本方針を検討する。 ② 職務発明規程等の整備を行う。</p>	<p>① 共同研究・受託研究を促進するためのデータベースモデルを作成した。 ② 知的財産の機関帰属・機関管理を定めた「国立大学法人小樽商科大学職務発明等規程」を制定し、併せて、本学の知的財産の取扱いに関する方針、知的財産の創作の促進、研究成果の普及等を示した「国立大学法人小樽商科大学知的財産ポリシー」を制定し、外部資金の獲得に繋がる体制整備を行った。（「附属資料編」P114～115参照）</p>	
<p>【98】 ⑤ 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策 ア. 平成16年度に本学の研究活動全般に関する自己点検評価体制を確立する。</p>	<p>【98-1】 ① 整備した体制の下で、研究評価実施のため、研究活動情報のデータベース化について検討する。 ② 研究活動情報以外の大学情報を一元的に管理できる「大学情報データベース」の構築を目指す。</p>	<p>① 平成16年度に整備した教員の研究活動を自己点検・評価するための指針となる「本学が行う研究評価の在り方」に記載されている『個人別研究活動業績調書』をベースとして「研究者情報データベース」を作成した。 ② 研究活動情報以外の大学情報（組織、科目、学生数等）を一元管理するためのデータベースの構築に関しては、教員の研究活動を網羅するための「研究者情報データベース」の運用状況等を考慮して、このデータベースに研究活動情報以外の大学情報（組織、科目、学生数等）を追加するか、学内共通サーバーにこれらの大学情報を管理するフォルダを作成する等の方法を検討している。</p>	
<p>【99】 イ. 平成16年度に個々の教員の研究活動に関する自己点検評価体制を確立する。</p>	<p>【99-1】 ① 整備した体制の下で、研究評価実施のため、研究活動情報のデータベース化について検討する。 ② 研究活動情報以外の大学情報を一元的に管理できる「大学情報データベース」の構築を目指す。</p>		
<p>【100】 ⑥ 全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策 ア. ビジネス創造センターを通じて全国の研究機関との共同研究体制を確立する。</p>	<p>【100-1】 ① 北海道東海大学との共同研究等に関する協定を締結し、平成17年度内に共同研究等を開始する。 ② 他大学とも可能性の調査・検討を行う。</p>	<p>① 北海道東海大学ならびに札幌医科大学と文理融合型連携協力に関する大学間協定を締結し、共同研究を開始した。 ② 9月に「第1回地域共同研究センター定期情報交換会」（メンバー：小樽商科大学ビジネス創造センター、福島大学地域創造支援センター、滋賀大学産業共同研究センター及び地域連携センター、特別参加：岩手大学地域連携推進センター、札幌医科大学（産学連携センター仮称・準備中）、北海道東海大学地域連携研究センター）を開催し、道外国立大学との可能性も検討する組織をビジネス創造センター（CBC）主導で立ち上げた。</p>	
<p>【101】 イ. 共同研究、研究会の開催等を通じた他大学の研究者との交流を促進する。</p>	<p>【101-1】 道内の工業系単科大学との共同研究等を推進するための調査・検討を進める。</p>	<p>北海道東海大学ならびに札幌医科大学と文理融合型連携協力に関する大学間協定を締結した。</p>	

国立大学法人小樽商科大学

<p>【102】 ウ. 客員研究員の充実を図る。</p>	<p>【102-1】 CBC 寄付研究部門で客員教授を受け入れ、研究に着手する。</p>	<p>ビジネス創造センター（CBC）の下に「北洋銀行企業再生寄附研究部門」を設置し、北洋銀行より客員教授1名が着任し、企業再生に関する研究に着手した。</p>	
<p>【103】 エ. 外国の大学、研究機関との研究者交流を促進する。</p>	<p>【103-1】 ① 大学間交流協定締結校との研究者交流を促進し、共同研究等も実施に向け検討する。 ② 日本学術振興会等が実施している研究者の招聘及び派遣に関する事業等への参加を促進する。</p>	<p>① アメリカの3大学（サウスダコタ大学、ミューレンバーグ大学、ウェスタンミシガン大学）と教職員、研究者を包括した相互理解覚書を締結する合意を得て、覚書を締結することになった。 ② 日本学術振興会等が実施している研究者の招聘及び派遣に関する事業等を教員に対し、本学ホームページにリンクを貼ることにより及び国際交流委員会を通じて応募、参加を呼びかけた。</p>	

I 大学の教育研究等の質の向上  
 3 その他の目標  
 社会との連携、国際交流等に関する目標

<b>中期目標</b>	<p>①教育研究における社会との連携・協力に関する基本方針                  時代の要請や社会のニーズに応えるため、以下の諸活動を基本方針とする。                  ア. 北海道経済の活性化、事業・産業の競争力強化に貢献すること。                  イ. 地域における優位性ある技術や事業シーズの起業化及び新規事業の創出・育成を支援すること。                  ウ. 大学の資源を、時代や地域のニーズに応じて開放し、地域社会の多様な要請に応えるとともに変革への諸活動に貢献すること。</p> <p>②国際交流・協力等に関する基本方針                  ア. 国際交流における本学の特色を生かした大学間交流協定の締結を促進する。                  イ. 外国人留学生受け入れの量的拡大から質的充実への転換を図る。                  ウ. 教育研究上の交流を通じた国際貢献を追求する。                  エ. 大学における国際開発協力活動の基盤整備を行い、学内における国際開発協力活動の理解増進及び体制の強化を図る。                  オ. サポートセンターや国際援助機関（連携機関）との関係を強化する。                  カ. 大学における分野別の国際開発協力戦略を構築する。</p>
-------------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	備考
<p>【104】                      3 その他の目標を達成するための措置                      (1)社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置                      ① 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策                      ア. ビジネス領域に限らず、幅広い社会科学系諸分野及び自然科学系研究領域においても地域社会に密着した共同研究を積極的に行う。</p>	<p>【104-1】                      地域密着型共同研究等の実施について、特にCBC研究部のサポート体制を強化しつつ、引き続き増加を図るよう推進する。</p>	<p>平成17年10月に、他大学（北海道大学）及び企業関係者を加え、「北海道ヘルスケア・マネジメント研究会」を立ち上げ、北海道における医療経営等に関しての調査研究を行うこととした。</p>	
<p>【105】                      イ. 本学の教員が中心となって組織化し実践している各種研究会をさらに多様化し、地域住民に開放することで、市民参加型の研究会を増やす。</p>	<p>【105-1】                      ① 引き続き新たな研究会を立ち上げる。                      ② 研究会の市民への開放は、既存・新規を問わず積極的に行うべく、研究代表に協力を要請する。</p>	<p>① 平成17年10月に、北海道における医療経営等に関しての調査研究を行う「北海道ヘルスケア・マネジメント研究会」、平成18年2月に、遠隔教育の経済性評価に関する実証研究を行うことを目的に、社会人（教育関係者）をメンバーとするに「遠隔教育研究会」を立ち上げた。                      ② 市民の開放については、本学の教員が中心となって組織している各研究会の代表者に要請した。</p>	
<p>【106】                      ウ. 地域社会活性化へのニーズを汲み、地域住民を対象とする各種公開講座をより積極的に開催する。</p>	<p>【106-1】                      ① 地域社会活性化へのニーズを汲み上げるため、「一日教授会」を開催する。</p>	<p>① 「街の振興と活性化」をテーマとして、「一日教授会」を開催した。市民、市内経済界、市関係者、学生、教職員等約170名が参加し、市長、小樽商工会議所副会頭、本学卒業生により、それぞれの立場から大学に対する提言をしてもらい、「小樽の活性化のために大学が何をすべきか」を市民とともに考え、意見交換を行った。</p>	

	<p>【106-2】                  ② 夜間主コースの講義を，社会人のための再教育・生涯教育の場として積極的に位置付け，公開講座として社会人に開放する。                  ③ テーマ別等（語学を含む。）公開講座の充実を図る。</p>	<p>② 夜間主コースの授業を，社会人のための再教育・生涯学習の場として積極的に位置付け，通常の授業に参加する形の「通常授業公開講座」として，社会人に開放した。その結果，前期科目：15科目に29名，後期科目：11科目に14名，通年科目：10科目に26名，延べ36科目に69名が受講した。                  ③ 語学の公開講座を次のとおり開講した。                  ・ 前期：「外国人による集中英会話（前期）」（受講者数14名），「外国人による集中中国語会話」（受講者数10名），「外国人による集中韓国語講座」（受講者数16名），「外国人による集中ロシア語会話」（受講者数8名），「外国語としての日本語とその教授法」（受講者数6名）                  ・ 後期：「外国人による集中英会話（後期）」（受講者数8名）</p>	
<p>【107】                  エ. 自治体や諸団体が設置する各種審議会，委員会，プロジェクトに対し，各分野の専門家である本学教員を積極的に派遣し，地域社会の活性化に貢献する。</p>	<p>【107-1】                  教員個別の社会貢献対応事項について調査し，対外的広報戦略について検討する。</p>	<p>本学教員の社会貢献対応事項について調査するために，各教員の社会貢献対応事項について情報収集を行い，「小樽商大教員社会連携のための教員ディレクトリー」として取り纏めた上で，本学ホームページに掲載し，積極的に対外に向けて広報する体制を整えた。（「附属資料編」P116参照）                  「教員ディレクトリー」から得られたデータは，研究者総覧の研究，教育のデータと共に，データベースの基礎データとして利用し，データベース化の推進に繋がった。</p>	
<p>【108】                  オ. ビジネス創造センターが中心となって，地域社会の組織や個人等が抱える課題やアイデアを事業に具体化することを支援する「ビジネス相談」に係る実施体制の一層の充実を図る。</p>	<p>【108-1】                  ① 積極的にビジネス相談をPRし，推進する。                  ② 引き続き専門職大学院教員との連携やCBC登録研究会の研究者にも参加を呼びかけ，より専門的に相談に対応できる体制を作る。</p>	<p>① 平成17年11月北海道技術・ビジネス交流会実行委員会主催のビジネスエキスポ及び平成18年2月本学開催の産学連携研究成果報告会において，ビジネス相談のPRパンフレットを配布し周知を行った。                  ② 各種のビジネス相談に対応出来るよう，相談体制のモジュール化の整備を図った。</p>	
<p>【109】                  カ. 起業・新規事業を中心とする企業経営に関わるセミナー，ワークショップ等をビジネス創造センターが中心となって開催する。</p>	<p>【109-1】                  CBCセミナー，セミナー・ワークショップを，基本的に前期・後期とも各1回程度を目標として開催する。</p>	<p>平成18年2月にビジネス創造センター（CBC）セミナー「大学の地域貢献活動」を，3月に札幌医科大学の研究成果であるシーズに本学のマネジメント・ノウハウを融合し，新たな事業の可能性を提供する「マッチング・フォーラム」を開催した。</p>	
<p>【110】                  キ. 本学の共同研究等に関する成果報告会の開催やニューズレターなど，社会への情報還元の充実を図る。</p>	<p>【110-1】                  成果報告会の実施・ニューズレターの年2回発行は，引き続き実施していく。</p>	<p>平成18年2月に共同研究等に関する成果報告会を開催した。                  ニューズレターはVol.6No.1, No.2を刊行した。</p>	
<p>【111】                  ② 産学官連携の推進に関する具体的方策                  ア. 北海道地域における新産業・事業の創出と成長支援を行うために大学発ベンチャー企業の創出と成長支援を今後とも継続する。</p>	<p>【111-1】                  セミナー開催等を通じ，大学発ベンチャー起業の創出成長支援に注力する。</p>	<p>平成18年2月にビジネス創造センター（CBC）セミナー「大学の地域貢献活動」を，3月に札幌医科大学の研究成果であるシーズに本学のマネジメント・ノウハウを融合し，新たな事業の可能性を提供する「マッチング・フォーラム」を開催した。</p>	

<p>【112】 イ. これまで蓄積された大学発ベンチャー企業創出のノウハウを集約して、起業に関する学問的知見として広く公表し、教育研究へのフィードバックを図る。</p>	<p>【112-1】 ① 平成16年度にまとめた論文等を、『大学発ベンチャーマニュアル』として商業出版することを検討する。 ② 大学発ベンチャーに関する新たなノウハウを整理し、論文等に取り纏める。</p>	<p>① 「大学発ベンチャーマニュアル」について商業出版を検討したが、採算等の問題があったため、本学独自で発行することとした。 ② 平成16年文部科学省の委託による大学発ベンチャーに関する新たなノウハウについての研究成果を「大学発知財の商業化戦略」として取り纏めるとともに、ビジネス創造センター（CBC）のHPで公開した。</p>	
<p>【113】 ウ. 地場中小企業の経営トップや経営管理者層に対し、積極的な新事業・新商品・新サービスの開発、道外への販路拡大・マーケティング、体質改善のための財務戦略構築等の支援を行う。</p>	<p>【113-1】 地域の公的機関・関係諸団体等と連携・協力し、地場中小企業等への支援・協力案件を増やす。</p>	<p>北大北キャンパス内「研究成果活用プラザ北海道」における北海道中小企業家同友会「ものづくり研究会（Hope）」においてビジネス創造センター（CBC）センター長が「これからのモノづくり経営能力論」セミナー講師を勤め、モノづくり系中小企業の戦略を支援した。 小樽商工会議所の「東アジア経済研究会」、札幌商工会議所の「北のブランド」等のプロジェクトにビジネス創造センター（CBC）副センター長が参画した。</p>	
<p>【114】 エ. 本学の知的資源の制約を克服するためにビジネス創造センター学外協力スタッフを質・量ともに強化・補強する。</p>	<p>【114-1】 ① CBCと学外協力スタッフ間での情報提供・意見交換を活発化させる。 ② 活動強化に資するように情報収集体制の見直しについて検討する。</p>	<p>① 平成17年9月実施の「第1回地域共同研究センター定期情報交換会」に3名の学外協力スタッフ（公認会計士等）の出席があり、情報提供・意見交換を行った。 ② 平成18年2月に「学外協力スタッフ会議」を開催して、情報収集体制の見直しについての検討を行った。</p>	
<p>【115】 ③ 地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策 道内公私立大学の優れた技術シーズの起業化や経営戦略面からの成長支援ニーズの実態を的確に捉え、公私立大学発のベンチャー企業の創出と成長支援にビジネス創造センターのノウハウを活かして支援する。</p>	<p>【115-1】 ① 平成16年度の合意に基づき北海道東海大学との具体的な大学発ベンチャー事業の創業支援を実現させる。 ② 当初は北海道内他大学との間で、その後は道外国立大学法人等との間でも、大学発ベンチャー支援に関する交流の可能性について調査・検討する。</p>	<p>平成17年9月に「第1回地域共同研究センター定期情報交換会」（メンバー：小樽商科大学ビジネス創造センター、福島大学地域創造支援センター、滋賀大学産業共同研究センター及び地域連携センター、特別参加：岩手大学地域連携推進センター、札幌医科大学（産学連携センター仮称・準備中）、北海道東海大学地域連携研究センター）を開催し、情報・意見交換を行い、大学発ベンチャーへの支援を含む産学官連携についてのニーズ汲み上げ体制を整備した。 平成18年1月より札幌医科大学との間で月1回定期情報交換会を実施して、産学連携の交流に関して検討を重ねた。</p>	
<p>【116】 ④ 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策 ア. 本学の特色を十分に生かした大学間交流協定の締結を促進するための具体的方策 a. 先進的なMBAプログラムをもつ海外の大学との大学間交流協定を締結し、研究者交流と大学院レベルでの学生の受け入れ及び派遣の促進を図る。</p>	<p>【116-1】 ① H17年度入学者から在留資格「留学」が認められたため、具体的に実施に向け検討する。 ② アントレプレナーシップ専攻と研究者及び大学院レベルの学生の受入れについて検討する。 ③ MBAプログラムを持つ大学との大学間交流協定締結に向けた広報活動を実施する。</p>	<p>MBA取得という目的達成のために日常生活上の利便性向上や学業専念の環境を整えるべく、「留学生学外相談員」制度の実施に向けて検討を行い、平成18年度に外国籍2名のMBA入学予定者を受け入れた。 平成18年2月に、カナダの主要なビジネススクール（ヨーク大学、トロント大学、クイーンズ大学、モントリオール大学）を訪問し、大学院レベルの学生の受入、大学間交流協定締結に向けたヒアリング調査を行った。</p>	

<p>【117】 b. 環太平洋地域において協定締結校を持たないカナダの大学との協定を締結し、アジア太平洋交流機構 (UMAP) 参加大学としての交流促進を図る。</p>	<p>【117-1】 ① 実地調査済みの大学について協定締結の可能性を検討する。 ② 引き続き協定締結可能なカナダの大学の調査 (現地調査を含む。) を行う。</p>	<p>環太平洋地域において、本学と大学間交流協定締結を行っていないカナダのヨーク大学、トロント大学、クイーンズ大学、モントリオール大学を訪問・調査し大学間交流協定締結が可能かどうか検討した。これらの大学を含めて、大学間交流協定締結に向けた準備を進めている。</p>	
<p>【118】 c. 国際交流センター、事務組織及び委員会組織の整備・充実を図る。</p>	<p>【118-1】 ① 事務組織の人材育成方策を検討する。 ② 国際交流センターの充実について検討する。</p>	<p>① 本学と大学間交流協定を締結している大学との間で、相互の事務担当職の人事交流が可能かどうか検討をおこなったが、人件費等経費面から再検討することとした。 ② 国際交流センターにある、留学を志す学生や本学に留学している学生に対しての留学情報を提供する「留学生修学室」の中に「留学相談コーナー」を設置し、留学に関する相談受付や本学が大学間交流協定を結んでいる大学の情報を閲覧・提供できるようにした。</p>	
<p>【119】 イ. 外国人留学生受け入れの量的拡大から質的充実への転換のための具体的方策 留学生 (大学院生) のための英語による特別コースの設置を検討する。</p>	<p>【119-1】 ① 大学間交流協定締結校に対するニーズ調査について検討する。 ② H16年度に実施した先行大学の現地調査事項を具体的に検討する。 ③ 大学院特別コース設置に向けた広報活動を実施する。</p>	<p>① 本学と大学間交流協定締結を結んでいる大学に対して、留学生 (大学院生) のための英語による「特別コース」設置に関するニーズ調査を行うため、調査内容の項目及び調査方法等の検討中である。 ② 留学生 (大学院生) のための英語による「特別コース」を設置している先行大学 (東京工業大学、一橋大学、東京農工大学) の設置状況等の調査を行った。今後分析をすることとした。 ③ 大学院現代商学専攻の国際商学コースに英語によるカリキュラムが開設され、特別コースの設置について大学案内による広報を行った。</p>	
<p>【120】 ⑤ 教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策 ア. 平成16年度に帰国外国人留学生のフォローアップ体制を整備し、研究者交流及び国際共同研究の促進を図る。</p>	<p>【120-1】 ① 平成16年度に整備した帰国外国人留学生の連絡先、進路等のデータベースを充実する。 ② 帰国後研究機関に従事している研究者と情報交換等を活発に行い、共同研究に発展するように検討する。</p>	<p>① 帰国した留学生の帰国後の状況を把握するために、平成16年度に整備した帰国後の連絡先、進路を入力するフォーマットを用いて、これらの情報のデータベースを構築 (アクセス等による管理) し、データの追加・更新を行っている。 ② 帰国した留学生が外国研究機関に従事しているかどうかを調査し、その研究者 (留学生) と情報交換等を行い共同研究に発展するような取組を推進するため、本学での指導教員を中心とした共同研究推進機関の設置を検討することとなった。</p>	
<p>【121】 イ. アジアの開発途上国の大学と大学間交流協定を締結し、留学生の受け入れを促進することによって、教育面における国際貢献の役割を担う。</p>	<p>【121-1】 ① 引き続き協定締結校を持たないアジアの開発途上国の大学の調査 (現地調査を含む。) を行う。 ② 日本留学フェア (アジアの発展途上国での開催地) への積極的な参加により、協定校を開拓する。</p>	<p>① 本学と大学間交流協定を締結していないアジアの開発途上国の大学の調査をするために、アジアの大学に精通している教員の協力を仰ぎ現地大学の教員へのアプローチを開始することとした。 ② 独立行政法人日本学生支援機構主催の「日本留学フェア」 (開催地: タイ王国、開催日: 平成17年11月5日) に参加し、現地の高校生・大学生等留学希望者・大学等教育機関の国際交流担当者等に対して、本学の教育・研究上の特色等の紹介を行った。特に大学等教育機関関係者とは、大学間交流協定締結へ向けての説明も行った。</p>	
<p>【122】 ⑥ 大学における国際開発協力活動の基盤整備を行い、学内における国際開発協力活動の理解増進及び体制の強化を図るための措置 ア. 大学への国際開発協力に関するコンサルティングを実施する。</p>	<p>【122-1】 ① 学内の教職員に向けて、国際開発協力活動 (大学が国際協力プロジェクトに取り組む意義等) の広報を行う。 ② データベースフォーマット of 原案を作成する。</p>	<p>① 国際開発協力関係の情報を一元管理するために、各種情報を電子データとして保存し、整備した。 ② 平成17年度に構築した「社会連携のための教員ディレクトリー一覧」の社会貢献等の項目を利用して、国際開発協力関係のデータを抽出することを検討する。</p>	

<p>【123】 イ. 国際援助機関等に対する専門的な提案の発信を強化する。</p>	<p>【123-1】 先行大学の実情調査を実施する。</p>	<p>国際援助機関等に対して専門的な提案を実施している先行大学等である広島大学、東京海洋大学、JICAの3機関の実情調査を実施し、「国際協力活動に関する先行大学調査報告書」を作成した。</p>	
<p>【124】 ウ. 国際援助機関等からの照会に対応するための窓口を創設する。</p>	<p>【124-1】 ① 学内の教職員に向けて、国際開発協力活動（大学が国際協力プロジェクトに取り組む意義等）の広報を行い、全学横断的な組織の構築に向け検討する。 ② 国際企画課が関係部署と連携し、事業実施体制の整備に向け検討する。 ③ 先行大学の実情調査を実施する。 ④ データベースフォーマットの原案を作成する。</p>	<p>① 国際協力等を検討するワーキンググループを設置し、全学横断的な組織の構築及び国際開発協力活動広報に向けて学内意識調査について検討することとなった。 ② 国際協力等の情報発信等の事業実施体制を整備する前段階として、学内関係部署との情報交換を実施することを検討することとした。 ③ 国際援助機関等に対して専門的な提案を実施している先行大学等である広島大学、東京海洋大学、JICAの3機関の実情調査を実施し、「国際協力活動に関する先行大学調査報告書」を作成した。 ④ 平成17年度に構築した「社会連携のための教員ディレクトリー一覧」の社会貢献等の項目を利用して、国際開発協力関係のデータを抽出することを検討することとした。</p>	
<p>【125】 エ. 教員が協力活動に携わることを評価の対象とする。</p>	<p>【125-1】 ① 先行大学の実情調査を実施する。 ② 大学の地域貢献・地域連携の取組みに国際社会への社会貢献活動を位置づけるよう広報を行う。</p>	<p>① 国際援助機関等に対して専門的な提案を実施している先行大学等である広島大学、東京海洋大学、JICAの3機関の実情調査を実施し、「国際協力活動に関する先行大学調査報告書」を作成した。 ② 他大学等で行われている国際協力等に関する広報の先行事例を調査し、本学でふさわしいものを選定、過去数年間の国際協力事業依頼の文書を全て電子データとし、整備した。</p>	
<p>【126】 ⑦ サポートセンターや国際援助機関（連携機関）との関係を強化するための措置 ア. 連携機関からの照会への対応を促進する。</p>	<p>【126-1】 ① 先行大学の実情調査を実施する。 ② 教職員の専門的な知識の習得のため、文部科学省の国際開発協力サポートセンター主催のセミナーや国際協力支援機関（JICA、JBIC等）主催の研修への積極的な参加をする。</p>	<p>① 国際援助機関等に対して専門的な提案を実施している先行大学等である広島大学、東京海洋大学、JICAの3機関の実情調査を実施し、「国際協力活動に関する先行大学調査報告書」を作成した。 ② 国際協力銀行（JBIC）が主催した「中国「内陸部・人材育成事業」活用セミナー」に参加し、日中の大学学術交流・人材育成に関する事例研究等について見識を深めた。</p>	
<p>【127】 イ. 連携機関との交流を促進する。</p>	<p>【127-1】 ① 先行大学の実情調査を実施する。 ② 教職員の専門的な知識の習得のため、文部科学省の国際開発協力サポートセンター主催のセミナーや国際協力支援機関（JICA、JBIC等）主催の研修への積極的な参加をする。</p>	<p>① 国際援助機関等に対して専門的な提案を実施している先行大学等である広島大学、東京海洋大学、JICAの3機関の実情調査を実施し、「国際協力活動に関する先行大学調査報告書」を作成した。 ② 国際協力銀行（JBIC）が主催した「中国「内陸部・人材育成事業」活用セミナー」に参加し、日中の大学学術交流・人材育成に関する事例研究等について見識を深めた。</p>	
<p>【128】 ウ. コンソーシアム形成の際の連携に関する課題の研究・助言を行う。</p>	<p>【128-1】 ① 先行大学の実情調査を実施する。 ② 教職員の専門的な知識の習得のため、文部科学省の国際開発協力サポートセンター主催のセミナーや国際協力支援機関（JICA、JBIC等）主催の研修への積極的な参加をする。</p>	<p>① 国際援助機関等に対して専門的な提案を実施している先行大学等である広島大学、東京海洋大学、JICAの3機関の実情調査を実施し、「国際協力活動に関する先行大学調査報告書」を作成した。 ② 国際協力銀行（JBIC）が主催した「中国「内陸部・人材育成事業」活用セミナー」に参加し、日中の大学学術交流・人材育成に関する事例研究等について見識を深めた。</p>	

<p>【129】 エ. 国際機関等との契約や交渉における大学の実務能力を向上させる。</p>	<p>【129-1】 ① 先行大学の実情調査を実施する。 ② 教職員の専門的な知識の習得のため、文部科学省の国際開発協力サポートセンター主催のセミナーや国際協力支援機関（JICA, JBIC等）主催の研修への積極的な参加をする。</p>	<p>① 国際援助機関等に対して専門的な提案を実施している先行大学等である広島大学, 東京海洋大学, JICAの3機関の実情調査を実施し, 「国際協力活動に関する先行大学調査報告書」を作成した。 ② 国際協力銀行（JBIC）が主催した「中国「内陸部・人材育成事業」活用セミナー」に参加し, 日中の大学学術交流・人材育成に関する事例研究等について見識を深めた。</p>	
<p>【130】 ⑧ 分野別の国際開発協力戦略を構築するための措置 分野別の国際開発協力のための人材をデータベース化する。</p>	<p>【130-1】 ① 先行大学の実情調査を実施する。 ② 教職員の専門的な知識の習得のため、文部科学省の国際開発協力サポートセンター主催のセミナーや国際協力支援機関（JICA, JBIC等）主催の研修への積極的な参加をする。 ③ データベースフォーマットの前案を作成する。</p>	<p>① 国際援助機関等に対して専門的な提案を実施している先行大学等である広島大学, 東京海洋大学, JICAの3機関の実情調査を実施し, 「国際協力活動に関する先行大学調査報告書」を作成した。 ② 国際協力銀行（JBIC）が主催した「中国「内陸部・人材育成事業」活用セミナー」に参加し, 日中の大学学術交流・人材育成に関する事例研究等について見識を深めた。 ③ 平成17年度に構築した「社会連携のための教員ディレクトリー一覧」の社会貢献等の項目を利用して, 国際開発協力関係のデータを抽出することを検討することとした。</p>	

I 大学の教育研究等の質の向上に関する特記事項

- ① 教育研究の高度化、個性豊かな大学づくりなどを目指した、教育研究活動面における特色ある取り組み

《学士課程》

- (1) 早期卒業制度（3年間で卒業）及び大学院（修士課程又は専門職学位課程、2年間）を組み合わせたシステムとして「学部・大学院（修士課程及び専門職学位課程）5年一貫教育プログラム」を作成し、本学大学院の両専攻に進学することを可能とし、シラバス及びホームページに掲載した。
- (2) 「学部・大学院（修士課程及び専門職学位課程）5年一貫教育プログラム」に係る入試制度を整備すると共に、入学料及び検定料についても徴収しない制度を整備した。
- (3) 小樽商科大学同窓会（緑丘会）の協力を得て、「緑丘企業等セミナー」を小樽の他に、札幌（本学札幌サテライト）で開催し内容の充実を図った。緑丘会の支援を得て緑丘会「就職活動支援融資」を制度化した。緑丘会との共同事業として「緑丘『公務員受験対策講座』」を札幌サテライトに開設した。
- (4) 就職支援事業の一環として、緑丘会賛助会員学生を対象にした緑丘会「就職活動支援融資」（一人10万円まで）を発足させた。
- (5) 新生を対象に、シカゴ大学教授ノーマ・フィールド氏を招いて「冒険の質－4年間いかに過ごしてきたか－」をテーマとして、講演会を開催した。
- (6) 本学独自のインターンシップ・プログラムに加えて、本学以外の企業等が行うインターンシップ（学外研修）を本学におけるインターンシップの履修とみなすこととするため、必要な事項について検討を行い制度化した。
- (7) 平成17年度の本学企業開拓によるインターンシップ実施状況は、42企業において97名の学生が参加した。
- (8) 教育開発センター学部・大学院教育開発部門インターンシップ専門部会において、平成10年度からのインターンシップを自己点検し、報告書原案「本学のインターンシップと今後のあり方」を作成した。
- (9) 平成17年度入試広報・高大連携事業計画を策定し、札幌・旭川においてポスターセッションを中心とした大学説明会（オープンユニバーシティ）、大学を開放して行う進学説明会であるオープンキャンパス、高校に出向く出前講義、本学紹介のための高校訪問（進学説明会等）を実施した。大学説明会（オープンユニバーシティ）に、札幌では195名、旭川32名、が参加し、オープンキャンパスには、817名が参加した。また、出前講義は15高校で行い、高校訪問は北海道・北海道外で42高校、進学説明会は出版社及び高校主催で24回開催し、18高校からの本学への訪問があった。
- (10) 札幌市内の高校で1～3年生45人に対し、5日間の夏期連続講義を行った。
- (11) 札幌市内の2高校と協力し社会科学に関する入門書として、平成16年度は「わかる経営学」、平成17年度に「美しい経済学」、「守る！企業法学」の3冊を発行した。
- (12) 本学に入学実績のある高校（200校）に大学案内用DVD及び3冊の入門書を配付し、PRを行った。
- (13) 本学学生の経済支援策として、本学のメインバンクである北洋銀行と本学の間で、低金利の教育ローンに関する協定を締結した。
- (14) 本学担当教員と同窓会との連携のもとに、様々な分野で活躍している14名の本学卒業生を講師に迎えて、「総合科目Ⅱ（エバーグリーン講座、2単位）」を開講した。平成17年度は326名が履修した。

- (15) 単位を実質化する講義法である e-Learning システムを開発する「研究部門」を教育開発センターに設置し、アントレプレナーシップ専攻で展開している e-Learning システムを現代商学専攻及び学部で実施するための開発を進めている。
- (16) 学生の学習の到達度を明示し、学習を促進するために、GPA 制度の活用及び成績評価基準について検討し、平成18年度入学生から GPA（5段階評価）を導入することとした。

《大学院課程》

- (1) 商学研究科現代商学専攻に、本年度から、「商学コース」に言語センター教員が担当する英語関連科目を設置し、名称を「国際商学コース」に変更した。
- (2) 商学研究科現代商学専攻の国際商学コースに、現職教員（社会人）が1名入学し、夜間の講義時間帯である6、7講目に英語関連科目を配置し、札幌サテライトで授業が受けられるよう配慮した。
- (3) 国立大学法人12大学経済学部・経営学部（本学の他に、福島大学、埼玉大学、横浜国立大学、富山大学、信州大学、滋賀大学、和歌山大学、山口大学、香川大学、長崎大学、大分大学）間における「社会人大学院学生転入学制度」を導入し、社会人学生転入学選抜要項、検定料・入学料の不徴収制度を整備した。
- (4) 商学研究科アントレプレナーシップ専攻の学力試験に、TOEFL、TOEIC 試験の外部試験を導入し、JETRO 等3機関が実施する日本語能力試験等の成績を出願資格とした。
- (5) 商学研究科アントレプレナーシップ専攻に、留学生のために日常生活や学業の支援をする「留学生学外相談員」制度を導入し、平成18年度に外国籍2名のMBA入学予定者を受け入れた。
- (6) 商学研究科アントレプレナーシップ専攻に、企業等組織からの推薦入試制度を導入し、平成18年度入試から実施した。組織から5名が推薦され3名が合格した。
- (7) 商学研究科現代商学専攻の学力試験に、TOEFL、TOEIC、経済学検定試験の外部試験を導入した。
- (8) 商学研究科現代商学専攻の「経済学コース」、「国際商学コース」、「企業法学コース」、「応用社会情報コース」において、学生の履修計画に資する「履修モデル」を設定した。

《研究等》

- (1) 外部資金獲得に関する基本情報の発信のため、企業等と大学における研究協力制度についての解説と各制度の受け入れ実績を掲載した「産学連携マニュアル」を作成し、ホームページに掲載した。
- (2) 知的財産の管理という観点から、知的財産の機関帰属・機関管理を定めた「国立大学法人小樽商科大学職務発明等規程」を制定し、併せて、本学の知的財産の取扱いに関する方針等を示した「国立大学法人小樽商科大学知的財産ポリシー」を作成した。

- (3) 科学研究費補助金の申請件数増加を図るため、組織的に取り組み、学内説明会を実施し、申請率は45.4%となり、学内全体で目標とされていた45%を達成した。
- (4) 教員の研究活動全般を網羅するための「研究者情報データベース」の構築を開始し、平成18年3月に完成した。6月に教員に対し新規データ入力のための説明会を実施した。
- (5) 北海道東海大学並びに札幌医科大学と文理融合型連携協力に関する大学間協定を締結し、共同研究を開始した。
- (6) 平成17年9月に「第1回地域共同研究センター定期情報交換会」(メンバー：小樽商科大学ビジネス創造センター、福島大学地域創造支援センター、滋賀大学産業共同研究センター及び地域連携センター、特別参加：岩手大学地域連携推進センター、札幌医科大学(産学連携センター仮称・準備中)、北海道東海大学地域連携研究センター)を開催した。
- (7) ビジネス創造センター(CBC)の下に「北洋銀行企業再生寄附研究部門」を設置し、北洋銀行より客員教授1名が着任し、企業再生に関する研究に着手した。
- (8) 平成18年2月にビジネス創造センター(CBC)セミナー「大学の地域貢献活動」を、同年3月に札幌医科大学の研究成果であるシーズに本学のマネジメント・ノウハウを融合し、新たな事業の可能性を提供する「マッチング・フォーラム」を開催した。

② 大学の置かれている状況や条件等を踏まえた、教育研究活動を円滑に進めるための様々な工夫

《学士課程》

- (1) 知の基礎系科目である基礎ゼミナールの運用方法について審議し、
  - ア 図書館での各種文献や資料の検索と利用の仕方、
  - イ 情報処理センターの利用とパソコンやインターネットの活用法、
  - ウ 文献を読み、また、人の話を聞いて、その内容を理解すること、
  - エ 論理的にものを考え、人前で明瞭に意見を述べること、
  - オ 教員が指定した書式に従って、正確で分かりやすくレポートやレジュメを作成すること
 という共通の教育目標を設定するとともに担当教員に周知し、全学で協力して実施することとした。
- (2) 夜間主コースの授業を、社会人のための再教育・生涯学習の場として積極的に位置付け、通常の授業に参加する形の「通常授業公開講座」として、社会人に開放した結果、前期科目：15科目に29名、後期科目：11科目に14名、通年科目：10科目に26名、延べ36科目に69名が受講した。
- (3) 語学の公開講座を開講し、前期は、「外国人による集中英会話(前期)」(受講者数14名)、「外国人による集中中国語会話」(受講者数10名)、「外国人による集中韓国語講座」(受講者数16名)、「外国人による集中ロシア語会話」(受講者数8名)、「外国語としての日本語とその教授法」(受講者数6名)、後期は「外国人による集中英会話(後期)」(受講者数8名)を実施した。
- (4) 履修指導教員による履修指導の時期及び役割について、検討・見直しを行い、
  - ア 1・2年次生に対して後期に(前期に8単位以上不合格の者を対象。)
  - イ 2年次生に対して前期に(1年次での修得単位が16単位未満の学生、3年次に進級できなかった学生を対象。)

- ウ 1～4年次生に対して前期に(履修登録を行わなかった者。)履修指導を行うこととなった。また、「履修指導マニュアル」の内容等について、検討の上作成し、後期から導入した。
- (5) 基礎科目(知の基礎系)の見直しを行い、高校から大学への接続を目的とする科目群として再確認し、授業計画も立てやすくするために以下のよう科目の再編統合を行った。
  - ア 昼間コースにおいて、大学で学ぶことの意義をとらえる科目に再編するため、「学問原論」と「総合科目Ⅰ」を合わせて「総合科目Ⅰ」、社会科学の導入を目的とした科目に再編するため「現代社会の諸問題Ⅰ・Ⅱ」を合わせて「総合科目Ⅱ」、キャリア・デザインを考えさせることを目的とした科目として、「総合科目Ⅱ(エバーグリーン講座)」を「総合科目Ⅲ」とした。
  - イ 夜間主コースにおいて、昼間コースと同様に「学問原論」と「総合科目Ⅰ」を合わせて「総合科目Ⅰ」、「現代社会の諸問題」を「総合科目Ⅱ」とした。
  - ウ 昼間・夜間主コースの教員免許状取得希望者のために、教職共通科目に3・4年次配当の「情報機器概論」を設置した。
- (6) 留学生に対する広報活動として、国内の日本語学校約200校に大学案内及び私費外国人留学生募集要項を送付し、PRを行い、入試に関する事項について中国語のサイトを作成した。また、外国人学生のための進学説明会(横浜市)に参加し、留学生の受け入れ体制等について説明した。
- (7) 授業科目のオリエンテーションについて、従来、前期の段階で1回のみの実施をしていたが、本年度から前期及び後期において、授業開始から最初の1週間をオリエンテーション期間と位置づけ、各授業科目の第1回目の授業時間を利用して前半と後半に各2回を実施した。

《大学院課程》

- (1) 「学生表彰に関する申合せ」の改正を行い、大学院における成績優秀者の選考基準を追加し、奨学金給付制度についても、大学院1年次の学業成績により、大学院の成績優秀者3名に奨励金を給付する制度案を作成した。
- (2) 平成17年度入試から、英語専修免許状を取得しようとする社会人のための特別選抜を実施した。社会人のための特別選抜に2名が受験し、1名合格した。

《研究等》

- (1) 既存の「小樽商科大学・北海道地域連携協議会」のあり方を検討し、北海道、札幌市、小樽市の3自治体に、新たに札幌商工会議所、小樽商工会議所、北海道中小企業家同友会を構成員に加え、名称を「小樽商科大学地域連携協議会」に変更した。平成18年2月に「第3回小樽商科大学地域連携協議会」を開催し、「大学の地域貢献活動—大学も地元を元気にする」というテーマのもとに連携事業として「小樽商科大学地域貢献セミナー」を開催した。
- (2) 小樽商科大学後援会助成事業において、長期海外派遣1名、短期海外派遣1名を決定した。
- (3) 国内研究員制度を整備するため、「国立大学法人小樽商科大学国内研究員派遣規程」及び「国立大学法人小樽商科大学国内研究員受入規程」を制定し、客員研究員制度に関して、「国立大学法人小樽商科大学客員研究員受入規程」を制定した。

- (4) 教員研究費の傾斜配分の評価項目に、新たに、地域社会に対する貢献として高大連携事業における講義担当実績を加えた。
- (5) 北海道における医療経営等に関する調査研究を行う「北海道ヘルスケア・マネジメント研究会」を、遠隔教育の経済性評価に関する実証研究を行うことを目的に、社会人（教育関係者）をメンバーとする「遠隔教育研究会」を立ち上げた。
- (6) 本学教員の社会貢献対応事項について調査するために、各教員の社会貢献対応事項について情報収集を行い、「小樽商大教員社会連携のための教員ディレクトリー」として取り纏め、本学ホームページに掲載し、積極的に外に向けて広報する体制を整えた。
- (7) 「街の振興と活性化」をテーマとして、「一日教授会」を開催した。市民、市内経済界、市関係者、学生、教職員等約170名が参加し、市長、小樽商工会議所副会頭、本学卒業生により、それぞれの立場から大学に対する提言をしてもらい、「小樽の活性化のために大学が何をすべきか」を市民とともに考え、意見交換を行った。
- (8) 平成18年2月にビジネス創造センター（CBC）セミナー「大学の地域貢献活動」を、同年3月に札幌医科大学の研究成果であるシーズに本学のマネジメント・ノウハウを融合し、新たな事業の可能性を提供する「マッチング・フォーラム」を開催した。

**Ⅱ 業務運営の改善及び効率化**  
**1 運営体制の改善に関する目標**

<b>中期目標</b>	(1) 効果的な組織運営に関する基本方針 ① 学長がリーダーシップを発揮しつつ、全学的視野に立ち組織運営が可能となるよう学長を補佐する体制を整備する。 ② 学内の審議機関における適切な役割分担を行い、効率的な運営組織、運営体制を確立する。 ③ 事務組織が学長以下の役員等を直接支える機能を備え、大学運営の企画立案に積極的に参画する体制を整備する。 ④ 広く学外の専門家・有識者を運営組織に登用し、国民への説明責任、意思決定プロセスの透明性を確保する。 ⑤ 北海道国立7大学の連携を推進する。 (2) 戦略的な学内資源配分の実現等に関する基本方針 学内全体の業務運営体制を見直し、適切な予算管理システム及び会計システムを構築し、目標管理を徹底する。
-------------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	備考
<b>【131】</b> Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 (1) 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策 学長の発案に対して、全学的な観点から検討し、企画立案するために、平成16年度に学長を補佐する組織を設置する。	<b>【131-1】</b> (平成16年度実施済みのため、平成17年度は年度計画なし)		〔 執行部（学長、理事、事務局長）において、必要に応じ学長補佐を設置することが、学長が行う企画・立案、執行を補佐する体制として十分かどうか分析した結果、小規模大学であり必要とする課題に応じて適切な教員を学長補佐に任じ、学長補佐の下に課題別検討組織を設ける現行の方法で特に問題はないとの結論を得た。 〕		
<b>【132】</b> (2) 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策 ① 法務、財務、労務に関わる高度な専門性を必要とする担当部門について検討を行う。	<b>【132-1】</b> 他の機関における法務、財務、労務に関する組織運営について、具体的処理方法等の情報収集をする。	Ⅲ	他機関における法務、財務、労務に関する情報をHPなどで収集し、調査を進めているが、現状では、労務に関しては総務課で職員の人事、勤務時間関係の業務を、企画・評価室で就業規則関係の業務を行っている。		
<b>【133】</b> ② 運営組織の変革に伴い、平成16年度に既存の各種委員会のあり方を見直す。	<b>【133-1】</b> (平成16年度実施済みのため、平成17年度は年度計画なし)		(平成16年度実施の後、2年ごとに各種委員会のあり方について見直すこととしている。)		
<b>【134】</b> (3) 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策 ① 各種委員会等の審議機関に、当該審議に係る所掌の事務職員を構成員として配置する制度設計を行う。	<b>【134-1】</b> (平成16年度実施済みのため、平成17年度は年度計画なし)		(今後も委員会の構成員に事務職員を引き続き加えている。)		
<b>【135】</b> ② 専門的知識を有する幹部職員が、積極的に法人運営に参画できる運営体制を検討する。	<b>【135-1】</b> 運営組織に、幹部職員を参画させる。	Ⅲ	「目標計画委員会」の構成員に事務局長を、教員配置の適正化検討ワーキンググループの構成員に総務課長を加えた。 週1回の役員連絡協議会に事務局長を構成員として加え、必要に応じて課長等を加えることとした。		

<p>【136】                  (4) 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策                  運営組織への有識者・専門家の登用について、適切な人材を得るための制度を研究する。</p>	<p>【136-1】                  運営組織の担い手となる役職等に、有識者、専門家の登用について研究する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>有識者、専門家の登用を研究するため、他機関等の情報をHPなどで収集し、調査を進めている。</p>		
<p>【137】                  (5) 国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策                  北海道地区の学長会議及び副学長会議等を開催し、意見交換し、大学運営に反映させる。</p>	<p>【137-1】                  (平成19年度から実施のため、平成17年度は年度計画なし)</p>		<p>(国立大学法人室蘭工業大学との教育面における連携協力について、意見交換を行っている。)</p>		
<p>【138】                  (6) 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策                  ① 予算管理システム導入及び実施のための組織整備                  ア. 平成16年度に予算編成方針の策定支援、予算原案の調整、予算実績の差異分析等を担当する事務組織を設け、また、予算案の審議及び調整する委員会を設置する。                  イ. 適切な予算管理システム設計のため、管理会計等専門分野の人材を、外部を含めて参画させたプロジェクトチームを平成16年度に発足させる。</p>	<p>【138-1】                  プロジェクトチームが平成17年度予算の編成及び実行に当たっての問題点を把握、検討し、財務委員会へ必要な提言を行う。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>財務委員会予算計画WGに外部の公認会計士を加えたプロジェクトチームを編成し、平成16年度及び平成17年度における予算編成及び執行実績を踏まえ、今後の予算管理の在り方、財政計画の策定方針等について検討を行い、今後の財源見通しを踏まえた中期的な財政運営に関する基本方針を策定した「第1期中期計画期間中における財政計画について」としてとりまとめ、成案を得た。(「附属資料編」P42～48参照)</p>		
<p>【139】                  ② 戦略的な予算編成                  毎年、学長が戦略的な見地から予算編成方針を提示し、上記①の委員会で各部門からの部門予算原案との整合性について企画・立案を行う。</p>	<p>【139-1】                  学長による本学全体の戦略的な見地からの予算編成方針の下に、平成17年度予算を編成し実行する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>平成16年度に引き続き、学長が策定した予算編成方針に基づき、部門別に申請される予算要求を査定・配分する方法により平成17年度当初予算を編成し、実行した。また、平成16年度決算剰余金を財源とする補正予算についても、学長が策定した予算編成方針に基づき、アスベスト除去対策を中心とした補正予算を編成し、実行した。</p>		
<p>【140】                  ③ 予算の効率的・効果的な実施                  予算実績比較をできるだけ短期に行い、PDCA (Plan 計画— Do 実施— Check 差異分析— Action 是正措置) の徹底を図る。</p>	<p>【140-1】                  平成17年度の実行予算について、随時、実績との差異を把握し、適切な是正措置をとる。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>平成16年度に実施した半期毎の予算執行状況の調査・検証について、平成17年度は4半期毎に執行状況調査を行うこととし、財務委員会予算計画WGにおいて検証した。その結果、各部門において概ね計画に沿って執行されていることを確認した。</p>		

<p><b>【141】</b>                  (7)内部監査機能の充実に関する具体的方策                  ① 適正な会計制度の導入                  会計規程に基づいた本学全体の業務及び財産の実態を把握し、適切な内部牽制制度を確立する。</p>	<p><b>【141-1】</b>                  ① 本学の財務諸表等をホームページに掲載する。                  ② 平成16年度に制定した「会計処理マニュアル」を見直し、より詳細な内容に整備すると共に、「決算処理マニュアル」を作成する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>① 平成16事業年度に係る財務諸表、決算報告書、事業報告書、監事及び会計監査人の監査報告書を本学ホームページに掲載した。                  ② 法人設立時に作成した「会計処理マニュアル」について、財務会計業務の経験を踏まえて、より詳細な内容のマニュアルに改訂した。また、平成16事業年度決算業務及び平成17年度中間決算業務を踏まえて「決算処理マニュアル」を新たに作成し、関係職員に配付した。</p>		
<p><b>【142】</b>                  ② 内部監査のための組織の設置                  業務の内部監査機能を充実するため、業務執行部門から独立した学長直属の組織を平成16年度に設置する。</p>	<p><b>【142-1】</b>                  平成16年度に設置した経営監査室の監査機能の充実を図る。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>前年度に引き続き、監事、会計監査人及び経営監査室による監査会議を開催し、監査方針、監査内容等について協議し、協議結果を踏まえて各役割に応じた監査を行った。                  監査の実施手続に関する指針や、監査結果に対する評価基準を具体的に示した「内部監査手順書」を作成し、本学の内部監査方法の充実を図った。（「附属資料編」P28～38参照）                  定期監査（2回）に加え、平成17年度は会計処理に関する随時監査を実施し、監査の充実を図った。</p>		

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化  
2 教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標	教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直し等に関する基本方針 教育研究の必要性に応じて学部・大学院の教育研究組織を見直していく。
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	備考
<p>【143】 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置 (1)教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策 各種委員会等の学内組織において学部及び大学院における教育課程，入学者選抜及び研究体制の課題・問題点を恒常的に研究しつつ，必要に応じて組織の編成・見直しを行う。</p>	<p>【143-1】 学内の各種委員会における検討課題を集約し，教育研究組織上の問題点・課題を常に把握するとともに，組織の再編・見直しの必要性について検討する。</p>	Ⅲ	<p>平成17年度の委員会の活動状況における問題点，今後の課題を教育研究評議会で報告し，平成18年度の委員会活動に資することとした。 教育開発センターに，e-Learning システムを開発するために「研究部門」を設置し，助手，事務職員（非常勤）を配置した。</p>		
<p>【144】 (2)教育研究組織の見直しの方向性 18歳人口の減少，国際化等の大学をめぐる環境の変化に伴う，学部及び大学院における教育のありかたの変化に合わせて，教育研究組織も見直しを行う。</p>	<p>【144-1】 (平成16年度実施済みのため，平成17年度は年度計画なし)</p>		(教育研究組織の見直し等は，以後必要に応じて検討する。)		

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化  
3 人事の適正化に関する目標

<b>中期目標</b>	(1) 戦略的・効果的な人的資源の活用に関する基本方針 ① 教育・研究活動の全般にわたって、教員が常により高いインセンティブを持ち続けることができるシステムを構築する。 ② 事務職員の専門性の向上を図るため、必要な研修を受ける機会を確保する。 (2) 非公務員型を生かした柔軟かつ多様な人事システムの構築等に関する基本方針 多様な採用方法、勤務形態及び職務に応じた定年制等、柔軟な人事システムを構築する。
-------------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	備考
<b>【145】</b> 3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置 (1) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策 ① 教員がインセンティブを高めるのに資するシステムという観点から、教員の人事評価システムを検討する組織を設置する。	<b>【145-1】</b> (平成18年度から実施のため、平成17年度は年度計画なし)				
<b>【146】</b> ② 事務職員の能力開発や専門性向上のための研修を「新国立大学協会」等と連携して実施する。	<b>【146-1】</b> 新国立大学協会が企画する研修に参加する制度を確立する。	Ⅲ	国立大学協会の研修計画を基に、派遣スケジュールを作成し、大学マネジメントセミナーⅠ、Ⅱに9名、大学トップマネジメントセミナーに1名、トップセミナーに2名、大学職員マネジメントに4名が参加した。		
<b>【147】</b> (2) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策 ① 事務職員のジェンダーバランスに十分配慮するとともに、機動性、戦略性、柔軟性に富む任用システムを検討し、実現を図る。	<b>【147-1】</b> 本学が求める人材を採用すべくジェンダーバランスに十分配慮するとともに、機動性、戦略性、柔軟性に富む任用システムを検討する。	Ⅲ	事務職員を採用する場合の任用の原則について検討し、以下のとおり任用方針として決定した。 ア ジェンダーバランスについては、本学は17%程度と低くはないが、教員の目標値である20%を参考としながら、能力が同等であれば積極的に女性職員を採用する。 イ 国立大学法人統一採用試験合格者を採用することを原則とするが職種の専門性が高い場合は、積極的に採用できることとする。 ウ 定年までの生涯雇用が原則であるが、必要な期間だけ任期を付して採用できることとする。 エ 本学の理念・目標実現のために必要な人材を長期的な展望をもって採用する。 また、民間経験のある者が在職者とほぼ同程度の給与を得ることができる給与体系に変更するため、本学の就業規則を改正した。		
<b>【148】</b> ② 種々の職務の特殊性に鑑み、多様な勤務形態が可能となるよう検討し、実現を図る。	<b>【148-1】</b> 職務に応じた勤務形態を実施する。	Ⅲ	教員に係る裁量労働制導入のため、2月に教員説明会を実施し、労使協定を締結の後、平成18年度に実施する。		

<p>【149】 (3)任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策 国際公募を含む現行の公募制を維持する。また客員教授制度等の任用制度及び任期制の基準について、平成17年度末までに専門委員会を設け検討する。</p>	<p>【149-1】 ① 国際公募を含む現行の公募制を維持する。 ② 客員教授制度等の任用制度及び任期制の基準について、専門委員会を設け検討する。</p>	<p>III</p>	<p>① 経済学科の教員採用に当たって外国の学会誌(American Economic Association)に公募を掲載し国際公募を行った。 ② 学外の研究者を受け入れるために、客員教授の称号を授与する制度を制定した。「北洋銀行企業再生寄附研究部門」の教員に客員教授の称号を授与した。 任期制の基準について、専門委員会(教員配置の適正化WG)を設置し、定期的(7回実施)に開催し検討したが、成案は得られなかった。</p>		
<p>【150】 (4)外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策 ① 外国の学術雑誌等を媒体とした国際公募を促進する。</p>	<p>【150-1】 必要に応じて外国の学術雑誌等を媒体とした国際公募を実施する。</p>	<p>III</p>	<p>経済学科の教員採用に当たって外国の学会誌(American Economic Association)に公募を掲載し国際公募を行った。</p>		
<p>【151】 ② 教員のジェンダーバランスを改善するために目標値を設定し、設定後、3年毎にその成果について評価する。</p>	<p>【151-1】 ジェンダーバランスに関する目標値を設置する。</p>	<p>III</p>	<p>専門委員会(教員配置の適正化WG)を設置し、検討した結果、平成20年度末までに教員のジェンダーバランスを20%とする結論を得た。</p>		
<p>【152】 ③ 公募書類に、ジェンダーバランスの改善措置などを積極的に記載する他、福利厚生面の拡充等教員の勤務に対する支援体制を紹介する。</p>	<p>【152-1】 (平成18年度から実施のため、平成17年度は年度計画なし)</p>		<p>(公募書類にジェンダーバランス、福利厚生面について記載することとした。)</p>		
<p>【153】 (5)事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策 ① 一般的に行われる職員採用試験とは別に、教育・研究に関する施策を実施する上で必要な特殊な能力・技能を持った事務職員を、法人独自の判断で民間等から選考採用するために必要な制度を検討する。</p>	<p>【153-1】 教育研究を支援するための人材及び特殊な能力・技能が必要な業務について検討する。</p>	<p>III</p>	<p>事務職員は国立大学法人統一採用試験合格者を採用することを原則としているが、採用予定職種において高い専門性が必要と判断された場合は、専門知識を持った職員を国立大学法人統一採用試験合格者以外から積極的に採用することとした。 国際企画課に、語学(英語)のスペシャリスト(係長1名、専門職1名)を採用した時は、下記の手順により採用を行った。 公募を原則とし、ハローワーク・一般求人誌で求人を行いその能力を証明させるため、最低限の資格としてTOEICの点数を要件とし、要件を満たしている者に対して、関連専門分野の本学教員が作成した筆記試験及び得点上位者に対して面接を行った。 今後、一般的に行われる職員採用試験とは別に、教育・研究に関する施策を実施する上で必要な特殊な能力・技能を持った事務職員を採用する場合上記の手順と同様に選考を行う。</p>		
<p>【154】 ② 教育行政、大学経営等に関する知識・経験が豊富な人材を養成し、あるいは登用するために、民間企業、他の独立行政法人、政府各省庁等との人事交流における制度上の諸問題を研究する。</p>	<p>【154-1】 (平成18年度から実施のため、平成17年度は年度計画なし)</p>				

国立大学法人小樽商科大学

<p><b>【155】</b>                  (6)中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理に関する具体的方策                  本学にふさわしい組織編成・重点整備についての方針を定め、その進捗状況を評価する。</p>	<p><b>【155-1】</b>                  (平成18年度から実施のため、平成17年度は年度計画なし)</p>		<p>(組織編成を含めた財政面を点検・調査するために「財政問題担当学長補佐(教員3人)」を設置し、検討結果を「財政問題に関する報告書」として学長に提言をした。)</p>		
<p><b>【156】</b>                  (7)教職員の勤務環境の整備に関する具体的方策                  託児所設置を含む、教職員が働きやすい環境について検討する。</p>	<p><b>【156-1】</b>                  平成16年度に実施したニーズ調査の結果に基づきワーキンググループを設置し、コスト上の観点も考慮に入れて働きやすい環境について再検討する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>ワーキンググループを設置し、検討の結果、託児所設置のニーズは大きくなく、現時点の設置は見送り、授乳施設等の設置について、今後検討することとした。</p>		

**Ⅱ 業務運営の改善及び効率化**  
**4 事務等の効率化・合理化に関する目標**

<b>中期目標</b>	(1) 事務処理の効率化・合理化に関する基本方針 ① 複数大学による共同業務処理を推進する。 ② 効率化・合理化を図るためのIT化及び外注化を推進する。 (2) 事務組織の機能・編成の見直しに関する基本方針 ① 政策・企画立案機能の強化・充実 学長の政策決定を支え、企画立案機能を強化するための機能，組織の見直しを行う。 ② 事務職員の資質，能力の向上のための研修及び人事システムを確立する。
-------------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	備考
<b>【157】</b> 4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 (1) 複数大学による共同業務処理に関する具体的方策 ① 平成20年度末までに事務系職員の採用・養成・研修及び人事交流についての共同業務処理のシステムを完成する。	<b>【157-1】</b> (平成16年度実施済みのため、平成17年度は年度計画なし)		(北海道地区国立大学法人等職員統一採用試験実施委員会に事務局長，同委員会作業部会に総務課長が委員となっている。)		
<b>【158】</b> ② 志願者数の確保等のための大学説明会等を共同で実施するシステムについて検討する。	<b>【158-1】</b> 北海道地区国公立大学で組織する「北海道進学コンソーシアム」において、大阪等地區において入試広報を実施する。	Ⅲ	大阪及び名古屋において、道内国公立大学10校による進学説明会を、河合塾で開催し、約200名の参加を得た。		
<b>【159】</b> (2) 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策 ① 効率化，合理化のための外注化を推進する。	<b>【159-1】</b> 外注化に適した業務の洗い出し結果に基づき，外注化を促進する。	Ⅲ	外注化促進のため，外注化検討ワーキングを設置し，洗い出した業務の外注化による効果や費用面について検討を行った。その結果，給与計算業務のアウトソーシングの実効性について検討を進めることとした。		
	<b>【159-2】</b> 課外活動施設については，関係部署と協議して，維持管理業務の外注化を図る。	Ⅲ	課外活動施設及び大学会館の維持管理業務（屋内プールのボイラーの運転，水質管理，冬場における除雪等）を外注化した。		
<b>【160】</b> ② 平成20年度末までに，事務処理のIT化，ペーパーレス化を推進する。	<b>【160-1】</b> 平成16年度のIT化，ペーパーレス化に該当する業務の洗い出し結果に基づき，予算措置を含めた実施計画を策定し，実現可能な業務から実施する。	Ⅲ	各種会議の開催通知・議事要旨のメール配信，広報誌・財務情報・学内諸情報のホームページ掲載，教員や学生が学内のパソコンから直接データを入力し履修登録や成績の登録を行う学務情報システムの導入等を行い，IT化・ペーパーレス化の推進を図った。また，会議資料参照システムの利用による資料削減，事務の効率化の検討を行った。		
	<b>【160-2】</b> ホームページに掲載しているシラバスを使いやすさなどで充実する。	Ⅲ	学生に対する利便性を考慮し，ホームページへの掲載時期を早め，必要なページを見出しからすぐ探したりできるよう改善した。学生以外の外部者にも使いやすくなるように検討した。		

	<p>【160-3】 平成16年度の各種証明書発行の自動化の検討結果を基に試行する。</p>	Ⅲ	各種証明書自動発行システムの機種を選定し、平成18年度から稼働させることとした。		
<p>【161】 (3)事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策 ① 全学的に組織及び職員配置を見直し、学長の政策決定支援、企画立案、財務、地域貢献、産学官連携、修学指導、就職指導、入学者選抜等の業務に重点的に対応できる組織及び職員配置に改める。</p>	<p>【161-1】 平成16年度からの新事務組織について、業務の遂行状況、人員配置の適正性等について検証し、必要に応じて改組等の検討する。</p>	Ⅲ	平成17年度は業務遂行状況について検討するため、各課長に業務遂行状況と人員配置についての調査を行った。 その結果、概ね問題ないとの回答を得ているが、調査の過程で、他に問題提起、提案があるため今後検討することとした。		
<p>【162】 ② 職員の資質・能力の向上 ア. 平成17年度末までに、国立大学法人の業務内容と適切に対応した職員の学内・外の研修プログラムを確立する。</p>	<p>【162-1】 ① 本学が実施する独自の研修プログラムを実施する。 ② 学外の研修プログラムに参加する制度を確立する。</p>	Ⅲ	① 本学独自の職員研修の実施計画である「事務系職員海外派遣研修」により、海外語学研修に1名を派遣した。 ② 国立大学協会の研修計画を基に、派遣スケジュールを作成し、大学マネジメントセミナーⅠ、Ⅱに9名、大学トップマネジメントセミナーに1名、トップセミナーに2名、大学職員マネジメントに4名が参加した。		
<p>【163】 イ. 平成18年度末までに、職員の意欲を向上させるための透明性のある人事システムを確立する。</p>	<p>【163-1】 職員の意欲を向上させるための透明性のある人事システムについて、調査を行い、人事システムを検討する。</p>	Ⅲ	職員の客観的評価制度を検討することとし、関係図書を購入し、事務職員の評価の例として、課長会において中央省庁で実施する予定の評価制度の評価項目を配付した。		

II 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項

- ① 法人化のメリットを活用し、大学運営の活性化などを目指した、財政、組織、人事などの面での特色ある取り組み
- (1) 平成16年度に引き続き、学長が策定した予算編成方針に基づき、部門別に申請される予算要求を査定・配分する方法により、平成17年度当初予算を編成、実行し、平成16年度決算剰余金を財源とする補正予算についても、学長が策定した予算編成方針に基づき、アスベスト除去対策を中心とした補正予算を編成し、実行した。
  - (2) 半期毎に実施していた予算執行状況の調査・検証について、平成17年度は4半期毎に行い、各部門において概ね計画に沿って執行されていることを確認した。
  - (3) 法人設立時に作成した「会計処理マニュアル」を、財務会計業務の経験を踏まえて、より詳細な内容のマニュアルに改訂した。また、平成16事業年度決算業務及び本年度中間決算業務を踏まえて「決算処理マニュアル」を新たに作成し、関係職員に配付した。
  - (4) 前年度に引き続き、監事、会計監査人及び経営監査室による監査会議を開催し、監査方針、監査内容等について協議し、協議結果を踏まえて各役割に応じた監査を行った。
  - (5) 監査の実施手続に関する指針や、監査結果に対する評価基準を具体的に示した「内部監査手順書」を作成し、本学の内部監査方法の充実を図った。
  - (6) 定期監査（2回）に加え、平成17年度は会計処理に関する随時監査を実施し、監査の充実を図った。
  - (7) 事務職員を採用する場合の任用の原則について検討し、以下のとおり決定した。
    - ア ジェンダーバランスについては、本学は17%程度と低くはないが、教員の目標値である20%を参考としながら、能力が同等であれば積極的に女性職員を採用する。
    - イ 国立大学法人統一採用試験合格者を採用することを原則とするが、職種の特長が高い場合は、積極的に採用できることとする。
    - ウ 定年までの生涯雇用を原則とするが、必要な期間だけ任期を付して採用できることとする。
    - エ 本学の理念・目標実現のために必要な人材を長期的な展望をもって採用する。  
また、民間経験のある者が在職者とほぼ同程度の給与を得ることができる給与体系になるよう、本学の就業規則を改正した。
- ② 大学の置かれている状況や条件等を踏まえた、大学運営を円滑に進めるための様々な工夫
- (1) 本学独自の職員の研修実施計画である「事務系職員海外派遣研修」により、海外語学研修に1名を派遣した。
  - (2) 各種証明書自動発行システムの機種を選定し、平成18年度から稼働させることとした。
  - (3) 「北海道進学コンソーシアム」に参加し、大阪及び名古屋において、道内国公立大学10校による進学説明会を、河合塾で開催し、約200名の参加を得た。
  - (4) 各種会議の開催通知・議事要旨のメール配信、広報誌・財務情報・学内諸情報のホームページ掲載、教員や学生が学内のパソコンから直接データを入力し履修登録や成績の登録を行う学務情報システムの導入等を行い、IT化・ペーパーレス化の推進を図った。また、会議資料参照システムの利用による資料削減、事務の効率化の検討を行った。
- ⑤ 「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の各年度終了時の評価に係る実施要領」別添1に掲げる観点に係る取り組みの状況
- 戦略的な法人経営体制の確立と効果的運用が図られているか。
    - (1) 執行部（学長、理事、事務局長）において、必要に応じ学長補佐を配置することが、学長が行う企画・立案、執行を補佐する体制として十分かどうか分析した結果、本学は小規模大学であり、両理事（副学長兼務）、事務局長が学内の各種主要な委員会の委員長又は構成員となって効率的な学内運営を行っていることから、必要とする課題に応じて適切な教員を学長補佐に任じ、学長補佐の下に課題別検討組織を設ける現行の方法で特に問題はないとの結論を得た。
    - (2) 週1回の学長、理事、事務局長による連絡協議会を開催し、大学全体に関わる情報交換（法人経営、課題の取り組み、学内行事等）を行っている。
  - 法人としての総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分が行われているか。
    - (1) 学長が大学全体の戦略的見地から「予算編成方針」を策定し、その方針に基づき予算編成するとともに、大学総予算における全ての事業経費は、各事業部門からの要求を予算編成方針により査定・配分する方法により実施した。
    - (2) 学長裁量経費95,376千円（学長裁量経費85,376千円、学長政策経費10,000千円）については、学長が補正予算財源として位置付けた上で、「年度計画を達成するための緊急に実施すべき取り組み」、「大学の活性化に大きく貢献するための組織的かつ特色ある取り組み」、「施設等の補修で、緊急に実施すべき取り組み」に重点的に配分とした「補正予算編成方針」を策定した。この編成方針に基づく各事業部門からの予算要求に対して学長が厳選のうえ、配分した（予算要求24件に対し8件に配分）。また、事業終了後は実績報告書の提出を義務づけた。（「附属資料編」P13～14参照）
    - (3) 昨年度に引き続き、アントレプレナーシップ専攻の「MBAサマーセミナー」をインセンティブ配分事業として実施し、収益420千円のうち360千円をアントレプレナーシップ専攻に還元した。
  - 法人内における資源配分に対する中間評価・事後評価を行い、必要に応じて資源配分の修正が行われているか。
    - (1) 事業年度当初に配分した予算及び補正予算については、1年間の執行計画に対して四半期終了時毎に執行状況の調査と検証を行い、計画に対し大きな差異のあった事業部門についてはヒアリングや是正勧告等必要な措置を行い、適正な予算の執行に努めた。

○ 業務運営の効率化を図っているか。

- (1) 事務職員を採用する場合の任用の原則について検討し、以下のとおり決定した。
- ア ジェンダーバランスは、本学は17%程度と低くはないが、教員の目標値である20%を参考としながら、能力が同等であれば積極的に女性職員を採用する。
  - イ 国立大学法人統一採用試験合格者を採用することを原則とするが、職種の専門性が高い場合は、積極的に採用できることとする。
  - ウ 定年までの生涯雇用を原則とするが、必要な期間だけ任期を付して採用できることとする。
  - エ 本学の理念・目標実現のために必要な人材を長期的な展望をもって採用する。
- また、民間経験のある者が在職者とほぼ同程度の給与を得ることができる給与体系になるよう、本学の就業規則を改正した。
- (2) 各種会議の開催通知・議事要旨のメール配信、広報誌・財務情報・学内諸情報のホームページ掲載、教員や学生が学内のパソコンから直接データを入力し履修登録や成績の登録を行う学務情報システムの導入等を行い、IT化・ペーパーレス化の推進を図った。また、会議資料参照システムの利用による資料削減、事務の効率化の検討を行った。
- (3) 平成17年度の委員会の活動状況を、問題点、今後の課題と共に教育研究評議会でも報告し、平成18年度の委員会活動に資することとした。
- (4) 平成17年度は業務遂行状況について検討するため、各課長に業務遂行状況と人員配置についての調査を行った。その結果、概ね問題ないとの回答を得ているが、調査の過程で、他に問題提起、提案があるため今後検討することとした。

○ 収容定員を適切に充足した教育活動が行われているか。

- (1) 平成17年度の収容定員充足率は、以下の表のとおりである。

学部の学科、研究科の専攻等名		収容定員	収容数	定員充足率
		(人)	(人)	(%)
商学部	昼間コース	1,860	2,150	115.59
	夜間主コース	300	368	122.67
商学研究科	現代商学専攻	20	17	85.00
商学研究科	アントレプレナーシップ専攻	70	77	110.00

- ・ 昼間コース、夜間主コースとも、卒業不可能者が多く在籍しているためである。
- ※ 平成18年度収容定員充足率は、商学部昼間コース 114.73%、夜間主コース 100.00%、現代商学専攻 115.00%、アントレプレナーシップ専攻 117.14%である。

○ 外部有識者の積極的活用を行っているか。

- (1) 本学の評価実施規程に基づき学外の意見を聴く方法として、経営協議会の学外委員に諮り、教育評価、研究評価等の評価項目を決定した。

- (2) 民間経験のある者が在職者とほぼ同程度の給与を得ることができる給与体系になるよう、本学の就業規則を改正した。
- (3) 本学の広報委員会に広報活動に関する助言や指導のため学外有識者1名、就職対策専門部会に就職に関する助言や指導のため就職アドバイザー1名、ビジネス創造センター(CBC)に、ビジネス創造のアドバイザーやコーディネーター活動に関し協力と助言のため、公認会計士、弁理士、技術士等の学外協力スタッフとして15名が参画している。

○ 監査機能の充実が図られているか。

- (1) 監事、会計監査人及び経営監査室による監査会議を開催し、監査方針、監査内容等について協議し、協議結果を踏まえて各役割に応じた監査を行った。
- (2) 監査の実施手続に関する指針や、監査結果に対する評価基準を具体的に示した「内部監査手順書」を作成し、本学の内部監査方法の充実を図った。(「附属資料編」P28～38参照)
- (3) 定期監査(2回)に加え、平成17年度は会計処理に関する随時監査を実施し、監査の充実を図った。

○ 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

- (1) 執行部(学長、理事、事務局長)において、必要に応じ学長補佐を配置することが、学長が行う企画・立案、執行を補佐する体制として十分かどうか分析した結果、本学は小規模大学であり、両理事(副学長兼務)、事務局長が学内の各種主要な委員会の委員長又は構成員となって効率的な学内運営を行っていることから、必要とする課題に応じて適切な教員を学長補佐に任じ、学長補佐の下に課題別検討組織を設ける現行の方法で特に問題はないとの結論を得た。
- ア 財政面を点検・調査するため「財政問題担当学長補佐」として教授2名、助教授1名を任命した。点検・調査の結果、「財政問題に関する報告書」をとりまとめて学長に提言した。
  - イ ペーパーレス化等現行業務の実態を見直し、一層の合理化、効率化を図るため「業務改善担当学長補佐」として教授1名を任命した。検討の結果、平成18年度から教授会資料の一部を紙媒体から電子媒体に変更した。なお検討を継続している。

**Ⅲ 財務内容の改善**  
**1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標**

<b>中期目標</b>	外部研究資金その他の自己収入の増加に関する基本方針 ① 外部研究資金獲得のための組織及び仕組みを整備し、増額を図る。 ② 自己収入の増加策については、本学の教育・研究・社会貢献上のサービスの充実に資することを目的とし、費用対効果に配慮しつつ、実施する。
-------------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウエイト	備考
<p><b>【164】</b> Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 (1) 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策 ① 外部研究資金に関する情報を収集し、学内に情報提供するとともに、平成16年度に、申請や受け入れ等を支援する専任の組織を整備する。</p>	<p><b>【164-1】</b> 平成16年度に成案を得た外部研究資金獲得システムの方針に従って外部資金の獲得に努める。</p>	Ⅲ	<p>外部資金獲得に関する基本情報の発信のため、企業等と大学における研究協力制度についての解説と各制度の受け入れ実績を掲載した「産学連携マニュアル」を作成し、ホームページに掲載した。（「附属資料編」P117～121参照） 知的財産の管理という観点から、知的財産の機関帰属・機関管理を定めた「国立大学法人小樽商科大学職務発明等規程」を制定し、併せて、本学の知的財産の取扱いに関する方針等を示した「国立大学法人小樽商科大学知的財産ポリシー」を作成した。（「附属資料編」P114～115参照） 科学研究費補助金の申請件数増加のために、組織的に取り組み、学内説明会を実施した結果、申請率は45.4%となり、学内全体で目標とされていた45%を達成した。 外部資金の獲得状況については、共同研究8件4,010千円（16年度3件800千円）、受託研究2件72,371千円（16年度4件39,697千円）、委託事業4件9,775千円（16年度1件3,150千円）、寄附金56件42,091千円（16年度32件31,761千円）となった。</p>		
<p><b>【165】</b> ② ビジネス創造センターを中心として、企業や自治体とのネットワークを組織化し、研究ニーズを汲み上げるとともに、外部資金獲得可能な研究を提案する体制を構築する。</p>	<p><b>【165-1】</b> 企業・自治体とのネットワークを通じて研究ニーズを汲み上げ、外部研究資金獲得に向けた研究提案体制を整備し、外部研究資金の獲得に努める。</p>	Ⅲ	<p>企業等からの研究ニーズの調査のため、小樽商工会議所を通じてアンケート調査を行い、調査結果から、企業等のニーズを検証した。得られた企業側のニーズに対し、本学の共同研究・受託研究の実績等から、本学が対応できる研究ニーズ（例：マーケティング、CS、ビジネスプランなど）を検討した。</p>		
<p><b>【166】</b> ③ 本学の研究者、研究活動、研究成果等に関する情報をデータベース化するとともに、共同研究、受託研究、奨学寄附金等の獲得に結びつくような広報戦略を策定する。</p>	<p><b>【166-1】</b> ① 本学教員の研究、教育、社会貢献等に関する情報のデータベース化を推進する。 ② 教員個別の社会貢献対応事項について調査し、対外的広報戦略について検討する。</p>	Ⅲ	<p>① 教員ディレクトリーから得られたデータは、研究者総覧の研究、教育のデータと共に、データベースの基礎データとして利用し、データベース化の推進に繋がった。 ② 本学教員の社会貢献対応事項について調査するために、各教員の社会貢献対応事項について情報収集を行い、「小樽商大教員社会連携のための教員ディレクトリー」として取り纏め、本学ホームページに掲載し、積極的に外に向けて広報する体制を整えた。（「附属資料編」P116参照）</p>		

<p>【167】                  (2)収入を伴う事業の実施に関する具体的方策                  ① 学内資源、設備の開放による自己収入の増加方策                  ア. 通常の各種公開講座・セミナーのほか、情報処理センターや言語センター等の施設を活かした一般市民向け各種有料講習会を、妥当な料金設定で企画し、受講生を拡大する。                  イ. 教室・体育館・プール・緑丘荘等の貸し付け範囲を大幅に緩和し、妥当な料金設定により利用拡大を図る。</p>	<p>【167-1】                  ① 利用促進のため有効的な広報を検討し、実行する。                  ② サービス充実のための体制整備として、受付窓口の一本化を図る。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>① 施設有効利用及び地域社会への貢献の観点から、平成17年4月から札幌サテライトの学外貸出を開始し、併せて、学外利用者の利便性の向上を図るため、利用状況や設備等の詳細(部屋見取図、備品一覧、AV機器操作マニュアル)をデータ化しホームページ上に公開した。また、小樽キャンパスの教室や体育施設についても、本学と地域との連携・協力関係の発展を目的として開催している「一日教授会」の場において、施設概要や利用手続方法について一般市民へ広報を行った。                  ② 宿泊施設を除く教育関係施設(教室、課外活動施設等)の施設利用の受付窓口については、学務課に集約した。</p>		
<p>【168】                  ② 学生のニーズの高い簿記、言語、情報処理等、検定試験向けの有料講座を、小樽キャンパス及び札幌サテライトに開設する。</p>	<p>【168-1】                  簿記、言語、情報処理、公務員講座等、検定試験向けの有料講座の開設について、実施方法・内容を検討する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>同窓会と共同で公務員を目指す学生のために、合格に必要な最重要科目を主とした有料による「公務員受験対策講座」2コース{2年次生向15ヶ月コース(受講者数9名)、及び3年次生向6ヶ月コース(受講者数26名)}を札幌サテライトにて開講した。</p>		
<p>【169】                  ③ 寄附講座等の設置                  ア. 専門職大学院等に寄附講座を設置するため、企業等へ具体的な講座を提案するなど、積極的に働きかける。                  イ. ビジネス創造センター、専門職大学院等に特定目的の基金について寄付が受けられるよう努力する。その際、講座及び基金に寄付者名や寄付企業名を付し、特典を提供するなどの制度を設ける。</p>	<p>【169-1】                  ① 株式会社北洋銀行から寄附金及び客員教授を受け入れ、ビジネス創造センターの下に「北洋銀行企業再生寄附研究部門」を設置し、北海道における企業再生をテーマに研究を行う。                  ② 本学に始めて設置された「北洋銀行企業再生寄附研究部門」を受入事例として、本学の広報誌、ホームページ等を通じて積極的な広報活動を行い、さらなる寄附講座等の受け入れを目指す。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>① 平成17年4月に株式会社北洋銀行から寄附金と客員教授を受け入れ、ビジネス創造センターの下に「北洋銀行企業再生寄附研究部門」を設置し、北海道における企業再生をテーマに研究を行った。                  ② 本学に始めて設置された「北洋銀行企業再生寄附研究部門」を受入事例として、さらなる寄附講座等の受け入れを目指すため、本学の広報誌「ヘルメスクーリエ第10号」に北洋銀行企業再生寄附研究部門の特集記事を掲載し、外部に向けて活動状況の周知を行った。また、さらなる寄附講座の受け入れを目指し、ビジネス創造センターのホームページに同寄附研究部門の活動状況を掲載し、積極的な広報活動を行った。</p>		
<p>【170】                  ④ 研究生・科目等履修生等、非正規生の増加を図るため、制度についての広報活動を積極的に行う。</p>	<p>【170-1】                  効果的な広報活動を検討し、実行する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>研究生・科目等履修生等の非正規生の増加を図るため、本学ホームページにおいて出願要項等を掲載した。</p>		

**Ⅲ 財務内容の改善**  
**2 経費の抑制に関する目標**

<b>中期目標</b>	経費の抑制に関する基本方針 運営経費について、その使途、支出額等を総体的に分析し、効果的な削減、節減策を講じる。
-------------	---

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	備考
<p><b>【171】</b> <b>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</b> (1) 管理的経費の抑制に関する具体的方策 ① 本学全体の業務を十分に分析、吟味し、さらに外部委託が可能な業務については、費用対効果を考慮の上、外部委託を推進する。</p>	<p><b>【171-1】</b> 外注化に適した業務の洗い出し結果に基づき、費用対効果を考慮の上、外注化を促進する。</p>	Ⅲ	<p>外注促進のため、外注化検討ワーキングを設置し、洗い出した業務の外注化による効果や費用面について検討を行った。その結果、給与計算業務のアウトソーシングの実効性について検討を進めることとした。</p>		
<p><b>【172】</b> ② 光熱水費、消耗品費、旅費交通費等について、経費の抑制が可能な方策を見直し、該当する経費は、あらゆる観点からの節約削減策を講じる。</p>	<p><b>【172-1】</b> ① 事務処理のIT化・ペーパーレス化に該当する業務の洗い出し結果に基づき、管理的経費の節減方法を検討する。 ② 使用エネルギーデータの更新を行い、実態を把握する。 ③ 省エネシステムへの更新を検討する。 ④ 学生・教職員へ省エネ・省資源の啓蒙活動を行う。 ⑤ 光熱水量の1%削減を目指す。</p>	Ⅲ	<p>① 各種会議の開催通知・議事要旨のメール配信、広報誌・財務情報・学内諸情報をホームページ掲載、教員や学生が学内のパソコンから直接データを入力し、履修登録や成績の登録を行う学務情報システムの導入等により、IT化及びペーパーレス化の推進を図った。また、会議資料参照システムの利用による資料削減、事務の効率化の検討を行った。 ② 使用エネルギーデータの更新を行い実態の把握をした。一例としてボイラーの運転方法を見直し、重油、水、薬剤の使用量を削減した。 ③ 体育館等の改築工事において、照明制御システムによる省エネシステムの一部試行を行った。 ④ 施設課ホームページ等により、「省エネルギーについて」、「参考通知文」を掲示し、省エネに関する啓蒙を行った。新任職員ガイダンス時に、省エネに関する周知を図った。 ⑤ 光熱水量のデータ収集・分析を行った。結果は、1%の削減を達成した。</p>		

**Ⅲ 財務内容の改善**  
**3 資産の運用管理の改善に関する目標**

<b>中期目標</b>	資産の運用管理の改善に関する基本方針 ① 本学の立地条件に適した美しい、学生・教職員にとって快適で、環境に配慮したキャンパスの実現を目指す。 ② 資産の利用効率を改善し、適切な管理運用方法の工夫を行う。 ③ 百年建築を見据えた長期使用を前提とする施設の維持保全を実施し、教育研究環境の確保と施設の長寿命化を図る。
-------------	---

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	備考
<b>【173】</b> <b>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</b> (1) 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策 ① 本学全体の資産を見直し、有効利用化を検討する。	<b>【173-1】</b> 平成16年度に行った施設の点検調査に基づいて、有効利用化を検討する。	Ⅲ	2号館（言語センター、情報処理センター、ビジネス創造センターが利用している。）の実習室の利用状況を調査し、5室を4室に集約することにより、生み出したスペースを「教育開発センター」の施設に充て、有効利用を図った。 宿舎については、空き宿舎が生じないように、年2回の公募のほか適宜入居者を募り、入居率が前年と比較すると7.3%増加した（入居率91.7%）。		
<b>【174】</b> ② 施設・備品・実験用器具等の共同利用が可能な資産は、可能な限り共同利用し、利用効率の改善を図る。	<b>【174-1】</b> ① 平成16年度に調査した調査データに基づいて、必要に応じて資産のより効果的・効率的な運用を図る。 ② 平成16年度に作成した維持管理原案に基づき、できるだけ施設の延命化を図る。	Ⅲ	① 設備の効率的・効果的運用の観点から、情報処理センターの電子計算機システムの更新にあたって、将来的に図書情報電子計算機システムとの統合を前提とした賃貸借期間を、従来の4年間から5年間に変更の上、契約した。 ② 定期的に屋上ドレン周りの清掃、屋上防水の補修、屋根の補修等を行い、施設の延命化を図った。		
<b>【175】</b> ③ 施設等を設置する際には、キャンパスの美化に資するデザイン、ソーラーパネルの設置等、環境への配慮、遊び談話空間等の快適さに十分配慮し、また資金調達や管理面においては、PFIを導入する等の検討を行う。	<b>【175-1】</b> ① 大学として施設を整備する際の基本的なコンセプトを見直す。 ② 平成16年度に引き続き、快適空間のための環境整備を図る。	Ⅲ	① 基本的なコンセプトであるキャンパスマスタープランのインフラの整備計画の内容について、都市ガスが天然ガスに転換されたことに伴い見直しを行った。 ② 老朽化した施設である体育館等の改築、弓道場の改築を行った。周辺環境と調和する配置計画、車と人との動線区別のためのインターロッキングブロックの舗装、身障者対応の駐車場や歩道の整備などにより、快適な空間のための環境整備を図った。		
<b>【176】</b> ④ 学内施設を積極的に開放し、地域社会への貢献を図り、利用効率を改善する。さらに、学内ホームページ等により、開放状況を積極的に広報する。	<b>【176-1】</b> 開放施設と設備をデータベース化し、有効的な広報を検討し、実行する。	Ⅲ	施設有効利用及び地域社会への貢献の観点から、平成17年4月から札幌サテライトの学外貸出を開始し、併せて、学外利用者の利便性の向上を図るため、利用状況や設備等の詳細（部屋見取図、備品一覧、AV機器操作マニュアル）をデータ化しホームページ上に公開した。 小樽キャンパスの教室や体育施設についても、本学と地域との連携・協力関係の発展を目的として開催している「一日教授会」の場において、施設概要や利用手続方法について一般市民へ広報を行った。		
<b>【177】</b> ⑤ 施設の要修繕箇所を把握し、計画的に懸案を解消するため優先順位を整理の上、適切な財源の確保や効果的な方策を講じる。	<b>【177-1】</b> 平成16年度の調査結果に基づき要修繕箇所解消のための計画を検討する。	Ⅲ	「完成後15年経過、延べ面積500㎡以上」の建物を対象に劣化状況を調査した結果、12棟について改善が必要なことが分かり、その費用の概算額を算出した。平成18年度にそれらの改善計画を立てることとした。		

<p>【178】 ⑥ 潜在するリスクに対する予防的な施設の点検，保守，修繕等を効果的に実施する。</p>	<p>【178-1】 平成16年度に検討した施設の劣化防止を効果的に修繕する年度計画作成のための方針に基づき，具体的な計画について検討する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>施設修繕計画に基づき，既存施設の改修・修繕の年度計画案を作成した。</p>		
<p>【179】 ⑦ 施設の新増築や修繕の計画において，教育や研究・実験レベルに見合った機能水準を設定し，イニシャルコスト及びランニングコストについて検討する。</p>	<p>【179-1】 平成16年度に作成した施設機能水準書（案）に基づき，イニシャルコスト及びランニングコストの検討を始める。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>施設機能水準書（案）に基づき，体育館についてコストを検討し，イニシャルコスト，ランニングコストを算出した</p>		
<p>【180】 ⑧ 平成17年度末までに，施設の巡回点検及び利用者の安全性，信頼性に関する意見聴取を実施し，その劣化状況・修繕方法とこれに要する費用の総額を把握する。</p>	<p>【180-1】 平成16年度に集計した聴取意見を参考に改善費用を算出する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>平成16年度に集計，整理した工事等要望事項について，それらの改善に必要な費用の算出を行った。</p>		

Ⅲ 財務内容の改善に関する特記事項

- ① 法人化のメリットを活用し、大学運営の活性化などを旨とした、財政、組織、人事などの面での特色ある取り組み
- (1) 外部資金獲得に関する基本情報の発信のため、企業等と大学における研究協力制度についての解説と各制度の受け入れ実績を掲載した「産学連携マニュアル」を作成し、ホームページに掲載した。
  - (2) 知的財産の管理という観点から、知的財産の機関帰属・機関管理を定めた「国立大学法人小樽商科大学職務発明等規程」を制定し、併せて、本学の知的財産の取扱いに関する方針等を示した「国立大学法人小樽商科大学知的財産ポリシー」を作成した。
  - (3) 科学研究費補助金の申請件数増加を図るため、組織的に取り組み、学内説明会を実施し、申請率は45.4%となり、学内全体で目標とされていた45%を達成した。
  - (4) 外部資金の獲得状況については、共同研究8件4,010千円(16年度3件800千円)、受託研究2件72,371千円(16年度4件39,697千円)、委託事業4件9,775千円(16年度1件3,150千円)、寄附金56件42,091千円(16年度32件31,761千円)となった。
  - (5) 施設有効利用及び地域社会への貢献の観点から、平成17年4月から札幌サテライトの学外貸出を開始し、併せて、学外利用者の利便性の向上を図るため、利用状況や設備等の詳細(部屋見取図、備品一覧、AV機器操作マニュアル)をデータ化しホームページ上に公開した。
  - (6) 小樽キャンパスの教室や体育施設について、本学と地域との連携・協力関係の発展を目的として開催している「一日教授会」の場において、施設概要や利用手続方法について一般市民へ広報を行った。
  - (7) 小樽商科大学同窓会(緑丘会)から本学へ、総額24,000千円の助成が行われ、教員の海外への長期、短期派遣を行う海外派遣事業、事務職員の短期語学研修を行う事務系職員研修事業、語学・交換留学及び留学生との交流を行う国際交流事業、教員・学生の教育研究の助成を行う学術振興事業等に助成を行っている。
  - (8) 小樽商科大学同窓会(緑丘会)と共同で公務員を目指す学生のために、合格に必要な最重要科目を主とした有料による「公務員受験対策講座」2コース(2年次生向15ヶ月コース及び3年次生向6ヶ月コース)を札幌サテライトに開講し、本学学生から納入された受講料の一部が本学に還元された。
  - (9) 小樽商科大学同窓会(緑丘会)と共同で、「緑丘企業等セミナー」を開催し、約200企業等から参加費一社3万円合計約600万円を徴収して、本学の就職支援事業に充てた。
  - (10) 平成17年4月に株式会社北洋銀行から寄附金と客員教授を受け入れ、ビジネス創造センターの下に「北洋銀行企業再生寄附研究部門」を設置し、北海道における企業再生をテーマに研究を行った。
  - (11) 商学研究科アントレプレナーシップ専攻の「MBAサマーセミナー」をインセンティブ配分事業として実施し、アントレプレナーシップ専攻に還元した。
- ② 大学の置かれている状況や条件等を踏まえた、大学運営を円滑に進めるための様々な工夫
- (1) 本学教員の社会貢献対応事項について、各教員から情報収集を行い、「小樽商大教員社会連携のための教員ディレクトリー」として取り纏め、本学ホームページに掲載し、積極的に外に向けて広報する体制を整えた。

- (2) 設備の効率的・効果的運用の観点から、情報処理センターの電子計算機システムの更新にあたって、将来的に図書情報電子計算機システムとの統合を前提とした賃貸借期間(従来の4年間から5年間)に変更の上、契約した。
  - (3) 各種会議の開催通知・議事要旨のメール配信、広報誌・財務情報・学内諸情報のホームページ掲載、教員や学生が学内のパソコンから直接データを入力し履修登録や成績の登録を行う学務情報システムの導入等により、IT化及びペーパーレス化の推進を図った。また、会議資料参照システムの利用による資料削減、事務の効率化の検討を行った。
  - (4) 本学に初めて設置された「北洋銀行企業再生寄附研究部門」を受入事例として、さらなる寄附講座等の受け入れを目指すため、本学の広報誌「ヘルメスクリーエ」及びビジネス創造センター(CBC)のホームページに寄附研究部門の活動状況を掲載した。
- ⑤ 「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の各年度終了時の評価に係る実施要領」別添1に掲げる観点に係る取り組みの状況

○財務内容の改善・充実が図られているか。

- (1) 会議資料等については、開催通知や議事要旨のメール配信によりペーパーレス化を図るとともに、併せて両面コピーの徹底を行うことにより印刷経費(複写機使用料、コピー用紙)の削減を図った。
- (2) 通信運搬費の抑制を図るため、郵便物の集配送に宅配業者を新たに参入させた。これにより従来と比べて年間約783千円の経費節減となった。
- (3) 平成17年度に札幌駅西口に移転した札幌サテライトにおいては、その優位な立地条件を活かした講義室・会議室等の有償による貸出を新たにを行い、659千円の収入を得た。
- (4) 財政問題担当学長補佐(教授2名、助教授1名)を任命し、「人件費」、「物件費」、「環境問題」を主要なテーマとして、学内における問題点、その対策、今後新たに取り組む必要のある削減策等について検討を行った。また同補佐により行われた「業務の効率化、経費の削減、収入の増加」への取り組みに関する学内アンケート結果を元に、実施可能案件については、関係する全ての部署において早期実現に向けての具体的対応策等を検討している。

○人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人員管理計画の策定等を通じて、人件費削減に向けた取り組みが行われているか。

- (1) 本中期計画期間中における財政見通しを踏まえた中期的な財政運営に関する基本方針を策定するため、「運営費交付金対象事業」、「外部資金」、「施設整備」の3つの予算区分を柱とした「第1期中期計画期間中における財政計画について」を策定し、「行政改革の重要方針」である総人件費改革を鑑みた人件費予算を含む支出予算計画の策定、外部資金の獲得努力の推進、施設整備計画の着実な推進を提言した。(「附属資料編」P42～48参照)
- (2) 専門委員会(教員配置の適正化WG)において、教育支援体制を欠く学科に学科事務サービスを行う体制について検討した。学科事務支援は、事務局が行うこととし、具体的な方法について検討を行うこととなった。

- 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。
- (1) 「第1期中期計画期間中における財政計画について」を策定した。計画の内容は、今後の厳しい収入予算を現実的に見込んだ上で、支出予算の事項別にどのように推移させるかを整理したものであり、平成17年12月の閣議決定で要請されている人件費削減方法についても盛り込んだ。（「附属資料編」P42～48参照）
- (2) 外部資金の導入について、更に次のように積極的な取組を行った。
  - ア 外部資金獲得に関する基本情報の発信のため、企業等と大学における研究協力制度についての解説と各制度の受け入れ実績を掲載した「産学連携マニュアル」を作成し、ホームページに掲載した。（「附属資料編」P117～121参照）
  - イ 本学教員の社会貢献対応事項について、各教員から情報収集を行い、「小樽商大教員社会連携のための教員ディレクトリー」として取り纏め、本学ホームページに掲載し、積極的に外に向けて広報する体制を整えた。（「附属資料編」P116参照）
  - ウ 知的財産の管理という観点から、知的財産の機関帰属・機関管理を定めた「国立大学法人小樽商科大学職務発明等規程」を制定した。
  - エ 知的財産の取扱いに関する方針を定め、もって知的財産の創作の促進、研究成果の普及を図り、社会に貢献することを目的とする「国立大学法人小樽商科大学知的財産ポリシー」を作成し、ホームページ上で公開し、外部資金の獲得に繋がる体制を整備した。（「附属資料編」P114～115参照）
  - オ 科学研究費補助金の申請件数増加のために、外部資金獲得ワーキンググループで組織的に取り組んだ結果、申請率は45.4%となり目標の45%を超えた。
  - カ 外部資金の獲得状況については、共同研究8件4,010千円(16年度3件800千円)、受託研究2件72,371千円(16年度4件39,697千円)、委託事業4件9,775千円(16年度1件3,150千円)、寄附金56件42,091千円(16年度32件31,761千円)となった。

**IV 自己点検・評価及び情報の提供**  
**1 評価の充実に関する目標**

<b>中期目標</b>	(1) 評価の充実に関する基本方針 ① 評価結果が大学運営の改善に積極的に活用されているかを正確に検証する。 ② 社会的に関心を持たれるような大学評価を行うことによって、本学における大学評価活動をさらに充実させる。
-------------	---

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	備考
<b>【181】</b> IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 (1) 自己点検・評価の改善に関する具体的方策 平成18年度末までに、評価項目の選定について、広く学内外の意見を聴取するための制度を構築するとともに、緊急性・重大性・即効性の見地から、評価の重点課題の選定を行う。	<b>【181-1】</b> 制度に基づき自己評価の実施事項・評価項目を選定する。	III	平成16年度に作成した「自己点検・評価の実施事項及び評価項目」に基づき、経営協議会の学外委員の意見を聴いたうえで、教育評価、研究評価等の評価項目を決定した。 研究評価については、「研究評価実施要項」を作成し、自己点検・評価の実施体制を構築し、平成18年度に実施することとした。 教育評価については、平成18年度に「教育評価実施要項」を作成し、実施することとした。		
<b>【182】</b> (2) 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策 ① 平成19年度末までに、評価結果を大学運営の改善に活用するためのフィードバック・システムを構築する。	<b>【182-1】</b> (平成18年度から実施のため、平成17年度は年度計画なし)		(大学評価実施規程を一部改正し、評価結果をフィードバックするシステムを規定化した。)		
<b>【183】</b> ② 平成20年度末までに、本学と同じような状況や立場にあると思われるいくつかの大学に対する評価結果を調べ、本学の結果との比較検討を行い、改善措置を講ずる。	<b>【183-1】</b> 他大学等調査・データ収集を行う。	III	大学基準協会、大学評価・学位授与機構で行われた認証評価結果（他大学分）及び文部科学省国立大学法人評価委員会で実施された「平成16事業年度に係る業務の実績に関する報告書」（他大学分）を収集した。本学と同じような状況や立場にある他大学に関する調査については、評価結果等概要をホームページなどにより収集を行った。		

**IV 自己点検・評価及び情報の提供**  
**2 情報公開等の推進に関する目標**

<b>中期目標</b>	(1) 情報公開等の推進に関する基本方針 ① 大学の説明責任を果たし、社会のニーズに適切に対応した情報公開を積極的に推進する。 ② 大学の知的情報の電子情報化、データベース化を促進する。
-------------	---

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウエイト	備考
<b>【184】</b> <b>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</b> (1) 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策 ① 本学の使命、教育内容、研究活動、社会貢献活動、入学、卒業後の進路等に関する情報をはじめ、中期目標、中期計画、財務内容、管理運営及び第三者評価の評価結果の情報等を種々の媒体を通じてわかりやすく積極的に提供する。	<b>【184-1】</b> 広報委員会が策定した基本的な広報戦略の下に広報担当部門は、種々の大学情報を一元的に整理・管理し、社会に対する情報公開の具体的な実施計画を立案する。	III	広報を一元的に担当する事務組織である広報担当部門は、広報委員会が策定した広報戦略に基づき具体的な実施計画を作成した。		
<b>【185】</b> ② 情報公開及び広報活動の推進のための体制整備・充実を図る。 ア. 様々な情報を適切かつ積極的に公開・提供するための、基本的な広報戦略を策定するため、学外者を含めた情報公開を推進する委員会を設置する。 イ. 上記広報戦略を実施し、学内の様々な情報をわかりやすく公開・提供するため、広報担当部門を設ける。	<b>【185-1】</b> (平成16年度実施済みのため、平成17年度は年度計画なし)				

<p>【186】 ③ 社会のニーズに適切に対応した効果的な広報戦略を策定する。 ア. 広報誌, ホームページ等の様々な広報媒体に関して地域社会のニーズを把握するため, アンケート調査を企画, 実施する。</p>	<p>【186-1】 ① 広報担当部門は, 広報誌, ホームページ, データベース検索等の様々な広報媒体に対する社会のニーズを把握するための調査を実施する。 ② 広報担当部門が行う調査結果に基づき, 広報委員会は, 社会のニーズに適切に対応した大学情報の内容とそれぞれの情報について提供する媒体等に関する基本的な広報戦略を策定する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>① 広報を一元的に担当する事務組織である広報担当部門は, 学生, 教職員, 一般市民, 卒業生それぞれを対象として, 広報誌, ホームページ等広報全般に対するニーズについて, アンケート調査及び集計を行った。 ② 広報委員会は, 集計結果を調査分析し, 基本的広報戦略を策定した。(「附属資料編」P122～123参照)</p>		
<p>【187】 イ. 多様な外国語による海外への情報発信を充実・強化する。</p>	<p>【187-1】 広報委員会が策定した基本的な広報戦略の下に広報担当部門は, 各種外国語のホームページの作成における有効性について検討し, 予算化も含めた実施計画を策定する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>広報担当部門は, 多言語対応による公式ホームページについて, どの外国語, どの項目が必要かをホームページ専門委員会と協議して検討を進め, 中国語, 韓国語によるホームページを作成することとした。</p>		

**IV 自己点検・評価及び情報提供に関する特記事項**

- ① 法人化のメリットを活用し、大学運営の活性化などを旨とした、財政、組織、人事などの面での特色ある取り組み
- (1) 広報を一元的に担当する事務組織である広報担当部門は、学生、教職員、一般市民、卒業生それぞれを対象として、広報誌、ホームページ等広報全般に対するアンケート調査及び集計を行い、広報委員会は、集計結果を調査分析し、基本的な広報戦略を策定した。
  - (2) 広報担当部門は、多言語対応の公式ホームページについて、どの外国語、どの項目が必要かをホームページ専門委員会と協議して検討を進め、中国語、韓国語によるホームページを作成することとした。
- ② 大学の置かれている状況や条件等を踏まえた、大学運営を円滑に進めるための様々な工夫
- (1) 平成16年度に作成した「自己点検・評価の実施事項及び評価項目」に基づき、経営協議会の学外委員の意見を聴いたうえで、教育評価、研究評価等の評価項目を決定した。
  - (2) 研究評価については、「研究評価実施要項」を作成し、自己点検・評価の実施体制を構築した。評価は、平成18年度に実施することとした。
  - (3) 教育評価については、平成18年度に「教育評価実施要項」を作成し、実施することとした。
- ⑤ 「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の各年度終了時の評価に係る実施要領」別添1に掲げる観点に係る取り組みの状況
- 情報公開の促進が図られているか。
- (1) 本学に初めて設置された「北洋銀行企業再生寄附研究部門」を受入事例として、さらなる寄附講座等の受け入れを目指すため、本学の広報誌「ヘルメスクーリエ」及びビジネス創造センター（CBC）のホームページに寄附研究部門の活動状況を掲載した。
  - (2) 広報担当部門は、多言語対応の公式ホームページについて、どの外国語、どの項目が必要かをホームページ専門委員会と協議して検討を進め、中国語、韓国語によるホームページを作成することとした。
  - (3) 研究評価については、「研究評価実施要項」を作成し、自己点検・評価の実施体制を構築した。評価は、平成18年度に実施することとし、結果は公表する。
  - (4) 教育評価については、平成18年度に「教育評価実施要項」を作成し、実施することとし、結果は公表する。
  - (5) 本学の広報として、「大学概要」、「大学案内」、「大学院案内」の他に、大学の広報誌として「ヘルメス・クーリエ」、学生生活状況を広報する「学園だより」、自己点検・自己評価の実施状況を広報する「北に一星あり」、FD活動状況を報告する「ヘルメスの翼に」、ビジネス創造センターの活動内容を広報する「ビジネス創造センターニューズレター」等を発行することにより、高校、地域経済団体、公共図書館、私立大学等に情報提供を行っている。

- 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。
- (1) 自己点検・評価項目の見直しと積極的な取り組み
    - ア 大学評価実施規程を改正して評価項目を見直し選定した。
    - イ 研究評価実施要項を作成し、平成18年度前期に研究評価を実施する。
    - ウ 教育評価実施要項を平成18年度に作成し、後期に教育評価を実施する。

**V その他業務運営に関する重要事項**  
**1 施設設備の整備・活用に関する目標**

<b>中期目標</b>	施設設備の整備・活用に関する基本方針 ① 教育研究の高度化・多様化に対応し，独創性・実務指向性の高い教育研究拠点の充実を図る。 ② 全学的な経営的視点のもと，施設設備について，重点的・計画的に整備するとともに，その効果的・効率的な利用を図る。
-------------	---

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウエイト	備考
<b>【188】</b> V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 1 施設設備の整備・活用に関する目標を達成するための措置 (1) 施設等の整備に関する具体的方策 ① 教育研究の重点化のため専門職大学院整備に必要なスペースは，総合研究棟の計画及び現有施設の点検評価の結果に基づく改善等により整備する。	<b>【188-1】</b> (平成16年度実施済みのため，平成17年度は年度計画なし)				
<b>【189】</b> ② 健康科学系施設等老朽施設の改善を図るため，重点的かつ計画的に整備する。	<b>【189-1】</b> 健康科学系施設の整備を行う。	III	平成16年度補正予算において措置された，健康科学系施設である体育館，武道場の改築事業を，繰越手続きを取り平成17年度に実施し整備を行った。老朽化した弓道場についても改築整備を行った。		
<b>【190】</b> ③ 留学生・日本人学生相互の交流の場だけでなく，地域との交流にも提供できる総合交流会館の整備を図る。整備に当たっては，外部資金による施設整備を検討する。	<b>【190-1】</b> (平成21年度実施のため，平成17年度は年度計画なし)				
<b>【191】</b> ④ 電力，冷熱源施設及び駐車場等の整備について，PFI事業を前提とした計画を検討する。	<b>【191-1】</b> (平成21年度実施のため，平成17年度は年度計画なし)				
<b>【192】</b> ⑤ 地球環境の保全への取り組みとして，地域社会から信頼される大学の環境管理を行うため，環境整備についての計画を策定する。	<b>【192-1】</b> 構内環境と周辺の環境を含め，調和のとれた魅力あるコミュニティキャンパスとするための手法を検討する。	III	体育館等の改築整備において，周辺環境との調和を考えた外壁の仕上げや，インターロッキングブロックの舗装などを設計に盛り込んだ。		

<p><b>【193】</b>                  (2)施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策                  ① 平成16年度に有効利用に関する規程等を制定し、実施のための組織及び体制を確立するとともに、施設の利用状況等を点検評価し、教育研究スペースの総体的な有効利用を図る。                  ② 施設等の有効活用及びスペースを効率的に活用するため、①利用頻度の低い施設、②新増築・大型改修時に延べ面積の20%以上を確保、等施設設備の有効活用を図る。</p>	<p><b>【193-1】</b>                  制定した規程に基づき、教育研究スペースの有効利用が図れる方策を検討する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>体育館の改築工事において、施設の有効な利用を図るため、共同利用できる共通のスペースとしての多目的室を設け、教育、研究、生涯教育、公開講座等への有効利用が図れるよう整備を行った。</p>		
<p><b>【194】</b>                  ③ 平成18年度末までに、施設設備の劣化状況等を的確に把握した計画的・段階的な更新計画を策定し、実施するための施設設備管理システムを構築の上、施設マネジメントを推進する。</p>	<p><b>【194-1】</b>                  老朽化した設備システムの更新計画を作成する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>暖房設備や電話設備について基幹となる設備の更新計画を作成した。</p>		

**V その他業務運営に関する重要事項**  
**2 安全管理に関する目標**

<b>中期目標</b>	(1) 安全管理に関する基本方針 ① 学内環境を快適で安全に維持するため、安全管理に関する諸規程や組織を再点検する。 ② 学生・教職員に対し、安全意識の啓蒙に努めるとともに、リスク管理体制を整備する。
-------------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウエイト	備考
<b>【195】</b> <b>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</b> (1) 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策 ① 労働安全衛生法等に基づき、学内諸規程の見直しと整備を図り、ガイドラインや安全点検マニュアルを整備する。また、安全管理に関する責任部署を明確化し、点検マニュアルによる点検を定期的に行う。	<b>【195-1】</b> ① 学生以外の危機管理マニュアルを作成する。 ② 衛生委員会において、安全点検を継続的に実施する。 ③ 学生・教職員に対して安全意識の啓蒙を図る。	Ⅲ	① 緊急度の高い危機事象の教職員用マニュアルとして、災害マニュアル（火災、爆発、地震・水害・台風等）、事故マニュアル（毒劇物）、疾病マニュアル（食中毒・感染症）、事件マニュアル（不審者侵入）、事故・事件マニュアル（国際交流・海外派遣等）を整備した。（「附属資料編」P61～68参照） ② 衛生委員会において、労働安全衛生法に基づき作成した職場巡視チェックポイントにより、安全点検を継続的に実施した。（「附属資料編」P59～60参照） ③ 教職員・学生に対して防火訓練（救急救命訓練を含む）を実施した。 ア 学生に対して学生生活支援セミナー（交通安全・交通マナー、悪徳商法撃退等、救急救命教室）を実施した。 イ 教職員に対しては、アカデミックハラスメント防止講演会、危機管理に関する講演会を実施した。		
<b>【196】</b> ② 平成16年度に施設、備品、傷害、事故等に備え、保険加入を促進する。	<b>【196-1】</b> 費用対効果を念頭に保険内容、保険金額を決定の上、必要となる保険に加入する。	Ⅲ	国立大学法人総合賠償責任保険に、平成17年度は新たに個人情報漏えい賠償責任担保特約及び個人情報漏えい費用損害担保特約を付加した。		
<b>【197】</b> ③ 毒物・劇物の取り扱いについて既定の要項を再点検するとともに、要項に準拠した管理方法が行われているかを確認するため、平成16年度に点検マニュアルを整備し、定期的に点検を行う。	<b>【197-1】</b> 平成16年度に制定した要項に基づき、定期的に点検する。	Ⅲ	平成16年度に制定した要項に基づき、1月に使用責任者（担当教員）立ち会いのうえ定期点検（年1回）を実施した。毒物・劇物は良好に管理されていた。		
<b>【198】</b> (2) 学生等の安全確保等に関する具体的方策 ① 様々な媒体を通じて、安全意識の啓蒙に努めるとともに、学内メール等による学生等からの問題点の指摘や、相談のための窓口を平成16年度に設ける。	<b>【198-1】</b> 平成16年度に相談窓口を設置した後、寄せられた相談・回答については、学生等の安全管理に対する意識啓蒙に役立たせる。	Ⅲ	11月に実施した防火訓練や12月実施の体育系サークルリーダーのための救急救命教室の結果に基づく検討課題を、ホームページ上に掲載して学生・教職員に対する危機管理の意識啓蒙を行った。		

<p>【199】 ② 学生・教職員の安全意識向上のため、防火訓練、防災訓練、救急救命訓練等を実施する。</p>	<p>【199-1】 防火訓練・救急救命訓練を実施する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>11月に全学の防火訓練・救急救命訓練を実施した。12月に体育系サークルリーダーのための救急救命教室を実施した。</p>		
<p>【200】 ③ 学生・教職員の傷害事故、自動車事故等に備え、保険加入を促進する。</p>	<p>【200-1】 教職員・学生の過失等に対する損害リスクを洗い出して、保険加入の方法について検討する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>公用車の自動車総合保険について見直しを行い、運転者年齢条件を従来の「26歳未満不担保」から「21歳未満不担保」へ拡大することにより、当該条件を満たす若手職員まで対象に含め、自動車事故に対する備えを強化した。</p>		
<p>【201】 ④ 万が一の事故に備え、学長をトップとするリスク管理体制を平成17年度末までに整備し、また、リスク管理の在り方についての研究を行う。</p>	<p>【201-1】 平成16年度に設置した危機管理委員会の下で、学長をトップにしたリスク管理の体制を検討し整備する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>危機ガイドラインに記載されている学長をトップとするリスク管理体制について、各危機管理マニュアルの中で各事象に適切に対応するリスク管理体制及び連絡体制を整備した。リスク管理に係る講演会を開催し、教職員に対する啓蒙を行った。</p>		

**V その他の業務運営に関する重要事項に関する特記事項**

- ① 法人化のメリットを活用し、大学運営の活性化などを目指した、財政、組織、人事などの面での特色ある取り組み
- (1) 国立大学法人総合賠償責任保険に、平成17年度は新たに個人情報漏えい賠償責任担保特約及び個人情報漏えい費用損害担保特約を付加した。
- ② 大学の置かれている状況や条件等を踏まえた、大学運営を円滑に進めるための様々な工夫
- (1) 体育館、武道場、弓道場の改築整備を行った。  
 ア 体育館の改築整備において、周辺環境との調和を考えた外壁の仕上げや、インターロッキングブロックの舗装などを設計に盛り込んだ。  
 イ 施設の有効利用を図るため、共同利用できる共通スペースとしての多目的室を設け、教育、研究、生涯教育、公開講座等への有効利用が図れるよう整備を行った。  
 ウ 体育館利用に関する規程を整備した。
- (2) 緊急度の高い危機事象の教職員用マニュアルとして、災害マニュアル(火災、爆発、地震・水害・台風等)、事故マニュアル(毒劇物)、疾病マニュアル(食中毒・感染症)、事件マニュアル(不審者侵入)、事故・事件マニュアル(国際交流・海外派遣等)を整備した。
- (3) 教職員・学生に対して防火訓練(救急救命訓練を含む)を実施した。  
 ア 学生に対しては、学生生活支援セミナー(交通安全・交通マナー、悪徳商法撃退等、救急救命教室)を実施した。  
 イ 教職員に対しては、アカデミックハラスメント防止講演会、危機管理に関する講演会を実施した。
- ⑤ 「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の各年度終了時の評価に係る実施要領」別添1に掲げる観点に係る取り組みの状況
- 施設マネジメント等が適切に行われているか。
- (1) 施設有効利用及び地域社会への貢献の観点から、平成17年4月から札幌サテライトの学外貸出を開始し、併せて、学外利用者の利便性の向上を図るため、利用状況や設備等の詳細(部屋見取図、備品一覧、AV機器操作マニュアル)をデータ化しホームページ上に公開した。また、小樽キャンパスの教室や体育施設についても、本学と地域との連携・協力関係の発展を目的として開催している「一日教授会」の場において、施設概要や利用方法について一般市民へ広報を行った。
- (2) 2号館(言語センター、情報処理センター、ビジネス創造センターが利用している。)の実習室の利用状況を調査し5室を4室に集約することにより、生み出したスペースを「教育開発センター」の施設に充て、有効利用を図った。
- (3) 暖房設備や電話設備について基幹となる設備の更新計画を作成した。(「附属資料編」P51～54参照)
- (4) 基本的なコンセプトであるキャンパスマスタープランのインフラの整備計画の内容について、都市ガスが天然ガスに転換されたことに伴い見直しを行った。(「附属資料編」P55～57参照)
- (5) 「完成後15年経過、延べ面積500㎡以上」の建物を対象に劣化状況を調査した結果、12棟について改善が必要なが分かり、その費用の概算額を算出した。平成18年度にそれらの改善計画を立てることとした。
- (6) 施設修繕計画に基づき、既存施設の改修・修繕の年度計画案を作成した。
- (7) 施設機能水準書(案)に基づき、体育館についてコストを検討し、イニシャルコスト、ランニングコストを算出した。
- (8) 平成16年度に集計、整理した工事等要望事項について、それらの改善に必要な費用の算出を行った。
- 危機管理への対応策が適切にとられているか。
- (1) 緊急度の高い危機事象の教職員用マニュアルとして、災害マニュアル(火災、爆発、地震・水害・台風等)、事故マニュアル(毒劇物)、疾病マニュアル(食中毒・感染症)、事件マニュアル(不審者侵入)、事故・事件マニュアル(国際交流・海外派遣等)を作成した。(「附属資料編」P61～68参照)
- (2) 衛生委員会において、労働安全衛生法に基づき作成した職場巡視チェックポイントにより、安全点検を継続的に実施した。(「附属資料編」P59～60参照)
- (3) 教職員・学生に対して防火訓練(救急救命訓練を含む)を実施した。  
 ア 学生に対しては、学生生活支援セミナー(交通安全・交通マナー、悪徳商法撃退等、救急救命教室)を実施した。  
 イ 教職員に対しては、アカデミックハラスメント防止講演会、危機管理に関する講演会を実施した。
- (4) 学生の生活面、学習面でのトラブル、悩み、苦情等を早期に発見し対処するために、  
 ア 「学生何でも相談室」  
 イ 学生が教育担当副学長に自由に意見を述べる投書制度「学生の声」  
 ウ 教育担当副学長と学生団体の代表者の懇談会(月1度開催)  
 エ 教員と教育担当副学長の連絡網  
 等を運用している。大学側も、これらの制度を通じて、学生に生活面での注意を呼びかけている。

**VI 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画**

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

**VII 短期借入金の限度額**

中期計画	年度計画	実績	
1. 短期借入金の限度額 <p style="text-align: center;">4億円</p> 2. 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。	1. 短期借入金の限度額 <p style="text-align: center;">4億円</p> 2. 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。	なし	

**VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画**

中期計画	年度計画	実績	
なし	なし	なし	

**IX 剰余金の使途**

中期計画	年度計画	実績	
決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	平成16年度において発生した剰余金については、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に一部充当した。	

**X その他 1 施設・設備に関する計画**

中期計画			年度計画			実績		
1 施設・設備に関する計画			1 施設・設備に関する計画			1 施設・設備に関する計画		
施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源	施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源	施設・設備の内容	決定額(百万円)	財源
小規模改修 災害復旧工事	総額 100	施設整備費補助金 (100百万円)	小規模改修 屋内運動場改築	総額 518	施設整備費補助金 (518百万円)	小規模改修 屋内運動場改築 災害復旧工事 アスベスト除去工事	総額 546	施設整備費補助金 (546百万円)
<p>(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。</p> <p>(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。</p>			<p>(注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。</p>					

○ 計画の実施状況等

アスベスト対策事業と災害復旧事業が補正予算により示達されたが、アスベスト対策事業については施工業者が少ないことに加え、工事依頼が殺到している状況のため、施工業者の確保に時間を要することとなり、年度内の完成が見込めなくなったことにより、その一部を平成18年度への繰越事業としての手続きをした。

**X その他 2 人事に関する計画**

中期計画	年度計画	実績
<p>2. 人事に関する計画</p> <p>(1) 教員の雇用については、本学の教育方針に沿った最適配置を促進するため客員教授制度の導入、任期制の活用・基準等について検討する。なお、その際、ジェンダーバランスの改善、外国人の登用等についても考慮し、有効な方策を検討する。</p> <p>(2) 事務職員の雇用については、国立大学法人等職員採用統一試験からの採用を基本としながら、本学の特殊性を考慮し、語学、情報処理等特殊な能力・技能を有する者を民間から選考採用するために必要な制度を検討する。</p> <p>(3) 人材育成については、民間の手法を調査・研究することはもとより、北海道地区各国立大学法人等共同実施事業や新国立大学協会主催の研修を通じて、国立大学法人運営の基礎となる法務、財務、労務等専門性の高い業務に精通する人材育成に努める。</p> <p>(4) また、人材育成の一環として大学運営に関する知識・経験を有する職員を養成するため、民間企業、独立行政法人、政府各府省等との人事交流の実施体制の整備を検討する。</p> <p>(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 11,872百万円(退職手当を除く)</p>	<p>2. 人事に関する計画</p> <p>人材育成については、民間の手法を調査・研究することはもとより、北海道地区各国立大学法人等共同実施事業や新国立大学協会主催の研修を通じて、国立大学法人運営の基礎となる法務、財務、労務等専門性の高い業務に精通する人材育成に努める。</p> <p>(参考1) 平成17年度の常勤職員数 206人</p> <p>(参考2) 平成17年度の人件費総額見込み 2,011百万円(退職手当を除く)</p>	<p>2 人事に関する計画</p> <p>『「Ⅱ業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」P40, P44参照』</p>

○ 別表 (学部・学科, 研究科の専攻等)

学部・学科, 研究科の専攻等名		収容定員	収容数	定員充足率	
		(a)	(b)	(b)/(a) × 100	
		(人)	(人)	(%)	
商学部 (昼間コース)	経済学科	534	482	90.26	
	商学科	576	528	91.67	
	企業法学科	412	378	91.75	
	社会情報学科	288	260	90.28	
	商業教員養成課程 教育課程	50	2	4.00	
	計	1,860	2,150	115.59	
	(夜間主コース)	経済学科	64	66	103.13
		商学科	80	78	97.50
		企業法学科	64	72	112.50
		社会情報学科	92	98	106.52
教育課程			54		
計	300	368	122.67		
商学研究科	経営管理専攻		15		
	現代商学専攻	20	17	85.00	
	アントレプレナーシップ専攻	70	77	110.00	
	計	90	109	121.11	

○ 計画の実施状況等

- ・商業教員養成課程は、平成16年度に廃止した。経過措置により当該課程に学生が在学しなくなるまでの間存続する。
- ・昼間コース, 夜間主コースとも, 卒業不可能者が多く在籍しているためである。
- ・昼間コース, 夜間主コースの「教育課程」は, 初年次学科所属を行わないためこのように表記した。
- ・大学院経営管理専攻は, 平成16年度に現代商学専攻に名称を変更し, 平成16年度から学生募集を停止し, 経過措置により学生が在学しなくなるまでの間存続する。